

# 官報

号外  
国会会議録

令和七年十一月四日

## ○第二百十九回国衆議院会議録 第三号

令和七年十一月四日(火曜日)

議事日程 第三号

令和七年十一月四日

午後一時開議

一 国務大臣の演説に対する質疑

○本日の会議に付した案件

情報監視審査会委員辞任の件

情報監視審査会委員の選任

国務大臣の演説に対する質疑

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

情報監視審査会委員辞任の件

○議長(額賀福志郎君) お諮りいたします。

情報監視審査会委員中西健治君から、委員を辞任したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

情報監視審査会委員の選任

○議長(額賀福志郎君) つきましては、情報監視審査会委員の選任を行います。

衆議院情報監視審査会規程第六条の規定に基づき、情報監視審査会委員に藤丸敏君を選任するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、選任することに決まりました。

国務大臣の演説に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) これより国務大臣の演説に対する質疑に入ります。野田佳彦君。

〔野田佳彦君登壇〕

○野田佳彦君 立憲民主党の野田佳彦です。

立憲民主党・無所属を代表し、高市総理に質問いたします。(拍手)

まず初めに、高市総理、大役への御就任、誠にありがとうございます。ワーク・ライフ・バランスに留意され、健康管理には十分お気をつけください。

私は、右にも左にも流されない中道路線の立ち位置から高市政権と対峙していく決意です。

そして、連立政権の枠組みが変わり、アクセルが二つになった政権に対し、国民の暮らしを守り、自由を守り、平和を守る観点から、ブレーキ役を果たす責任を担ってまいります。

高市総理が所信表明演説で掲げた、力強い経済と責任ある積極財政、そして力強い外交、安全保障政策など、それぞれの中身についてお尋ねしてまいります。

日本が強くなっても、格差が大きくなれば、生活が苦しくなる日本人は増えます。円安では本場に日本が強くなるかも疑問です。

立憲民主党は、国民一人一人の暮らしや家計を基本に、政権と対立するためではなく、国民のために善政を競い合う論戦をしてまいります。

総理が尊敬する英国の政治家は、アイアンレディー、マーガレット・サッチャーだそうですね。私が尊敬する英国の政治家は、買収選挙が横行する時代に金権風土を塗り替えようと立ち上がり、一八八三年、腐敗防止法を作った立て役者であるヘンリー・ジェームズです。

政治家になるのならこのような仕事をしたくないという思いで、私は徒手空拳で千葉県議選に挑み、衆院選でも政治改革を掲げ、一九九三年に総理とともに初当選をいたしました。

翌九四年、細川内閣の下で、連座制を強化した公職選挙法改正を含む政治改革関連法が成立し、尊敬するヘンリー・ジェームズに一步、一歩だけですが、近づけたかなという高揚感を味わうことができました。

しかし、自民党の派閥パーティーによるいわゆる裏金事件によって、時計の針を巻き戻すように我が国の政治倫理は後退し、国民の政治への信頼は地に落ちていきます。

総理は、旧安倍派幹部を党の要職に登用し、副大臣、政務官人事でも、いわゆる裏金事件で党の処分を受けた旧安倍派の衆参両院議員七人の起用を決めました。政治と金の問題について決着がつかないかのごとく人事を決められたことは大変遺憾です。

衆院選、参院選で示された民意は、政治と金の問題を解決し、政治への信頼を回復せよということとです。決断と前進の前に、信頼回復が必要ではないでしょうか。

改めてお伺いをいたします。総理は、政治と金の問題はけじめがつかないと考えでしょうか。

自民党、日本維新の会の連立政権合意書には、一割を目標に衆議院議員を削減するとあります。また、報道によると、維新の会は比例代表のみ削減と主張されておられます。

二〇一二年に私と当時の安倍総裁と議員定数削減について党首討論で合意した頃と、多党化した今日とでは状況が大きく変化いたしました。定数は、数の力で強引に決める課題ではありません。

せん。国勢調査や、衆議院議長の下にある選挙制度に関する協議会での議論などを踏まえ、幅広い合意形成をし、一つの方向性を見出すための議論を重ねていくことが必要です。

総理は、所信の結びで十七条の憲法の「事独り断む可からず。必ず衆と与に宜しく論ふ可し。」を引用され、政治とは、独断ではなく、共に語り、共に悩み、共に決める営みですと語られました。改めて肝に銘じていただきたいと思います。

なお、私は、議員定数削減の方向性には賛成です。ただし、比例区だけ削減ではなく、小選挙区と比例区のバランスを考慮して削減すべきではないでしょう。

企業・団体献金について、日本維新の会は一番厳しく廃止を訴えていたにもかかわらず、高市総裁の任期中に結論を得ると合意したのは、事実上の先送りにほかなりません。

去年の衆議院選挙、今年夏の都議会議員選挙、参議院議員選挙で国民が自民党にノーという意思を突きつけたのは、不祥事続きの自民党を許さないということであり、今は政治資金問題の結論を出すことが先ではありませんか。

公明党が連立から離脱したのも、政治資金の問題で自民党の基本姿勢に疑問を感じたからであり、衆議院の議員定数を削減することで政治資金の問題を棚上げというのは、争点のすり替えにすぎません。

資金の流れも把握できていない自民党の七千八百もの政党支部が企業・団体献金の受皿になっているのは、どう考えてもおかしいと思います。

企業・団体献金の廃止に向けて、膠着した議論を一步でも前進させるために、公明党と国民民主党が提案している規制強化案について、まずは今

国会で実現しましょう。企業・団体献金の受取先を政党の本部と都道府県の組織に限定し、廃止に向けた第一歩を踏み出すべきではないですか。

ガソリン税の暫定税率の廃止、そろそろ決着をつけませんか。

地方においては、買物に行くにも病院に行くにも、何をするにも車が必要ですから、近年のガソリン代の値上がり、高止まりは大変な負担になっています。暫定税率を廃止すれば、一リットル当たり二十五・一円の値下げ、四十リットル給油したら今より千円安くなりますから、極めて有効な物価高対策であり、地方経済の活性化にもつながるものと思います。

この間、立憲民主党は、政府が二月に提出した税法に対する修正案で、また、四月には単独提出の議員立法で、そして六月、八月には野党七党共同提出の議員立法で、暫定税率の廃止を政府・与党に迫ってきましたが、自民党の強い抵抗に遭って、その都度、廃止時期の後ろ倒しを余儀なくされてきました。

年内の早い時期の廃止という公党間の合意をほごにすることは断じて許されず、我々がこれを強く押し返した結果、先週の与野党協議では、ここまで議論が遅延したことについて自民党から率直におわびがあった上で、十二月三十一日の年内の廃止で合意されました。

最終的には幹事長レベルで合意できると聞いていますが、これまで三か月以上にわたって自民党の党内の都合で暫定税率への対応が遅れたことについて、総理はいかに考えますか。

所信表明演説では、ガソリン税について、今国会での廃止法案の成立を期しますとしています。が、年内に廃止するところで明言すべきではない

ですか。あわせて、軽油引取税の暫定税率についても、合意に沿って、来年四月一日から廃止することを明言していただけませんか。

参院選で公約した給付金を実施しないということですから、高市政権には即効性のある物価高対策はほとんどないということになります。自民党内の権力闘争で政治空白を長引かせた上、有効な物価高対策がないというのは、到底許されることではありません。

経済対策の策定は指示されたようではありませんけれども、現状、それがいつ形になり、国民の懐に届くのか、全く分かりません。また、その規模も大きな論点です。

内閣府が八月に発表した中長期の経済財政に関する試算では、来年にもプライマリーバランス黒字化が可能と示されておりましたが、仮に経済対策が昨年並みの規模となった場合、赤字に転落する可能性が高いと思われます。実際に、片山財務大臣は、補正予算の財源として、既に赤字国債の増発に言及されています。

高市総理は責任ある積極財政を掲げておられますが、まず、政府自らが骨太の方針で定めたプライマリーバランス黒字化目標を達成することが責任ある姿ではないでしょうか。経済対策を取りまとめ、補正予算を国会に提出する時期はいつなのか、また、国、地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指した予算規模に抑えるのか、お伺いをいたします。

食料品の高騰が家計を直撃しています。民間の調査によれば、十月だけで三千品目以上の値上げが行われており、今年一年間では二万品目を超える食料品の値上げが行われる見込みです。所得が低い人ほど食料品の支出割合が高い傾

向にあることから、現下の食料品の高騰は極めて深刻であり、緊急対策を実行することが必要です。

自民党と日本維新の会の連立政権合意書には、飲食料品については、二年間に限り消費税の対象としないことも視野に、法制化につき検討を行うとの記載があります。実施時期も明記されていなければ、視野に、検討など、やる気のなさがにじみ出ている一文です。

高市総理は、今年五月二十三日、自民党税制調査会の勉強会が終了した後、記者団の取材に応じられて、国の品格として食料品の消費税率はゼロ%にするべきと発言されています。たった数か月前、総理が国の品格とまでおっしゃった政策です。

立憲民主党は、食料品消費税ゼロ法案を先月三十一日に国会に提出をし、他党の御理解と御賛同を得ながら今国会中の成立を目指していますが、総理、共に実現しませんか。

高市総理は、自他共に認めるアベノミクスの継承者です。

私は、アベノミクスというのは、デフレ脱却のための壮大な社会実験であったと認識しています。問題は、結果が出なかつたにもかかわらず、やめどきを見失い、だからだと続けたことで、逆に様々な課題を引き起こしたことであります。当初目指したトリクルダウンは起こらず、富める者が富んだだけで、非正規雇用の増加や実質賃金の低迷に象徴されるように、格差の拡大が進みま

た。二年で二%の物価安定目標達成をうたった異次元の金融緩和は、十年たつても目標を達成できませんでした。近年になっては円安を助長する大

きな要因となり、輸入物価の上昇を通じて家計の負担増をもたらしています。また、異次元の金融緩和の一環で買入れたETFは簿価で三十七兆円以上上り、その売却には百年以上も要する見込みですが、これはアベノミクスの副作用の大きさを端的に示すものであります。

総理は、アベノミクスをどのように評価されていますか。アベノミクスを踏襲するのですか、修正するのですか。お答えいただきたいと思えます。

高市総理は、安倍政権時代に自民党の政調会長を務められておられました。そのとき、大規模な金融緩和の実行を迫るため、日本銀行に対する解任権の導入を示唆するなど、日銀の独立性を脅かすこともいとわれないほど強硬な金融緩和論者です。

また、昨年、自民党総裁選に出馬された際も、金利を今上げるのはあほやと思う、金融緩和はもう少し我慢して続けるべきだと、やはり強い口調で緩和の継続を訴えられました。

もちろん、米国の関税政策の影響などは見定めなければなりません。今の状況で全く金利の引上げを許さないということになれば、円安が進行し、インフレを助長する可能性があります。

また、高市総理は一貫して積極財政論者でもいらつしやいます。これは今や、全閣僚への指示を通じて、高市政権全体のスタンスにもなっていると思えます。

しかし、これまで政府が財政出動の根拠としてきた需給ギャップは足下で需要超過となっており、積極財政の結果として、かえってインフレが助長され、家計の負担増をもたらす可能性があります。

総理、金融緩和と積極財政は物価高を助長するのではないのでしょうか。

我々は、消費税の逆進性対策として、給付つき税額控除の導入を長年にわたって主張してまいりました。所得再分配機能の強化、勤労意欲の促進などの効果もあると思えます。

高市総理も、給付つき税額控除は私の持論とおっしゃられ、政府として制度設計の導入に着手することを掲げられたことは率直に歓迎したいと思います。

給付つき税額控除の導入に向けて、石破政権の下で立憲、自民、公明の協議体が立ち上がったのですが、他党にも呼びかけて、制度設計を急ぐべきではないでしょうか。

高市総理が所信表明演説で提案した、社会保障制度における給付と負担の在り方に関する国民会議についてお尋ねいたします。

増える医療費と現役世代の保険料負担、医療崩壊につながるかねないほど深刻な医療機関の赤字、介護、障害福祉従事者の人手不足、国民に信頼される年金制度の確立など、社会保障の課題は山積をしています。国民の暮らしを支え、命と健康を守るため、国民的な議論を行い、不断の改革をしていかなければなりません。

ただし、国の根幹に関わる社会保障制度については、政権が替わるたびに制度をころころと変えるようなことがあってはなりません。したがって、与野党の垣根を越えて議論を行うこと自体は私も賛成です。

今年の通常国会で、年金改革法案の修正について立憲、自民、公明の三党で合意した際、私は石破前総理に対して、今国会の、この国会の年金改革は一里塚で、更なる改革が必要であるため、超

党派で年金に関して協議する場の設置を要請いたしました。

私が要請したのは、国会の中で、政治家主導で協議する場であり、政府の中で、役所主導で議論する場ではありません。与野党で社会保障の給付と負担の在り方について議論することは重要ですが、国民会議を政府の下に置くのではなく、国会内に会議体を設置したらどうでしょうか。

私は、九月に、自治体病院を持つ首長の皆様から、危機的状況にある自治体病院の存続に向けた要請をいただきました。十月には、都内にあるJCHOの病院を訪問し、施設が老朽化し、手術室で雨漏りしてしまった深刻な状況を視察いたしました。

このままでは、医療機関の経営は立ち行かなくなり、助けられる命も助けられなくなってしまう。地域医療の最前線、最後のとりでを守るため、医療機関への支援は最優先で取り組まなければならない課題であり、補正予算でしっかりと支援すべきです。

立憲は、問もなく取りまとめる経済対策に医療機関支援を盛り込む予定です。我が党の提案も踏まえて、診療報酬の引上げ、改定前に病院そして診療所への緊急支援を行うべきではないでしょうか。

政府は、当事者の意見を聞かず、短期間で高額療養費の自己負担限度額の引上げを決定いたしました。長期の治療を続けるがんや難病などの患者さんたちが治療の中断に追い込まれたり、生活で大きなことが危惧されました。

当事者の皆様が諦めず声を上げ続け、立憲が予算の修正案や法案を提出して引上げ凍結を要求した結果、石破政権は引上げを凍結をいたしました。

高額療養費の自己負担限度額は、患者やその御家族に深刻な影響を与えるため、引き上げるべきではありません。その代わりに、命に関わらない軽症患者の医療費を優先して見直すべきです。

自民党総裁選時の共同通信が行ったアンケート調査で、高市総理は高額療養費制度見直しについて、患者負担上限額を引き上げるべきではない、医療保険制度改革全体の中で考える課題と回答されています。引き上げるべきではないというのは私たちと同じ考えであり、引上げを完全にストップできるのではないかと期待をしています。

報道によると、上野厚生労働大臣から、高額療養費制度の見直しについて十二月に方向性をまとめるという発言がありました。先週末に全国がん患者団体連合会の幹部の皆様とお会いしましたが、負担増になるのではないかと、とても心配されておられました。

石破政権は、高額療養費の引上げを見送り、秋までに再検討するとしていましたが、高市政権はどうするのでしょうか。引き上げないという政治判断もあるのでしょうか。明快にお答えいただきたいと思えます。

高市総理が所信表明演説で述べた攻めの予防医療についてお尋ねいたします。

予防医療を実現するための鍵は、自民党政権下でなかなか進まない、かかりつけ医の制度化であると考えます。一昨年の政府提出法案による法改正でかかりつけ医機能の法整備が行われましたが、今までと何が異なるのか分からない、不十分なものでした。

立憲民主党は、医師がかかりつけ医として必要な知識、技能を有しているかの認定制、住民一人

一人と医師を結びつけ、お互いの認識を一致させるための登録制を導入することを提案をしていますが、日本版家庭医制度です。

気軽に何でも相談できるかかりつけ医がいれば、健康に不安があるときに、かかりつけ医と相談し、適切なアドバイスを受けられるようになり、適切な医療機関を紹介してもらうことができるようになります。結果的に、医療機関をたらい回しにされて無駄な診療を受けることが減り、薬の重複処方避けられるようになる効果も期待できます。

あえて、攻めの予防医療とおっしゃる高市総理ですが、攻めの予防医療とは具体策は何でしょうか。日本版家庭医制度を取り入れたらどうでしょうか。

日米同盟は、我が国の外交、安全保障の軸軸です。先週、総理は初めてトランプ大統領と会談されました。満面の笑みで元氣いっぱいおもてなしをされ、大統領もエネルギーシユな女性だと評価され、個人的な関係構築のよいスタートを切れたのではないかと拝察しています。

ただし、トランプ大統領をノーベル平和賞に推薦すると伝えたとしたならば、それは行き過ぎたお世辞外交であり、軽率です。

昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。今年は、広島と長崎への原爆投下から八十年という節目の年です。

日本は唯一の戦争被爆国として一九九四年から核廃絶決議案を国連に提出し続け、今年、十月三十一日の国連総会で、百四十五か国の賛成多数で三十二年連続採択されました。昨年賛成した米国は棄権に回りました。トランプ大統領が核実験の再開を指示したこと

が背景にあるのだと思います。米国が一九九二年を最後に行っていない爆発を伴う地下核実験を行えば、ロシアや中国に同様の実験に踏み切る口実を与えかねません。

総理は今も、トランプ大統領をノーベル平和賞の候補に推薦するつもりですか。また、私は、日本が核兵器禁止条約にオプザーバー参加すべきと考えますが、総理はいかがお考えでしょうか。

総理は主體的に防衛費の増額に引き続き取り組む決意を表明され、トランプ大統領は、防衛力を大幅に強化していることを承知していると答えました。これは、総理が所信で明らかにし、また、小泉防衛大臣が翌日にヘグセス国防長官に伝え、防衛費の総額を、二年前例して、本年度中にもGDP比二%を達成するという姿勢についてのコメントです。

現在の防衛力整備計画は、二三年度から二七年度の五年で四十三兆円の計画です。計画の三年目に当たる本年度の防衛予算は現在八・五兆円のところ、総理は就任後、唐突に、残り数か月でGDP比二%、約十一兆円まで増額するつもりです。このような重要な政治判断は、総裁選挙中に明言しておくべきだったのではないのでしょうか。

岸田元総理は、数字ありきではなく、防衛費は積み上げた数字だとずっと御説明をされてきたけれども、初年度に約千三百億円の予算を積み残してしまいました。防衛費は増額ありきの前に、効率化や節約の努力も忘れてはなりません。

防衛費をGDP比二%にするためには、補正予算では追加的に幾ら必要となりますか。なぜ今年度中に十一兆円まで増額するのですか。急激な予算増は無駄やコスト高につながると指摘をしておきます。

中国の東シナ海や南シナ海における現状変更の試みや、既成事実の積み重ねで覇権を拡大しようとする姿勢は、国際社会の法の支配を脅かし、インド太平洋地域の平和と安定を妨げます。特に、尖閣諸島周辺の一方的な主張に基づく領海侵入などには毅然と対応しなければなりません。

また、レアアースの輸出制限でしばしば圧力をかける中国に対し、我が国始め各国は供給を多角化しようとしています。依然として、中国が圧倒的なレアアースの供給者であることは変わりません。

所信表明演説の中で、対中関係について、経済安全保障を含む安全保障上の懸案事項が存在すると述べられていますが、その懸念について、日中首脳会談においてはどのような議論があったのでしょうか。

日韓首脳会談において、未来志向の協力確認ができたことについては、一定の評価をしたいと思います。

八月に李在明大統領が訪日された際、私も会談をいたしました。その際、CPTPPへの加盟をお勧めしたところ、強い関心を示されました。今回のAPECの首脳宣言は、自由貿易をめぐる表現が明らかに後退しています。こういうときこそ、日本は、CPTPPやRCEPの拡充の先頭に立ち、自由貿易の旗手を目指すべきではないでしょうか。

近年、全国各地で熊による人身被害を含めた被害が深刻化しています。過去最多だった令和五年度の人身被害は百九十八件、被害者は二百十九名、死者は六名に上りましたが、今年度も同水準で被害が増加しており、死者数は既に過去最多となっています。

しかし、熊被害がこれほど拡大しているにもかかわらず、国は自治体任せです。現場からは、自治体職員、警察官、消防職員、猟友会が疲弊し、対応が限界に達しているといった切実な声が寄せられています。

宮城県の村井知事は、熊被害対策において猟友会の高齢化や人手不足を課題に挙げ、自衛官、警察官のOB、OGを会計年度任用職員として活用できるか検討したいと述べています。秋田県知事は、自衛隊の派遣を要請しています。

こうした人材活用を含め、自治体任せにしない体制を構築するのが国の役割ではないでしょうか。

立憲民主党は、熊被害対策に関する提言をまとめ、十月二十八日、鈴木農水大臣に提出をいたしました。それに加えて、村井宮城県知事の提案も含め、熊被害対策にOB、OGを含めた自衛官、警察官を活用してはいかがでしょうか。

今求められているのは、右にも左にも偏らず、現実を見据えて国民の暮らしを守る政治です。国民が望んでいるのは、力の誇示、イデオロギーの対立ではありません。安心して暮らせる社会、希望を持てる未来なのです。

物価高、格差拡大、地方の疲弊など、これら全ての課題に、私たちは、生活者の視点に立ち、一人一人の暮らしを支える政治で応えてまいります。

これからも中道に軸足を置いて頑張っていくことをお誓い申し上げて、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣高市早苗君登壇)

○内閣総理大臣(高市早苗君) 野田佳彦議員の御質問にお答えをいたします。

政治と金の問題についてお尋ねがございました。

自民党総裁として申し上げますと、自民党における旧派閥の政治資金収支報告書の不記載に関する問題については、第三者である検察による厳正な捜査が行われ、法と証拠に基づき、刑事事件として取り上げるべきものは立件されてきました。また、外部の弁護士を交えた聞き取り調査や当事者自身による会見などでの説明等、様々な関係者による事実関係の把握、解明の努力が進められました。その中で、それぞれの議員が丁寧に、真摯に説明責任を尽くしてきたものと考えております。

ただ、大切なことは、二度とこのような事態を繰り返さないということです。政治と金の問題には厳しい姿勢で臨み、改正政治資金規正法を始め、ルールを徹底的に遵守する自民党を確立する覚悟でございます。

この不記載の問題によりまして政治への信頼を損ねることになってしまいましたことにつきましては、自民党総裁として、国民の皆様、そして全国民の代表であられる同僚議員の皆様にご心よりお詫びを申し上げます。

議員定数の削減についてお尋ねがございました。国会議員の定数の在り方については、各党各会派で御議論いただくべき事柄でありまして、内閣総理大臣の立場で議論の具体的な方向性についてコメントを行うことは差し控えたいと思います。その上で、自民党総裁の立場から申し上げますと、先般、自民党と日本維新の会との間で、一割を目標に衆議院議員定数を削減するため、令和七年臨時国会において議員立法案を提出し、成立

を目指すとの内容の合意書を交わしました。議員定数削減の方向性には賛成という心強い御発言をいただきましたが、議員定数の削減は身を切る改革として重要な課題であり、自民党としても全力で取り組んでまいります。

その上で、具体的な削減案の策定及びその実現に向けては、できるだけ幅広い賛同を得ることが重要でございます。今後、与党内での検討とともに、各党各会派とも真摯な議論を重ねていきたいと考えております。

企業・団体献金についてお尋ねがありました。企業、団体にとって献金は自らの政治的意見を表明するための重要な活動であり、憲法と最高裁判例により政治活動の自由の一環として保障されているものです。

そのため、更なる規制の強化については、企業、団体の政治活動の自由に関わるものでありますので、必要性や相当性についてよく議論する必要があると考えています。

その上で、政治資金の在り方については、各党の成り立ちや組織のありよう、規模にも十分留意しつつ、真に公平公正な仕組みとなるよう、不断に検討していくことが重要だと考えています。

この度の政権発足に当たっては、自民党と日本維新の会との間で、企業、団体からの献金、政治団体からの献金、受け手の規制、金額上限規制、機関誌などによる政党の事業収益及び公開の在り方などを含め、政党の資金調達に在り方について議論する協議体を二五年臨時国会中に設置するとともに、第三者委員会において検討を加え、私の任期中に結論を得るとの合意を行い、国民の皆様にご信頼される政治資金の在り方について検討して

いくことといたしました。

今後、両党で合意した考え方に沿って検討を進めますとともに、御党を含む他党とも真摯な議論を重ね、政治改革の取組を着実に進めてまいります。

いわゆるガソリンの暫定税率についてお尋ねがありました。

いわゆるガソリンの暫定税率の廃止については、自民党の総裁選挙もございましたけれども、その間も与野党の実務者間で精力的に協議をして

いただき、先日、十月三十一日、与野党六党の実務者間で合意案で一致したところでございます。その合意案では、いわゆるガソリンの暫定税率については本年十二月三十一日に廃止すること、

また、軽油引取税の暫定税率についても、財源確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、来年四月一日に廃止することとされて

います。政府としては、政党間の御議論の結果をしっかりと踏まえて対応をしております。そして、補正予算の提出時期、予算規模についてお尋ねがございました。

高市内閣では、物価高への対応に最優先で取り組むこととしており、先日の自由民主党、日本維新の会の連立政権合意書において、令和七年臨時国会において補正予算を成立させるとされていることも踏まえ、政府として、速やかに経済対策を取りまとめた上で、必要な補正予算の案を今国会に提出いたします。

補正予算の規模につきましては、必要な施策を積み重ねていくことにより決まるものと考えて

おります。お尋ねの財政健全化目標との関係も含め、その規模についてあらかじめ言及することは差し控えたいと思います。

御党提出の法案についてお尋ねがございました。

御指摘の法案を御党が国会に提出されたことは承知していますが、国会における法案の取扱いについては、政府の立場からコメントをすることは差し控えたいと思います。

内閣としては、物価高対策としてすぐに対応できることをまず優先すべきと考えております。その上で、消費税率の引下げにつきましては、事業者のレジシステムの改修等に一定の時間がかかる等との課題にも留意が必要であると考えております。

そして、アベノミクスの評価についてお尋ねがございました。

アベノミクスは、デフレでない状況をつくり出し、GDPを高め、雇用を拡大し、企業収益の増加傾向にもつながりました。他方、その後、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用状況が悪化したということ、そして、いわゆる第三の矢としての民間投資を促す成長戦略の成果が十分ではなかったことなども踏まえて評価する必要があります。私は考えます。

こうしたアベノミクスの評価も踏まえつつ、責任ある積極財政の考え方の下、戦略的に財政出動することにより、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がる好循環を実現することにより、不安を希望に変える強い経済をつくってまいります。

金融政策と財政政策についてお尋ねがございました。

物価の現状につきまして、食料品価格の高い伸びなどを背景に、消費者物価は三%近い上昇率が続いているものの、賃金上昇を伴った持続的、安定的な物価上昇の実現は道半ばであると認識をしております。

こうした認識の下、政府においては、責任ある積極財政の考え方の下、日本の供給構造を強化しながら、物価高を更に加速させることがないよう、戦略的に財政出動を行っていく考えです。また、日本銀行におきましては、二%の物価安定目標の持続的、安定的な実現に向けて、引き続き、適切な金融政策運営が行われていくことを期待いたしております。

給付つき税額控除の導入についてお尋ねがございました。税、社会保険料負担で苦しむ中低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるよう、給付つき税額控除について早期に制度設計に着手いたします。

また、人口減少、少子高齢化を乗り切るためには、社会保障制度における給付と負担の在り方について国民的議論が必要です。

このため、政府・与党だけではなく、野党の皆様も交え、丁寧な議論を進めていくため、国民会議を設置し、給付つき税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について議論していくこととしております。様々な論点について早期に検討を進め、給付つき税額控除の実現を目指してまいります。

この国民会議についてのお尋ねもございました。やはり人口減少、少子高齢化の中で社会保障改革というものを進めるためには、全ての世代を通

じて納得感が得られるものとするということが重要でございます。

このため、国民会議においては、給付と負担の在り方や、給付つき税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について、政府・与党だけでなく、野党の皆様も交え、丁寧な議論を進めていきたいと考えております。

国民会議の設置に向けて、その具体的な在り方、また議論の内容や進め方も含めて、各政党の皆様とよく御相談をして取り組んでまいります。

病院、診療所への緊急支援についてお尋ねがございました。

国民の皆様を守り、安心して必要なサービスを受けていただくために、経営難が深刻化する医療機関への支援は急を要します。全くおっしゃるとおりだと思います。

このため、診療報酬改定の時期を待たず、経営の改善や職員の方々の処遇改善につながる補助金を措置し、効果を前倒しします。

経済対策、補正予算に必要な施策を盛り込むべく、施策の具体化に取り組み、スピード感を持って対応してまいります。

高額療養費制度の見直しについてお尋ねがございました。

現在、厚生労働省において、患者団体の方にも御参画いただく専門委員会を設置し、関係者の方々からヒアリングを行うなど、丁寧に議論を進めているところであります。

専門委員会における議論では、高額療養費制度の在り方について、医療保険制度改革全体の中で全体感を持つて議論する必要があるという認識で一致をしております。

こうした観点を踏まえまして、患者の方々の経済的な負担が過度なものとならないよう配慮をし

ながら、一方で、増大する高額療養費を負担能力に応じてどのように分かち合うかという観点から、検討を丁寧に進めてまいります。

攻めの予防医療及び家庭医の制度についてお尋ねがございました。

国民の皆様を守り、健康寿命の延伸を図るために、攻めの予防医療を徹底させるということとは、皆様が元気に活動し、また社会保障の担い手となつていただくためにも非常に重要です。

疾病の予防や早期発見につながるがん検診等の充実のため、例えば、がん検診について、個別勧奨の徹底などによりまして、受診率や精密検査受診率の向上に取り組んでまいります。

また、議員御指摘の日本版家庭医制度とは異なりますが、フリーアクセスを維持しつつ、かかりつけ機能の確保を図ることや、幅広い領域の疾病への対応ができる総合診療医の養成の支援を行つてまいります。

ノーベル平和賞及び核兵器禁止条約へのオプザーバー参加についてお尋ねがありました。

ノーベル平和賞の候補者の推薦につきまして、ノーベルウエーのノーベル賞委員会が審査資料を少なくとも五十年間は開示しないこととしていることを踏まえ、推薦の事実及びこれを前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えます。

核兵器禁止条約へのオプザーバー参加につきましては、国際社会の情勢を見極めつつ、我が国の安全保障の確保と核軍縮の実質的な進展のために何が真に効果的かという観点から、慎重に検討する必要がありますと考えています。

安全保障関連経費の規模についてお尋ねがありました。

一層急速に厳しさを増す安全保障環境を踏ま

え、我が国として主体的に防衛力の抜本的強化を進めていくことが必要でございます。

そのために、政府として、まずは、現在の取組を加速すべく、現行の国家安全保障戦略に定める対GDP比二%水準について、補正予算と併せて、今年度中に前倒しして措置を講じることとしました。

この対GDP比二%水準は、安全保障関連経費の水準を示しており、金額としては十一兆円ほどになりますが、令和七年度当初予算においては九・九兆円を計上しております。

令和七年度当初予算に追加が必要となる経費については、現下の安全保障環境を踏まえれば、例えば、自衛隊の人的基盤の強化、ドローン対処器材の整備などの自衛隊の活動基盤の強化、自衛隊の運用態勢の早期確保などに必要な経費の計上を考えております。これらが一定の額に達するものと見込まれますため、対GDP比二%水準についても、結果として達成するものになると考えております。

日中首脳会談でのやり取りについてお尋ねがございました。

習近平主席との間では、戦略的互惠関係の包括的な推進と、建設的かつ安定的な関係の構築という日中間の大きな方向性を確認するとともに、諸懸案についても議論をいたしました。

具体的には、尖閣諸島を含む東シナ海の問題、レアアースの輸出管理、邦人拘束に関する懸念、中国在留邦人の安全確保などにつきまして、私から直接、率直に懸念事項をお伝えしました。

また、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区などの状況に対する懸念も表明いたしました。

懸案や意見の相違があるからこそ、首脳間で直接かつ率直に対話することが重要です。今回の会

談を、日中両国が様々な課題や協力に取り組んでいくきっかけとしていく考えでございませう。

また、自由貿易の旗手を目指すことについてお尋ねがありました。

ルールに基づく自由貿易体制の維持拡大は、我が国の経済外交の柱です。世界で保護主義や内向き志向が強まる中、我が国が自由貿易の旗振り役としてリーダーシップを発揮することはますます重要となっております。

このような観点から、例えば、CPTPPへの新規加入への対応は重要です。戦略的観点や国民の皆様の理解も踏まえつつ、進めてまいります。これに加え、協定の一般的な見直しなども通じ、枠組みの発展に取り組んでまいります。

RCEPにつきましても、透明性のある協定の履行確保などに取り組む考えです。熊による被害対策についてお尋ねがありました。

政府は、十月三十日にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議を開催し、議長である木原官房長官から、追加的、緊急的な対策のパッケージを今月中旬までに取りまとめ、実効性の高い対策を着実にかつ段階的に実行することを指示しました。

具体的な施策としては、例えば、警察官によるライフル銃を使用した熊の駆除について早急に対応していくこととしていきます。

また、狩猟免許を持つ者を公務員として任用する、いわゆるガバメントハンターの確保等も進めていくことを想定しております。

その際には、自衛官や警察官のOBを含む、経験と能力を有する多くの人材の確保に努めてまいります。

以上です。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 小林鷹之君。

(小林鷹之君登壇)

○小林鷹之君 自由民主党の小林鷹之です。

自由民主党・無所属の会を代表し、高市総理の所信表明演説に対し質問いたします。(拍手)

政権発足から二週間、我が国初の女性総理として歴史の扉を開かれた高市総理。所信表明において明確に政権の方針を示した上で、日米、日韓、日中、そしてASEAN、APECと一連の首脳外交を展開、まさに最高のスタートダッシュを切られました。国民の期待も大きく、若い世代や現役世代を中心とする高い支持率は、我々としても大変勇気づけられる思いがいたします。

一方で、物価高、エネルギーや食料の安定供給への不安、止まらぬ少子高齢化、地方の衰退、そして揺れ動く国際秩序。我が国を取り巻く情勢は依然厳しいものがあります。国民の命と暮らしを守り抜くためには、まさに政策の実行あるのみ。我々は、責任政党、政権与党として、結果を出して国民の不安を解消し、この国の未来に希望の光をともしてまいります。そのためには、目の前の課題に早急に対処しつつも、その先に、日本をどのような国に、どのような社会にするのかというビジョンと、そこに向かう道筋を示すことが求められます。

そして、総理は所信の冒頭で、日本と日本人の底力を信じてやまないと高らかにうたわれました。この揺るぎなき日本への信頼こそ、我が国再興の礎であります。

政策実行の前提となるのは政治の安定です。この度、我々は新体制となり、連立の枠組みも変わりました。二十六年間にわたり共に歩んできた公明党の皆様には、政治の安定と数多くの政策実現

への御尽力に改めて心から感謝を申し上げます。そして、新たな連立パートナーである日本維新の会の皆様とは、政策合意と緊密な意思疎通に基づき、より深い信頼関係を育み、国家国民に対し共に責任を負い、改革と挑戦を着実に進めたいと考えております。我が党として守るべき一線は維持しつつも、幅広い合意を目指し、他党の皆様とも真摯に対話してまいります。

本日は、高市総理が所信で述べられた、日本と日本人の底力を引き出すために政治は何をすべきかを軸に質問してまいります。

まず、日本再起を掲げる新政権がいかにして国力を高め、国民の不安を希望へと変えていくのか、総理のビジョンと政権運営の方針をお聞かせください。

総理が所信で表明された強い経済実現への道筋について伺います。

総理は、新技術立国を目指すと言われました。資源に乏しい我が国では、科学技術こそが成長の源泉です。技術を起点に強い経済をつくる。技術力と経済力があれば、防衛力が強くなる。経済力と防衛力があれば、それを裏づけとして外交力が強くなる。そうすれば、国益にかなう形で国際ルールを作ることが可能となって、経済力が更に高まる。経済、防衛、外交、経済、この循環を軌道に乗せていくことこそ、今、政治がやらなければならないことだと考えます。

総理は、成長戦略の肝として危機管理投資を掲げられました。まさに政治の要諦は危機管理です。経済安保、食料、エネルギー、健康医療、そして国土強靱化など、我が国が抱えるリスクに先んじて手を打つ、まさに国家戦略としての投資であると受け止めました。成長戦略における危機管

理投資の意義について伺います。

続いて、成長戦略の具体策について伺います。先行する半導体産業はもとより、情報通信やエネルギー、あるいは生成AI、宇宙、造船など、日本の成長につながる戦略産業や戦略技術への投資をすることが必要です。

例えば半導体の場合、国と民間が十年先のビジョンを共有し、国が投資を決めたことで、今では関連する企業が集積し、更なる投資を促し、大学や高専に若い人が集まり、地域も活性化するという波及効果が見られます。

国と民間、そして自治体やアカデミアがビジョンを共有し、国が投資を決めることで、民間に予見可能性を与え、リスクを取る企業や個人の挑戦を後押しすることが国の役割だと考えます。そうすることで、地方大学や中小企業を含む民間の人材育成や研究開発を促し、そして研究成果の事業化につなげていく。こうした一連の仕組みが必要だと考えますが、総理の具体的な考え方を伺います。

とりわけ、四面を海に囲まれる我が国にとって、造船業は安全保障を支える基盤産業です。産業再生を国策に据え、果敢な支援を講じるべきであり、特に建造能力の増強や次世代船舶の開発に向け、基金を含む大胆な施策を措置すべきです。総理のお考えを伺います。

デジタル政策について伺います。

医療、教育、農業、建設分野を含め、データ利活用とAIの徹底活用を鍵とするDXによる社会変革は不可欠です。しかしながら、我が国のデジタル赤字は七兆円にも上ると言われています。つまり、デジタル化を進めるためのプラットフォームや生成AIなどは、ほとんど海外企業に依存を

しています。今後、我が国が自律性を持ってデータの利活用を進めるためにも、我が国としての事業者を育てていく必要があります。

一方で、データ、情報セキュリティの確保も重要です。我が国のデータの基盤整備、利活用と保護に関する制度設計、そしてAI戦略をいかに進めていくのか、総理の方針を伺います。

将来の成長を見据えつつ、目下最優先に取り組むべきは、国民生活を直撃する物価高への対応です。

総理は、就任と同時に、総合経済対策の策定について指示を出されました。ガソリンや軽油の暫定税率の廃止を含む物価引下げについては、与野党の関係者の真摯な協議により大筋合意に至りました。この点を含め、自民党としては、物価高対策や成長戦略への橋渡しとなる施策など、効果を十分に発現するために必要な事業を積み上げ、相応の規模の補正予算を伴う対策案をスピード感を持って取りまとめた上で、総理に提言させていただきます。

そして、物価高に負けない賃上げを国が企業に期待をするのであれば、まず臆より始めよ、医療、介護、看護などのエッセンシャルワーカーの処遇に関する公定価格や官公需価格をインフレ時代に即した水準へ見直すことも急務です。

中小企業に対しては、適切な価格転嫁を促すとともに、中小企業の賃上げを支える措置など、賃金上昇が物価上昇を上回る構造をいかに実現するか、具体策を伺います。

次に、社会保障政策について伺います。現在、医療機関や介護施設では、物価や人件費の高騰により経営難が深刻化しています。特に、地域医療の中核を担う公立病院では、赤字が全国

的に拡大し、存亡の危機にあります。現場の処遇改善と経営支援を早急に行わなければなりません。

誰もが安心して医療、介護を受けられる体制が確保されなければ、患者のみならず、そのケアを担う家族への負担も増大します。地域医療を支える基盤を立て直し、医療人材の確保と質の維持を図るため、まずは足下の財政支援や制度改革を含む総合的対策を講じるべきと考えますが、総理の所見を伺います。

社会保障制度の持続性確保は、社会の安定にとつて不可欠です。

まずは、電子カルテを含む全国の医療機関の電子化と連携、データヘルス等による重複した検査や投薬を減らすといった効率化、質の高度化が必要です。もちろん、無駄は最大限削るべきですが、一方的な削減のみでは、献身的に頑張っている医療従事者の士気も上がりません。

また、負担の在り方についても、年齢にかかわらず能力に応じて負担して、支え合うことも必要になると考えますし、攻めの予防医療や、治療と仕事の両立、リハビリなど予後重視による社会復帰、女性特有の健康課題への対応などの社会をつくる改革を進めることで、現役世代の方々の社会保障料の負担を軽減できるのではないのでしょうか。

そして、大切なのは、その先の社会保障制度の抜本改革です。総理は、給付と負担の在り方について、国民会議を設置し、給付つき税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について議論していくと表明されました。総理はいつ頃までにどのような社会保障改革を進めていかれるのか、また、国

民会議の在り方や合意形成の具体的手法について所見を伺います。

我が国の最大の問題は人口減少です。経済社会の活力低下や人手不足、社会保障の持続性など、我が国が抱える諸課題の根源だからこそ、真正面からこの問題に取り組みなければなりません。

これまで我が国は様々な子育て政策を講じてきましたが、いわゆる合計特殊出生率で見ると、二〇一五年以降は低下傾向が続き、二〇二四年は一・一五と過去最低になりました。様々な理由はあると思いますが、若者の雇用の安定や所得の向上により、豊かな暮らしができる経済基盤の確保が極めて重要と考えます。

だからこそ、総理が目指す強い経済を必ず実現しなければなりません。そこで、根本的な少子化対策について、総理の見解を伺います。

また、子育て世代への支援も引き続き重要です。この国の今を支える現役世代の働きと、未来を担う子供たちの育みを両立させるため、今後の子育て支援の在り方について、総理のお考えを伺います。

国力の根幹は人づくり、教育です。経済成長の源泉たるイノベーションを生み出すのは人。イノベーションの成果をどう使うかを決めるのも人。我が国の資源は人です。日本の未来を担う人材をどう育成していくのか。

文理問わず、自分の頭で考えて、自分の腹で決めて、自分の意思で行動できる人材を育てていく必要があります。我が国の成長を支える人材を育成するために、特に高校教育、大学教育の在り方について、総理のお考えを伺います。

近年、豪雨災害が頻発し、巨大地震や津波など複合災害の同時多発リスクが高まっています。被

災後の復旧にとどまらず、事前防災、予防保全の強化こそ国家の責務であり、インフラ老朽化対策も喫緊の課題です。発災時の初動から復旧復興までを一貫して担う体制整備も不可欠です。

震災からの復興については、我が党は、東日本大震災の復興に被災地の皆様とともに全力で取り組み、福島イノベーション・コースト構想や復興再生士の利活用といった未来志向の挑戦を後押ししてきました。能登半島でもインフラ復旧や被災家屋の公費解体を着実に進め、生活再建を支援してまいりました。こうした経験と教訓を次世代へつなぎ、災害に強い国づくりをいかに進めるのか、総理の決意を伺います。

地域の安心、安全に係る重大な問題として、従来から深刻な鹿やイノシシなどの農作物被害に加え、近年は熊が市街地にも出没し、人身被害が相次いでいます。今年は、現時点で死傷者数が過去最多水準に達しました。我が党では、クマ被害緊急対策プロジェクトチームを立ち上げ、総合的な対策の検討を開始しました。

政府も関係閣僚会議を設け、被害防止と生態管理の強化に着手しました。これまで対策の前線を担ってきた猟友会の高齢化や人手不足も深刻化しており、捕獲体制の維持強化が急務です。被害の拡大を防ぐため、政府は今後どのように実効性ある対策を講じていくのか、総理の見解を伺います。

次に、経済安全保障について伺います。二〇二二年に経済安全保障推進法の制定以降、重要物資の供給網強化、先端技術の保全や獲得を加速的に進めてきました。自律性を強化し、不可欠性を獲得することが、国家の存立基盤そのものだからです。

そして、経済安全保障を脅かす最大のリスクの一つが、サイバー空間における脅威です。近年、企業や自治体を狙ったサイバー攻撃が急増し、取引や物流の混乱、ひいては事業を長期間停止せざるを得ない事例もあります。対策を講じてもスピードと手口の巧妙化がそれを上回る中、鉄道や電力などの重要インフラへの攻撃に対する備えと、仮に起きてしまった場合の対処などの検討も急務です。

今後、能動的サイバー防御を含む次期サイバー戦略、基本方針をどのように策定し、国民の命と暮らし、経済を守り抜くのか、総理の所見を伺います。

エネルギーは国民生活と経済の基盤です。生成AIなど新しい産業構造への移行が急速に進む中で、電力需要は一段と増大しています。安価で安定した電力を供給することが、経済成長と安全保障の両面で極めて重要です。

総理は、安全性を前提とした原発再稼働や、次世代革新炉、核融合の研究促進、ペロブスカイト太陽電池など国産エネルギー技術への投資にも言及されましたし、資源やエネルギーの供給元の多角化と地政学的リスクへの備えも不可欠です。

一方、メガソーラー事業の拡大により、山林伐採や土砂災害、地域対立に加え、事業者の在り方に安全保障上の懸念が生じているケースも少なくありません。再生可能エネルギーの推進は必要ですが、環境破壊や安全保障上のリスクを放置することはできません。安全保障を含めたあらゆる観点から抜本的に見直しを進め、関係各省が連携して対策を講ずるべきと考えます。

この点を含め、AI時代の電力需要を支えるため、安定供給と低炭素化をいかに両立し、国民生

活と産業基盤を守るのか、総理の見解を伺います。

食料安全保障について伺います。

農業とは、長年にわたり土を育て、あぜを整え、腕を磨いて初めて実りを得る営みです。常日頃から需給を安定させ、確固たる生産基盤を築く必要があります。農家の方が長期の見直しを持てる経営環境の整備と、生産、消費、流通の全てが持続可能な価格の実現が重要です。

食料安全保障の実現のため食品産業システム全体の改革をいかに進めるのか、食料安全保障を実現し、農山漁村の未来をどう描くのか。また、食料安全保障の確保に向けて、農業の構造転換を集中的に進めるため必要となる別枠予算の確保に向けて、総理の考えを伺います。

次に、外国人政策について伺います。

観光、就労、留学など多様な目的で中长期潜在者が増加する一方、犯罪、難民認定の濫用、不法就労、社会保険料や医療費等の未払い、外国資本による土地取得など、国民の安心を脅かす課題も顕在化しています。また、オーバートーリズムによる地域社会への悪影響も課題となっています。

こうした状況を踏まえ、政府は不法滞在者ゼロプランに取り組んでいますが、電子渡航認証制度の早期導入や在留管理のデジタル化など、総合対策を更に加速すべきです。外国人による土地取得の在り方も最重要課題であり、国籍情報の把握はもとより、実効性ある制度設計を検討する時期に来ています。

他方、業種によっては、人手不足の解消や地域経済の活性化に外国人材の活躍が不可欠でもあるため、行き過ぎた排外的な規制にならぬよう留意すべきですし、適正な受入れのためのルールを含

めた環境整備も急務です。

我が党は、秩序ある共生社会を掲げ、法の下で誠実に暮らす外国人は守り、違法行為には厳格に対応していくべきと考えますが、外国人政策の理念と今後の方向性について、総理の方針を伺います。

外交政策について伺います。

日米同盟は、日本の外交、安全保障の基軸であると同時に、インド太平洋の平和と繁栄の礎です。訪日したトランプ大統領からは、日米関係は今まで以上に強固なものとなっていくとの発言があり、今回の日米会談は成功裏に終わりました。政権発足間もない時期に我が国での首脳会談を実現できたことは大変意義深く、両国の強いきずなと日米関係の黄金時代の幕開けを世界へと示しました。

今般のトランプ大統領訪日に総理が込めた思いと成果、そして、今後どのように日米関係を高みに引き上げていくのかを伺います。

あわせて、トランプ大統領の訪日に際し、共同ファクトシートが公表され、日米の多くの企業から強い関心が寄せられています。これらの投資が有する意義と日米両国へ与える効果についてお答えください。

続いて、近隣諸国との外交について伺います。韓国は自由主義世界の価値観を共にする大切なパートナーであり、東アジアの安定のためには今後も緊密な連携が求められます。中国とは、戦略的互恵関係の実現を目指しつつ、力による一方的な現状変更の動きには毅然とした対応を取り、その上で、建設的かつ安定的な関係を構築していかねければなりません。北朝鮮とは、拉致、核、ミサイルの包括的解決を目指し、朝鮮半島の平和

と、一刻も早い拉致被害者全員の帰国に全力を尽くさなければなりません。

総理は、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻すとおっしゃいました。そのためには、同盟国、同志国だけでなく、台頭するグローバルサウスと手を携える外交も不可欠です。これらの国々は、成長のポテンシャルも高く、これからの国際秩序を共に支えていく同志です。

東アジアの国々、また、台湾海峡やグローバルサウスを含む地域の平和と安定へ、日本としてどう向き合うか、先般開催された日韓首脳会談、日中首脳会談の成果を踏まえ、総理の考えを伺います。

外交は内政です。諸外国の首脳や政府は、政治基盤の弱い国を相手にしない。

我が党と日本維新の会の連立政権である高市政権は、少数与党ではあるものの、国民からの高い支持を得ていることが総理の堂々とした外交を支えています。今後も政策実現で国内の支持を維持しつつ、地球儀を俯瞰する外交を進めていただくことを期待します。

総理は所信で安保三文書の改定前倒しを表明されましたが、私はこの決断を全面的に支持します。

ロシアによるウクライナ侵略は、平和への挑戦であり、決して許されるべきことではありません。ロシアには北朝鮮や中国も支援を強めており、もはや、ヨーロッパだけでは足りない、アジアも含めた問題です。九月三日の天安門広場に三名の国家指導者が並び立ったあの光景が、我が国を取り巻く安全保障環境の厳しさを物語っています。我が国を自らの手で守り抜く、その覚悟が求められています。

国益を守り、国民の安全を確保するためには、インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務です。国際的脅威に即応し、戦略的意思決定を支えるため、情報収集、分析機能を統合する国家情報局の創設を検討されるとのことですが、総理の見解を伺います。

総理は、横須賀での演説において、平和は言葉だけではなく、確固たる決意と行動によってこそ守られるとおっしゃいました。この日本を守るため、防衛力の抜本的な強化に向けて、集中的に議論を進めていきます。横須賀での日米首脳演説が、地域の自由と平和を守る象徴たる空母ジョージ・ワシントンで行われたことは、日米から世界への強烈なメッセージとなりました。

高市総理のリーダーシップの下で、我々は、自らの国を守るため、新たな時代へ船出しました。これから我が国は、どのような帆を掲げ、この自由で開かれた海を進んでいくのでしょうか。総理のビジョンをお示しください。

憲法改正、自民党の党是である一方、立憲七十年を迎える今このときまで実現できていないことを重く受け止めています。現下の厳しい安全保障環境や自然災害などの脅威を考えると、現行憲法の下で、果たして危機管理という政治の要諦、根源的な責務を果たすことができるのか、極めて強い危機感を抱きます。

憲法改正に取り組む高市総裁の政治家としての思い、覚悟をお聞かせください。  
最後に、信なくば立たず、我々は、政治資金をめぐる問題の猛省の上に立ち、今後も国民の皆様への政治への信頼を回復するための改革に全力で取り組んでまいります。

そして、戦後八十年の節目を迎える今、私たちは、先人の犠牲の上に今日の日本があることに思

いを致し、戦後の厳しい環境からの想像を絶する苦労に感謝しつつ、次の時代を切り開く責任を果たさねばなりません。国民の幸福を支える国家の力を備え、子供たちが将来、世界に向けて堂々と胸を張ることのできる国をつくる、それこそが政治の使命です。

自由民主党は、高市総理・総裁のリーダーシップの下、政治は国民のものとの立憲精神に立ち返り、国民の皆様とともに、日本再起に全力を尽くしてまいります。

その決意を申し上げ、質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣高市早苗君 小林鷹之議員の御質問にお答えいたします)

政権の基本姿勢と政権運営の方針についてお尋ねがありました。

強い経済を構築するため、責任ある積極財政の考えの下、成長戦略の肝である危機管理投資を中心に戦略的に財政出動を行うことで、国民の皆様にも景気回復の果実を実感していただき、不安を希望に変え、日本列島を強く豊かにしていきます。

また、日米同盟を基軸としつつ、自由で開かれたインド太平洋を、外交の柱として引き続き力強く推進し、進化させていくこと等により、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻します。

そして、最優先で取り組むことは、国民の皆様が直面している物価高への対応です。暮らしの安心を確保かつ迅速に届けてまいります。

こうした政策を実行していくため、政治の安定が不可欠です。日本維新の会との広範な政策合意に基づき、連立政権を樹立いたしました。この連立政権合意を基礎とし、各党からの政策提案につ

いても、柔軟に、真摯に議論してまいります。危機管理投資の成長戦略における意義についてお尋ねがありました。

この内閣は、今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済をつくり出します。本日設置した日本成長戦略本部におきまして、日本の供給構造を強化し、強い経済を実現するための成長戦略を強力に推進していきます。

成長戦略の肝は、危機管理投資です。AI・半導体、造船、量子等の戦略分野において、リスクや社会課題に対し、先手を打って供給力を抜本的に強化するため、官民連携の戦略的投資を促進し、世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供することにより、更なる我が国経済の成長を実現します。

このため、供給サイドに直接働きかける措置のみならず、戦略的投資促進につながる需要サイドからの政策支援を含む、多角的、戦略的な総合対策を取りまとめまいります。

今答弁させていただいた危機管理投資については、本日設置した日本成長戦略本部において、多角的、戦略的な総合対策を取りまとめよう関係大臣に指示をいたしました。

また、技術、人材育成、スタートアップ、金融など、分野横断的な課題についても、担当大臣を指定しまして、それぞれの課題解決のための戦略策定を指示いたしました。

御指摘の造船業についてでございますが、貿易量の九九%を海上輸送に依存する我が国にとつて、国民生活、経済活動のみならず安全保障も支える極めて重要な産業です。戦略分野の一つとして、船舶建造能力の抜本的

な強化に向けたロードマップを策定するとともに、民間の積極的な投資を促進する施策として、大胆な措置を検討してまいります。

AI戦略とデータの利活用についてお尋ねがございました。

AIの利活用を促し、様々なリスクや社会課題に対して、先手を打った官民の積極的な投資を引き出し、産業化を加速することは、危機管理投資の中核だと考えております。

現在検討中の人工知能基本計画に、御指摘の医療、教育、農業、建設、さらに、日本が強みを持つ産業、研究等の分野のデータについて、利活用と保護のバランスも考慮しつつ、データ連携基盤を構築することを盛り込んでまいります。

賃金上昇が物価上昇を上回る構造の実現についてお尋ねがありました。

物価上昇を上回る賃上げを事業者に丸投げしてしまつては、事業者の経営が苦しくなるだけでございます。継続的に賃上げができる環境を整えることが、政府の役割です。

このため、医療、介護等の現場での公定価格の引上げを行うとともに、国、地方自治体から民間への請負契約単価を、物価上昇等を踏まえて適切に見直します。

また、生産性向上支援、事業承継やM&Aの環境整備、更なる取引の適正化、賃上げ促進税制の活用促進等の関連する施策を総動員して、賃上げに取り組む中小企業、小規模事業者を強力に後押ししてまいります。また、自治体向けの重点支援地方交付金を拡充し、賃上げ税制を活用できない中小企業、小規模事業者を支援する推奨メニューを設けることも検討してまいります。

医療、介護分野の財政支援及び制度改革についてお尋ねがありました。

経営難が深刻化する医療機関や介護施設への支援は急を要します。

このため、診療報酬や介護報酬について賃上げ、物価高を適切に反映させるといったことともに、報酬改定の時期を待たず、経営の改善や職員の方々の処遇改善につながる補助金を措置し、効果を前倒しいたします。

経済対策、補正予算に必要な施策を盛り込むべく、施策の具体化に取り組み、暮らしの安心を確保できるよう、スピード感を持って対応していきます。

また、地域医療を支えるためには、高齢化に対応した医療体制の再構築も必要です。

入院だけではなく、外来、在宅医療や介護との連携を含む新しい地域医療構想の策定や、医師の偏在是正に向けた総合的な対策を講じるとともに、新たな地域医療構想に向けた病床の適正化を進めます。

社会保障改革及び国民会議についてお尋ねがありました。

社会保障制度を持続可能なものにしていくため、全ての世代で能力に応じて負担し、支え合い、必要な社会保障サービスが必要な方に適切に提供される全世代型社会保障を構築することが重要です。

そのため、OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直しや、データヘルスなどを通じた効率的で質の高い医療の実現などについて、迅速に検討を進め、社会保障制度改革を進めていく中で、現役世代の保険料負担を抑えます。

あわせて、攻めの予防医療を徹底し、健康寿命の延伸を図り、皆が元気に活躍し、社会保障の担い手となっていただけるように取り組みます。また、国民会議においては、給付と負担の在り

方や、給付つき税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について、政府・与党だけでなく、野党の皆様とも一緒に、丁寧な議論を進めていきたいと考えております。

この国民会議の設置に向け、その具体的な在り方、議論の内容、進め方も含めて、各政党の皆様とよく相談して取り組んでまいります。

根本的な少子化対策と子育て支援についてお尋ねがありました。

少子化の克服には、若い世代が将来の経済的な見通しを持てることは不可欠でございます。強い経済の実現により、所得を増やし、雇用を安定させ、結婚、出産、子育ての選択に直面する若い世代の未来への不安を希望に変えてまいります。

また、現役世代の働きと未来を担う子供たちの育みを両立させるため、柔軟な働き方の推進に加え、安全で質の高いベビーシッターの利用促進、企業の活力を生かした子供、子育て支援の推進など、働きながら子育てしやすい環境を整えてまいります。

日本の未来を担う人材の育成についてお尋ねがありました。

現在の我が国が直面する少子高齢化を克服し、強い経済の基盤をつくり上げるには、イノベーションを起こすことのできる人材の育成が重要です。

このため、高校、大学を通じた文理分断からの脱却と専門高校の機能強化、大学における理工、デジタル系人材の育成の重視など、高校から大学までを通じた産業イノベーション人材を育成するためのシステム改革を一体的に進めてまいります。

国土強靱化、発災時の体制整備、災害に強い国づくりについてもお尋ねがありました。

激甚化、頻発化する自然災害による被害を最小限に抑制できるよう、老朽化したインフラの整備、保全を含め、第一次国土強靱化実施中期計画に基づく取組を今般の総合経済対策に位置づけ、着実に推進してまいります。

東日本大震災等での経験と教訓を次世代につなげていくことは重要です。この内閣におきましては、復興庁を所管する復興大臣を防災庁設置準備担当大臣としました。災害に強い国づくりを進めるため、防災体制の抜本的強化を図るべく、防災庁の来年度の設立に向けて準備を加速するとともに、官民の総力を結集して、事前防災、予防保全を徹底してまいります。

熊による被害対策についてお尋ねがありました。

政府は、十月三十日にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議を開催し、議長である木原官房長官から、追加的、緊急的な対策のパッケージを今月中旬までに取りまとめ、実効性の高い対策を着実にかつ段階的に実行することを指示しました。

具体的な施策としては、例えば、警察官によるライフル銃を使用した熊の駆除について早急に対応していくほか、狩猟免許を持つ者を公務員として任用する、いわゆるガバメントハンターの確保を進めていくことを想定しています。

この対策パッケージの取りまとめを待たずに、スピード感を持って必要な施策を順次実行に移し、熊による被害の拡大の防止、さらには国民の皆様への安全、安心を確保してまいります。

次期サイバー戦略等についてお尋ねがありました。我が国の力強い経済と安全保障、自由で開かれた安定的な国際秩序のために、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保することは極めて重要です。

しかしながら、近年、機微情報の窃取、重要インフラの機能停止等を目的とする高度なサイバー攻撃は、国民生活や経済活動に多大な影響を与え、ひいては国家安全保障上の大きな懸念にもなっています。

こうした情勢に官民挙げて切れ目なく対応するため、政府としては、サイバー対処能力強化法に基づく基本方針や、サイバーセキュリティ基本法に基づく新たなサイバーセキュリティ戦略を、年内を目途に策定することとしております。

これらを通じて、能動的サイバー防御を含む多様な措置によるサイバー脅威に対する防御、抑止、社会全体のサイバーセキュリティ及びレジリエンスの向上、人材、技術に係るエコシステム形成を実現し、国民の皆様の命と暮らし、経済を守り抜いてまいります。

エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立についてお尋ねがありました。

国民生活及び国内産業を持続させ、更に立地競争力を強化していくためには、エネルギーの安定供給が不可欠です。

電力需要の増加も見込まれる中、安全性の確保を大前提とした原子力の活用、ペロブスカイト太陽電池を始めとする国産エネルギーの導入拡大など、地域の理解や環境への配慮を前提に、エネルギー安全保障にも寄与する脱炭素電源を最大限活用し、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指します。

食料安全保障の確保についてお尋ねがありました。

食料安全保障を確保する観点から、先端技術の活用による生産性の向上、付加価値の増大、輸出の拡大を促進し、稼げる農林水産業と持続可能な

食料システムをつくり出すとともに、農山漁村に活力を取り戻します。

これに向け、五年間の農業構造転換集中対策期間において、別枠予算を確保し、農地の大区画化、共同利用施設の再編、集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換、実装、輸出産地の育成など、農業の構造転換への集中投資を実施してまいります。

外国人政策の理念と今後の方向性についてお尋ねがありました。

所信でも申し上げましたとおり、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることも事実です。

外国人政策においては、国民と我が国で生活しておられる外国人、双方にとつて安全、安心な秩序ある共生社会を実現することが重要です。

政府においては、本日、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議を設置いたしました。

秩序ある共生社会実現のため、新たな担当大臣の下、与党における御議論も踏まえ、政府一体で検討を進めてまいります。

トランプ大統領の訪日、今後の日米関係、日米間の投資についてお尋ねがありました。

先日、トランプ大統領と初の対面での首脳会談を行いました。日米同盟は、日本の外交、安全保障政策の基軸です。同時に、日本は、米国にとり、インド太平洋における不可欠なパートナーでもあります。

幅広い分野での率直な議論を通じて、そうした点についてトランプ大統領と確認するなどの大きな成果を上げることができました。

今後とも、電話や対面など、トランプ大統領と

の会談を重ね、強固な信頼関係を一層深めて、日米同盟を更なる高みに引き上げていく決意です。

我が国は世界最大の対米投資国であり、日米は、経済面でも最も緊密なパートナーです。政府としては、今後の日米両国のサプライチェーン強化に資する様々な取組を推進することで、日米両国の経済を力強く成長させ、また、経済安全保障分野の日米協力を更に強化してまいります。

東アジアの国々、地域の平和と安定にどう向き合うのかについてお尋ねがありました。

韓国につきましては、APEC首脳会議の機会を捉え、李在明大統領と首脳会談を行い、現下の戦略環境における日韓関係、日韓米連携の重要性について一致いたしました。大統領との間では、隣国ゆえに立場の異なる諸懸案はありますが、これらを管理し、国交正常化以来これまで築かれてきた日韓関係の基盤に基づき、日韓関係を未来志向で安定的に発展させていくことで一致しました。今後、シャトル外交の実施を含め、両政府間で緊密に意思疎通をしていく考えです。

中国につきましては、習近平主席との間で、戦略的互恵関係の包括的な推進と、建設的かつ安定的な関係の構築という日中間の大きな方向性を確認するとともに、諸懸案についても率直に議論しました。懸案や意見の相違があるからこそ、首脳間で直接かつ率直に対話することが重要です。今回の会談を、日中両国が様々な課題や協力に取り組んでいくきっかけとしていく考えです。

北朝鮮については、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を実現するのが政府の基本方針です。全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を含め、北朝鮮との諸問題を解決するため、あらゆる手段を尽くして取り組

んでまいります。

存在感を増すグローバルサウスとの連携強化は、今まで以上に重要となっております。国際秩序が大きく揺らぐ中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持していくためにも、グローバルサウスの様々なニーズにきめ細やかに対応していくことが不可欠です。基本的価値を共有する同志国やグローバルサウス諸国と連携し、国際社会の平和と安定に役割を果たしてまいります。

国家情報局の創設についてお尋ねがありました。

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境において、政府全体のインテリジェンスに関する国家機能の強化が急務です。

今般、日本維新の会との連立合意書には、令和八年通常国会における国家情報局の創設などの内容が盛り込まれました。

政府としても、与党と緊密に連携しながら、組織の在り方等について、早急に論点を整理し、検討を進めてまいります。

日本外交の今後のビジョンについてお尋ねがありました。

我々が慣れ親しんだ自由で開かれた安定的な国際秩序が大きく揺らぎ、我が国周辺では、中国、北朝鮮、ロシアの軍事的動向等が深刻な懸念となつていきます。

こうした国際情勢の下、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻し、国際社会の平和と繁栄に、より大きく役割を果たしていきたいと考えています。

そのためのビジョンが、自由で開かれたインド太平洋、FOIPです。先日訪日したトランプ大統領の間でも、FOIPを力強く推進するため

に緊密に連携していくことを確認いたしました。

FOIPを外交の柱として引き続き力強く推進し、時代に合わせて進化させていきます。そのビジョンの下で、同盟国である米国はもちろん、基本的価値を共有する同志国やグローバルサウス諸国との連携強化に取り組んでまいります。

憲法改正についてお尋ねがありました。

憲法改正につきましては、内閣総理大臣としては、憲法審査会における党派を超えた建設的な議論が加速するとともに、国民の皆様の間での積極的な議論が深まっていくことを期待してまいります。

その上で、自民党総裁として申し上げますれば、憲法はあるべき国の形を示す国家の基本法であり、国際情勢や社会の変化に応じた改正、アップデートが必要です。時代の要請に応えられる憲法を制定することは喫緊の課題と考えています。

先般の日本維新の会との連立合意書においても、憲法九条や緊急事態条項に関する改正に向けた取組が盛り込まれました。

もとより、憲法改正には国民の皆様のご御理解と御支持を得られることが重要です。

今後、これまでの論点整理や議論の蓄積を踏まえて、各会派の御協力も得ながら、改正案を発議し、少しでも早く憲法改正の賛否を問う国民投票が行われる環境をつくっていきけるよう、粘り強く全力で取り組んでいく覚悟です。

以上です。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) この際、十分間休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後三時一分開議

○副議長(玄葉光一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長(玄葉光一郎君) 国務大臣の演説に対する質疑を継続いたします。城井崇君。

○城井崇君 立憲民主党の城井崇です。

私は、会派を代表して、高市早苗内閣総理大臣に質問します。(拍手)

全ての質問については、高市早苗内閣総理大臣からの答弁を求めます。

所信表明演説を拝聴しました。内閣総理大臣から、国会を通じて国民へ、今後、高市政権がやることを高らかに演説をいただきました。その内容を精査するとともに、自民党、日本維新の会の連立政権合意書、一部報道された全大臣への指示書と比較してみました。

所信表明演説で総理が言及され、連立合意、大臣指示のいずれでも言及があったのは、物価高対策、給付つき税額控除、教育無償化、エネルギー、経済安保、AI、宇宙技術などでした。短期的政策又は国際競争に対応する政策を中心に進めていくのだと受け止めました。

一方、所信表明演説では一般論しか国民に語られなかった分野が二つあります。大臣指示書でも記載が薄かったのに、連立合意では四つの大項目、社会保障改革項目に関する具体的な骨子に至っては十三項目にもわたり詳しく言及された社会保障、医療改革と、そして政府効率化局(仮称)の設置であります。

社会保障、医療改革は、応能負担や全世代型社

会保障といった言葉で抽象的に語られています。高市政権は保険料率引下げをうたっていますが、

負担の拡大や高齢者の定義見直し等により、国民の負担が増えるのではないかと。高市総理から、以上の問いにお答えいただくとともに、社会保障に

関わる国民負担の増減の見込みを具体的に示してください。

行財政改革推進の色合いが薄かった高市総理の所信表明演説において、政府効率化局の設置は曖昧にされています。

政府効率化局については、租税特別措置及び高額補助金を総点検するのが役割とのことですが、

いつまでに総点検を行って、どのように改善結果を出すのか。そもそも、総点検対象が狭いのではないかと。

これまで立憲民主党からも、本気の歳出改革作業チームや予算委員会省庁別審査など、行政監視の上で改善提案を繰り返してきた政府基金や特別会計、政府資産なども含めて、総点検の対象を拡大すべきです。

また、あわせて、政府効率化局と既存の行政改革の部署との役割分担はどうなるのか、教えてください。

所信表明演説で高市総理から国会や国民に語られていない政策項目もありました。それはインテリジェンス政策です。大臣指示書には全閣僚共通指示としてインテリジェンス機能の強化と一言書かれていますが、連立合意には六項目にわたり詳細に政策項目が盛り込まれています。所信表明演説で国民に向かって具体的に方針を示していない上に、担当大臣への曖昧な指示を進められるような軽い話ではありません。国民の生活や権

利に重大な影響を及ぼすものです。

インテリジェンス政策について、いつまでに、どのような内容を、どなたの責任で取りまとめ、実行していく考えか。その政策財源をどこに求めるのか。連立合意で、令和九年度末までに独立した対外情報庁を創設するとうたっていますが、既存の情報組織とはどのような関係を取るのか、高市総理のお考えを具体的に述べてください。

高市総理は所信表明で、物価高を上回る賃上げが必要、継続的に賃上げできる環境を整えることこそが政府の役割と述べましたが、この点は私たちも同じ考えです。大臣への指示でも賃上げ方針を示しており、早期の具体化を期待します。

一方、賃上げ方針に、実質賃金や労働分配率のKPI、すなわち、ゴールへ向かう中間目標が見当たりません。長らく上がっていない実質賃金をどこまで上げるのか、労働分配率をどこまで回復するのか、具体的な目標値を国民に向かって分かる形ではっきりとお示しをいただきたい。あわせて、いつまでに達成する計画かも高市総理から具体的に示してください。

最低賃金について、全国平均千五百円を二〇二〇年代にの石破前総理が示した方針を高市総理は引き継ぐのか、明確に答弁をお願いします。

この間、私は、公定価格や行政規制の影響を受ける職場の声を地元北九州市で多く聞いてきました。

介護や保育の職場では、介護保険料や保育料など定められた価格の中で経営せざるを得ず、賃上げの原資を得るためでも値上げはできません。公共交通の職場では、赤字が続かなければ値上げ申請できず、三年も赤字が続けば会社がもたないとの声もあります。運輸業も同様で、荷主の影響が

大きく、運賃値上げの要請は難しいと陸運、港湾、海運の現場から聞いています。公共事業に関わる建設業も同じです。資材高騰の中で予算を絞り続けられ、国や自治体が設計労務単価を幾ら上げても、建設、土木などの関連事業者は賃金や労務費を上げる原資を確保するのは極めて難しい状況にあります。

こうした現場の悲痛な声を今年六月の衆議院予算委員会から石破前総理に直接訴え、結果として、骨太の方針二〇二五に、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しの項に、本基本方針第二章及び第三章に記載している、公定価格(医療・介護・保育・福祉等)の引上げ、働き手の賃上げ原資を確保できる官公需における価格転嫁の徹底を省庁横断的に推進すると盛り込まれました。

高市総理、公定価格や行政の規制の影響を強く受ける職場で働く方々の賃上げの元手確保に必要な政策、特に、医療、介護、保育、福祉等の公定価格の引上げ、働き手の賃上げ原資を確保できる官公需における価格転嫁の徹底を高市内閣で実現すると、是非ここで明言してください。

介護、障害福祉従事者の処遇改善と事業所支援について総理に伺います。

介護、障害福祉事業所は、物価高や人件費上昇により厳しい経営を強いられ、従事者の賃金も全産業平均より約八・三万円低い状況です。このままでは、事業所経営が立ち行かず、人材流出が進みます。

処遇改善と事業者支援は喫緊の課題です。立憲民主党は通常国会で、衆議院の医療法等改正案審議の際に、介護・障害福祉従事者処遇改善法案と訪問介護緊急支援法案の並行審議を求めました

が、自民党は、閣法審議を拒否してまで、私たちの法案を拒みませんでした。処遇改善と支援の遅れは自民党の責任です。なぜ審議を拒んだのか、高市総理の見解を伺います。

その後、中央最低賃金審議会が全国加重平均で時給六十三円の引上げを答申し、賃上げが期待される一方で、負担増で事業継続が困難な事業所も懸念されます。

立憲民主党は、八月、介護、障害福祉事業所全職員の月一万円以上の処遇改善、最低賃金引上げへの対応支援、来年四月の介護報酬期中改定を求め、厚労省に要請しました。

高市総理は所信表明演説で、報酬改定の時期を待たず、経営の改善及び従業者の処遇改善につながる補助金を措置して、効果を前倒ししますと述べました。総理が想定する支援と処遇改善の金額を伺います。

保育士の処遇改善は急務です。政府は二〇二四年度に公定価格を一〇・七%引き上げ、人件費に充てるとしましたが、処遇改善加算の効果を検証しているのでしょうか。実際には全額が保育士の給与に反映されず、賃金は全産業平均と比べ依然低い水準です。希望を持って就職した保育士が離職する要因の一つでもあります。

立憲民主党は、保育所や幼稚園、放課後児童クラブや児童養護施設等で働く全ての職員一人当たり月額五万円の賃金引上げが必要であると考えており、まずは、緊急的な措置として、月額一万円加算する保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案を実現すべく、あらゆる会派の皆様への賛同を呼びかけます。まずは総理に、この法案の内容に関する見解を伺います。

総理から大臣への指示にある就職氷河期支援の

充実が、寄る辺なく歯を食いしばってきた就職氷河期の当事者の苦労に思いを致しながら、対応を急がねばなりません。

立憲民主党からは、就職氷河期支援政策として、夏の参院選公約を始め、具体的に提案を重ねています。就職氷河期世代のリスタート支援として、現役世代の雇用形態や所得保障を強化して経済的安心を確立すること、安定した居住環境を確保することで就職氷河期世代の生活の安心、再出発を支えること、就職氷河期世代が、学び直し、キャリア転換、ライフスタイルを再設計できる時間的余裕を支援することなど、お金、家、時間の観点から支援を充実する内容です。

こうした手段も明確にしながら、支援による目標を具体化するべきです。就職氷河期世代の正社員採用がどのくらい進んだか、賃金がどのくらい上がったかなど、定量目標を示すべきです。総理、取り組んでいただけますか。

そもそも、中小企業の人手不足は深刻で、人材確保競争でも、大企業の経営体力と比べると厳しい状況に置かれています。一方、正社員になることを希望するけれども、かなっていない非正規雇用の労働者が相当数おられるのも事実です。

立憲民主党は、新たに正規労働者を雇用した中小事業者には、長期間に社会保険料の事業主負担の一定部分を助成することで負担軽減を図る議員立法を提案しています。中小企業が新たに雇う人の社会保険料の事業主負担を軽減して、経営と雇用を支えて人材を確保するとともに、正規労働と希望する非正規やフリーランスの方が正規労働となる機会を拡大して安定した雇用と生活を確保することで、年収増による個人消費の増加や中小企業の発展と相まって、地域経済社会の活性化につ

なげていくべきと考えますが、総理の御見解をお聞きします。

高市総理の言う積極財政と財源の整合性について伺います。

責任ある積極財政の財源は何か。積極財政で民需を喚起する狙いと理解していますが、裏づけとなる財源は示されていません。数字のない積極財政は希望的観測にすぎません。政策財源に何を想定していますか。

増収増の見込みについて伺います。

所信表明演説で総理は、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益を上げ、税率を上げずとも増収を増やすと述べました。成長による増収増をどの程度見込むのか、具体的数字を示してください。

国債の増発方針についても伺います。

片山財務大臣は十月二十四日、報道各社のインタビューで、二〇二五年度補正予算の財源について、足りなければ国債増発になる、やむを得ないと述べました。国債増発なら債務残高は伸び、財政負担は増します。

総理は所信表明で、成長率の範囲内に債務残高の伸びを抑え、対GDP比を引き下げると述べましたが、国債を増発しますか。増発すると、成長率の範囲内に債務残高の伸びを抑え、対GDP比を引き下げることが難しいと考えます。国債の増発方針について、総理から具体的にお答えください。

加えて、増税の取扱いです。

防衛増税を実施しますか。来年度の防衛費もGDP比二%を維持又は増額しますか。その財源は何ですか。

いわゆる一億円の壁の是正を行いますか。金融

所得課税の強化を行いますか。高市総理は増税を行うのか否か、明確にお答えください。

以上、積極財政の財源と金額規模、国債増発、増収増、増税の方針を具体的に伺います。

私たち立憲民主党からは、政策提案に当たって具体的な財源についても示すよう努力を重ねてきました。例えば、政府基金の積み過ぎの是正です。

政府基金は、複数年度にわたる予算執行可能という特徴がある一方で、一度歳出として国会の議決を経ながら、その後は執行、運用の実態が見えず、政策効果の検証も不十分なまま積み上がっています。いわば第二の予算と化しています。

私たち立憲民主党は、政府基金を見直し、政府方針の三年ルールを踏まえ、今後三年間の事業に必要な額を確保してもなお残る積み過ぎ基金について、令和六年基金シートに基づく試算で約七・八兆円を物価高対策等に活用すべきと提起してきました。石破政権の閣僚とも議論を重ねてまいりましたが、事業に使うから積み過ぎではないとの強弁ばかりでした。これでは、補正予算のたびに不要な国債発行が積み重なり、基金残高の膨張が続きます。

総理、当面三年間の事業に使わないお金を基金残高に見せ金のように積みつつ放しにしている基金残高は、積み過ぎ基金だとお考えになりませんか。政府において積み過ぎ基金を精査をして、物価高対策など政策財源として国民生活のために活用すべきと考えますが、総理のお考えを聞かせてください。

本年成立した給特法の改正法は、教職調整額の段階的引上げ、働き方改革計画の策定、公表義務、主務教諭の新設を内容としています。教員の

過重労働是正や処遇改善を求める声の中で一定の前進と受け止めますが、課題は依然山積です。

文科科学省の調査では、公立小中学校の教員不足は一千七百人、約二十校に一枚で不足が発生しています。学級担任における臨時的任用教員は小学校で一一・四九％、特別支援学級で二三・六九％を占め、定数確保だけでは、安心して働ける環境にはほど遠い状況です。総理は、この深刻な人材不足をどう認識していますか。

改正法では、二〇二九年度に時間外在校等時間の月平均三十時間を目標としました。しかし、二〇二四年の国際教員指導環境調査で、日本の教員の勤務時間は参加国・地域で最も長い。月八十時間超えの残業を行う教員は小学校で一四・二％、中学校で三六・六％に上ります。教職調整額を一〇％に引き上げても、時間に応じた残業代が出ない、定額働かせ放題の構造は残ります。総理は、これで真に処遇改善につながるかと考えか、更なる見直しの意思はあるか、お答えください。

特に、働き方改革の鍵である部活動の地域展開は進んでいません。ガイドラインの実態を調査、検証し、必要な改善をすべきと考えますが、見解を伺います。

また、主務教諭制度は、役割分担の明確化が期待される一方で、中間管理業務が増え、現場負担が懸念されます。働き方改革計画が導入されても、校務分掌、部活動、保護者対応などの業務削減は具体化していません。改正法をどう実効的に運用し、業務削減をどう進めるのか、明確な方針を示すべきです。総理の見解を伺います。

教員が子供と向き合い、教育に専念できる環境整備こそ改革の目的です。現場実態に即した更なる改善を求めます。

来年四月実施を所信表明演説でも高市総理が言

及された学校給食無償化について、今後の取組への総理の考えを確認させていただきます。

これまで、私たち立憲民主党からも学校給食無償化法案を国会提出するなど、実現を後押ししてきました。その検討の際にも課題として挙がりましたのが、物価高騰分を補填する、学校給食の質を向上させるということを満たした国の取組とすべきと考えます。また、全額確実に市町村に届くよう、地方交付税ではなく、補助金や交付金で行うべきではないですか。総理、物価高騰分の補填と給食の質の向上、補助金、交付金での給食無償化を実行していただけますか。

高校無償化の拡充も来年四月から実施と所信表明演説で高市総理が言及されました。私たちが立憲民主党からは、しわ寄せを受ける公立高校支援の充実が必要ということ、議員立法も提起をしながら訴えてきました。所信表明演説では、公教育の強化の意欲を示された点は評価をできますが、内容を是非充実させていただきたい。

また、日本の高校教育の在り方についての見直しに言及があり、また、自民、維新の連立合意には、高校教育改革のグランドデザインの策定による全国での教育機会確保と教育の質の向上を実現するとあります。

公教育の強化、高校教育の在り方見直しに関し、我々立憲民主党が提案してきた老朽化対策等を含む公立高校支援の充実が含まれるのか。いつまでに、どのような具体的な成果を目指して、誰の責任で実現する考えか。その際の政策財源をどこに求める考えか。総理から具体的に答えください。

日本における二〇二四年度のデジタル赤字は六兆七千七百二十二億円に上るとされています。ま

た、経済産業省大臣官房若手新政策プロジェクト、P I V O T が発表したデジタル経済レポートでは、二〇三五年には、ベースシナリオで約十八兆円、悲観シナリオでは約二十八兆円のデジタル赤字が見込まれると示されています。この将来予測について、日本政府として同様の見解を持っているかどうか、仮に政府として異なる見解がある場合には、その根拠、前提条件、試算方法等について総理から御説明を伺いたい。

次に、デジタル赤字を解消し、将来的にデジタル黒字を実現するための方策について伺います。デジタル赤字を解消するためには、大きく二つの方向性があると考えます。第一に、海外製品の輸入に極力頼らず、日本製のシステムやサービスが国内で広く利用される環境を整備すること。第二に、日本製品やサービスが海外で利用されるようにし、輸出を拡大すること。この二点を実現して初めて、構造的なデジタル赤字からの脱却、そして黒字転換が可能になると考えます。

政府としては、そもそもデジタル黒字を目指す方針をお持ちなのか、また、もしそうであるならば、短期的、中期的、長期的にどのような構想の下で、どのような具体的施策を講じてデジタル赤字を解消していくのか、総理からお答えください。

国内のICT産業が国際競争で劣勢に立たされている現状についても伺います。ビッグテックの主な競争力の源泉としては、利用者が増えるほどサービスの価値が高まるネットワーク効果、追加サービス提供時の限界費用の低下、そして、ユーザーが使い慣れたサービスからほかのサービスに乗り換えることが難しくなる囲い込み効果などが挙げられます。こうした特性に

より、グローバル市場で事業を急拡大させたビッグテックが世界的なシェアを握り、日本企業のプレゼンスが低下する結果となっています。

また、ビッグテック五社の研究開発投資額は約三十四兆円に達し、日経二二五構成銘柄の合計約十五兆円を上回る現状にあります。

こうした状況を踏まえ、国内のICT産業がグローバルなデジタル市場で再び競争力を高め、逆転を図るためにはどのような打開策を講じていくべきと考えているか、総理の見解を伺います。

AIの研究開発や生成AIの社会実装を推進する一方で、国内のクリエイター、作家、写真家、音楽家などの著作物や肖像の無断利用への懸念が高まっています。AIの進展と人間の創作を両立させるため、権利保護と補償の新たな仕組みを検討していく考えはありますか。文化と産業の共生をどう実現するのか、総理からお答えください。

円安や国際情勢を背景に、電気、ガス、燃料などのエネルギー価格が高騰しています。企業の生産コスト上昇と家庭の光熱費負担は限界に達しています。再エネや省エネ等の促進と同時に、電力、ガス等の公共料金の抑制、中小企業支援の即効策を講じるべきと考えますが、総理のお考えはいかがですか。ある場合には、具体的な時期と財源をお示しください。

また、燃料価格の軽減については、ガソリンや軽油のほかに、重油、灯油、航空機燃料など、他の油種についてもこれまでに燃油補助金の対象としてきていますが、これらも継続すべきと考えます。対応時の政策財源を含め、高市総理の具体的な対応方針を示していただきたい。

我が国の公共インフラは、戦後の高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が急速に進ん

でいます。橋梁、道路、上下水道、港湾、鉄道など各分野で更新需要が集中し、特に地方では、維持管理費や人材の確保が深刻です。能登半島地震では、生活道路やライフラインが寸断され、復旧復興の妨げとなりました。災害のたびに復旧の遅れ、人手不足が繰り返される現状は看過できません。

地震や豪雨災害が頻発する中、老朽化インフラの更新、維持管理は喫緊の課題です。政府は、国土強靱化基本計画に基づき、今後五年間で二十兆円規模の第一次中期計画を掲げていますが、内訳や優先順位、財源見直しは不透明です。高市総理は、この計画をどのような理念と戦略で推進をし、地方財政をどう支える考えがあるか、伺います。

また、建設業の担い手不足は全国的課題で、地方では世代交代が進まず、技能継承が困難です。地域の建設業を、単なる請負業でなく、防災、復旧の最前線を担う公共インフラ人材として育成、支援する仕組みを政府として検討すべきです。総理の見解を伺います。

公共インフラ整備は、地域の安全と経済を支える未来への投資です。立憲民主党は、予防保全型維持管理、グリーンインフラ、防災DX、地域雇用と技術継承を重視し、国民の命と暮らしを守る強靱な国土づくりを政府に求めます。

この国と国民を守る。世界が振り返る教育、科学技術立国日本を実現する。子供たちに誇れる日本を引き継ぐ。私は、この思いを貫いて、引き続き実行可能な政策提案と厳しい行政監視を両立して国民の負託に応えることをお誓いし、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣高市早苗君登壇)

○内閣総理大臣(高市早苗君) 城井崇議員の御質問にお答えいたします。

社会保障に関する国民負担についてお尋ねがございました。

社会保障制度を持続可能なものにしていくため、全ての世代で能力に応じて負担し、支え合い、必要な社会保障サービスが必要な方に適切に提供される全世代型社会保障を構築することが重要です。

そのため、OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直しや、電子カルテを含む医療機関の電子化を通じて効率的で質の高い医療の実現などについて、迅速に検討を進め、社会保障制度改革を進めていく中で、現役世代の保険料負担を抑えてまいります。

少子高齢化の進行などにより、社会保障給付費は今後も増加が見込まれますが、様々な改革を進めることを通じて、現役世代の保険料負担をできる限り抑制できるよう議論を進めてまいります。

租税特別措置や補助金の総点検についてお尋ねがありました。

今般の自民党、日本維新の会の連立合意において、租税特別措置及び高額補助金について総点検を行い、政策効果の低いものは廃止すると盛り込まれていますので、政府としても適正化を進めるよう関係大臣に指示をいたしました。

いずれにしましても、検討スケジュール、総点検の対象範囲を含めた検討方法、政府内の体制など、今後の具体的な対応については、与党ともよく連携しながら速やかに検討をしてまいります。インテリジェンス政策の取りまとめと対外情報庁についてお尋ねがありました。

今般、自民党と日本維新の会との間で締結した連立政権合意書においては、国家情報局等の創設や対外情報庁の創設といった様々なインテリジェンス政策が盛り込まれました。政府としては、与党と緊密に連携し、情報機関の組織の在り方等について、お尋ねの事項も含め、早急に論点を整理し、検討を進めてまいります。

最低賃金を含む賃上げ方針についてお尋ねがございました。

この内閣が優先で取り組むことは、国民の皆様が直面している物価高への対応でございます。物価上昇を上回る賃上げが必要ですが、それを事業者に丸投げしてしまつては、事業者の経営が苦しくなるだけです。継続的に賃上げできる環境を整えることが、政府の役割です。

そのため、生産性向上支援や更なる取引適正化等を通じ、中小企業、小規模事業者の皆様を強力に後押ししてまいります。

本日設置した日本成長戦略本部において、賃上げ環境整備担当大臣に対し、物価上昇を上回る賃上げが継続する環境整備に向けた戦略策定を指示しました。

この戦略の中で、最低賃金を含むこれまでの政府決定への対応や、物価上昇を上回る賃上げ実現に向けた道筋を含めて、経済動向等を踏まえて、今後、具体的に検討してまいります。

賃上げのための公定価格の引上げ等についてお尋ねがありました。

国民の皆様が安心して必要なサービスを受けていただくために、医療、介護、保育、福祉等の公定価格の分野において、賃上げ、経営の安定、人材確保が図られるよう取り組むことが重要です。このため、診療報酬等の公定価格について、賃

上げや物価高を適切に反映させるとともに、報酬改定の時期を待たず、経営の改善や職員の方々の処遇改善につながる措置を行い、効果を前倒しいたします。

まずは、経済対策、補正予算に必要な施策を盛り込むべく、施策の具体化に取り組み、スピード感を持って対応してまいります。

また、物価高から中小企業、小規模事業者を守り、持続的な賃上げを行えるよう、官公需も含めた取引適正化の徹底や、生産性向上支援、伴走支援の徹底など、企業の稼ぐ力の強化に向けた取組を強力に後押ししていきます。

介護、障害福祉分野の処遇改善や事業所支援についてお尋ねがありました。

御党提出の法案の取扱いは、国会で御判断いただくものと承知しております。

介護、障害福祉分野の処遇改善や事業者支援を早急に行えるよう、補助金の措置に向けて、経済対策、補正予算に盛り込むべき必要な施策の検討を指示したところでございます。施策の具体化を進めるなど、スピード感を持って対応してまいります。

保育士等の処遇改善についてお尋ねがございました。

令和六年度において、保育士等について一〇％を上回る処遇改善を行っており、その支払い状況や賃金の状況については、現場への実態調査や統計調査により確認することとしています。

御党の提出法案の取扱いは、これは国会で御判断いただくものと承知しておりますが、保育士等の処遇改善については、こども未来戦略などに基づき、民間給与動向を踏まえた更なる処遇改善に取り組んでまいります。

就職氷河期世代への支援についてお尋ねがございました。

今年六月に取りまとめた新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組みにおいて、従来からの就労、処遇改善に向けた支援や社会参加に向けた段階的支援に加えて、新たに、家計改善、資産形成や住宅確保等の高齢期を見据えた支援を盛り込んでいきます。

これに基づき、具体的な目標であるKPIを含む新たな支援プログラムを、今年度内を目途に取りまとめる予定としております。就職氷河期世代等への支援の強化に向けて、検討を進めてまいります。

社会保険料の事業主負担の軽減による安定雇用と生活の確保についてお尋ねがございました。

公費によって社会保険料の事業主負担を軽減すべきとの御提案につきましては、社会保険料が医療や年金の給付に充てられ、また、労働者を支えるための事業主の責任であることから、慎重な検討が必要だと考えています。

その上で、働く人の安定した雇用や生活を確保するため、正社員転換を行う事業主に対するキャリアアップ助成金による支援や、フリーランスの方などに対する求職者支援制度による支援などの施策に取り組んでまいります。

責任ある積極財政の財源、国債発行、税収増、増税の方針についてお尋ねがありました。

この内閣におきましては、強い経済を構築するため、責任ある積極財政の考え方の下、戦略的に財政出動を行います。

お尋ねの責任ある積極財政に係る財源、国債発行、税収増につきましては、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信頼を確保しつつ、経

済あつての財政の基本的な考え方の下、今後、取組を進める中で具体化していくものと考えております。

来年度の安全保障関連経費につきましては、現在、令和八年度予算の編成作業中であり、予断を持つてお答えすることは差し控えますが、防衛力の抜本的強化に係る事業につきましては、現行の防衛力整備計画等に基づき編成していく方針です。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置につきましても、これまでの与党税制改正大綱等の趣旨も踏まえ、引き続き検討してまいります。

金融所得課税につきましては、税負担の公平性のほか、貯蓄から投資への流れを引き続き推進し、一般の投資家が投資しやすい環境を損なわないようにすること、これも重要でございます。こうした観点を経合的に検討する必要があると考えております。

基金についてお尋ねがございました。

基金については不断の見直しが必要と考えますが、いわゆる三年ルールの策定前に措置されたものも含め、基金ごとに、事業の性質や執行状況など、置かれた状況が異なっております。

そうした状況を踏まえて見直しを行ってまいります。また、見込みの残高を一律に積み過ぎと考える政策の財源として活用することには課題があると考えております。

教員の処遇改善、働き方改革、業務削減を始めとする教職の魅力回復についてお尋ねがありました。

教師不足については、改善すべき課題であり、徹底した働き方改革の実施など、教職の魅力を高める取組を進めていく必要があると考えていま

す。

先般成立した改正給特法等を踏まえ、業務の仕分を行った、学校と教師の業務の三分類を文部科学大臣が定める指針に位置づけしており、教育委員会による学校の業務量管理を徹底してまいります。

学校部活動の地域展開については、各自治体の取組状況を把握しながら、円滑な移行に向けた国のガイドラインの見直しを進めてまいります。

給特法につきましては、様々な議論があることは承知しております。まずは、時間外在校等時間が月二十時間程度に達するまでに、幅広い観点から諸課題の整理を行ってまいります。

給食無償化についてお尋ねがありました。

いわゆる給食無償化については、これまでの政党間の御議論において、給食の質の向上や国と地方との関係などの論点について十分な検討を行うこととされていきます。

政府としては、今後の政党間の議論を踏まえ、制度設計の議論を進め、安定財源の確保と併せて、来年四月から小学校段階で実施してまいります。

公教育の強化、公立高校支援の充実についてお尋ねがありました。

公教育の強化は、我が国の未来を見据え、イノベーションを起こすことのできる人材の育成のために重要であると考えています。

高校教育については、老朽化対策に関し、引き続き都道府県において適切に取り組むとともに、政党間の議論を踏まえて、国として高校教育改革のグランドデザインを今年度中に提示し、各都道府県が策定する計画に基づく取組を支援する交付金等の仕組みの構築について、税制による対応も

含め、安定財源の確保と併せて検討し、公立高校が地域の人材育成といった役割を果たすことができるように取り組んでまいります。

いわゆるデジタル赤字についてお尋ねがありました。

いわゆるデジタル赤字の将来予測については、政府全体で統一的な見解はありませんが、足下で、デジタル関連収支の赤字、これは年々拡大しております。

デジタル赤字が拡大し続けることは、我が国の経済成長や経済安全保障の観点からも好ましくはなく、まずはデジタル赤字の拡大抑止、さらにはその改善を進めてまいります。

このため、本日設置した日本成長戦略本部の下、AIを始めとする新しいデジタル技術の研究開発や産業化を加速化させるとともに、コンテンツ産業を含めたデジタル関連産業の海外展開を支援してまいります。

国内ICT産業の国際競争力強化についてお尋ねがありました。

ICT産業は、社会経済活動を支え、災害、安全保障面でも重要な産業です。本日開催した日本成長戦略本部において、戦略分野である情報通信として、総務大臣を担当大臣に指名し、強力に取組を進めることといたしました。

具体的には、進展するAI社会を支えるオール光ネットワークや海底ケーブルなどのデジタルインフラについて、グローバル市場を先読みした、研究開発から社会実装、市場獲得の一气通貫での支援により、国際競争力を強化してまいります。

AIの進展とクリエーター等の権利保護と補償の両立についてお尋ねがありました。

AIの進展により、クリエーターや権利者か

令和七年十一月四日 衆議院会議録第三号 国務大臣の演説に対する城井崇君の質疑 国務大臣の演説に対する藤田文武君の質疑

ら、知的財産権の侵害に対する懸念の声があるものと認識しています。

政府においては、法、技術、契約の各手段適切に組み合わせて対応することが重要である。ことをこれまで示してきたところです。

その上で、イノベーションの促進とリスク対応の両立を理念とするAI法の施行も踏まえ、AI技術の進歩と知的財産権の適切な両立が達成されるよう、検討を進めてまいります。

電気、ガス等公共料金の抑制、中小企業支援の即効策についてお尋ねがありました。

国民の皆様が直面している物価高に対応するため、既に、経済対策の策定に着手するよう指示を行っております。

電気・ガス料金については、寒さの厳しい冬の間、支援を行います。

また、再エネの活用や中小企業等への省エネ支援を進めてまいります。

このほか、賃上げ税制を活用できない中小企業、小規模事業者などを支援する推奨メニューを設け、重点支援地方交付金により、地域のニーズにきめ細やかに対応してまいります。

これらについて、財源を含め、早急に検討を進めてまいります。

野党の皆様との真摯な対話と合意を積み重ねながら、速やかに経済対策を取りまとめ、必要な補正予算を今国会に提出いたします。

燃料油価格支援についてお尋ねがありました。

燃料油の価格高騰対策としての定額引下げ措置の支援については、いわゆる暫定税率について結論を得て実施するまでの間、行うこととしています。暫定税率については、十月三十一日、与野党六党の実務者間で、ガソリンは令和七年十二月三

十一日に、軽油は令和八年四月一日に廃止すること等について一致したところです。

灯油等の油種につきましては、経済対策において拡充することとしております自治体向けの重点支援地方交付金も活用し、地域の実情に合った的確な支援をお届けするなど、必要な対応を講じていく考えです。

政府は、このような取組を通じて、内閣の最優先課題として、国民の皆様が直面している物価高に対応し、暮らしの安心を確かかつ迅速に届けてまいります。

国土強靭化実施中期計画、建設業の担い手不足についてお尋ねがありました。

激甚化、頻発化する自然災害から国民の皆様の生命、財産、暮らしを守るため、国土強靭化の取組を切れ目なく推進する必要があります。第一次国土強靭化実施中期計画では、計画期間内における各施策の目標を設定し、その達成に向けて重点的に取り組むこととしております。

この取組に係る地方負担につきましては、地方の財政運営に支障が生じないように、適切に地方財政措置を講じてまいります。

また、地域の守り手としてインフラ整備や災害時の応急対策等を担う建設業について、その担い手の確保、育成に向け、処遇改善、働き方改革、生産性向上等に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

○副議長(安葉光一郎君) 藤田文武君。

(藤田文武君登壇)

○藤田文武君 日本維新の会の藤田文武でございます。

私は、日本維新の会を代表し、高市総理の所信

表明に対し、全て総理に質問いたします。(拍手) 今般の第二百十九回国会において、高市早苗衆

議院議員が内閣の首班に選出され、日本初の女性総理が誕生いたしました。高市早苗内閣総理大臣に改めて心から祝意を申し上げます。

高市政権は、日本維新の会及び自由民主党により形成された本格的な改革保守連立政権です。我が国における保守連立政権の誕生は、約三十年ぶりとなります。我が国の未来をつくるべく、本格的な改革保守連立政権を樹立する一助となれたことを誇りに思います。

我が国は、戦後八十年にわたり、国の形をつくり上げる過程で積み残してきた宿題を解決すると同時に、冷戦後の三十年の厳しい経済状況を乗り越え、国民生活を向上させる過程で積み残してきた宿題を解決する、そのための改革が急務であります。

そのために、国家観を同じくする保守勢力の結集が不可欠であります。両党が、立場を乗り越え、保守勢力として結集し、連立政権を樹立したことは、日本の政策の夜明けであります。

去る十月二十日に両党が調印した連立政権合意書の前文でも記したとおり、両党は、国家観、国際政治観、安全保障観、経済財政観を共有しています。

国家の運営は、単なる数合わせで行ってはなりません。国家の背骨に関する思想を同じくしているからこそ、共同で国家の運営を行うことができるのです。

両党の力を結集し、日本再起を図らなければなりません。高市政権を長期安定政権にすることこそが、国難を突破し、日本列島を強く豊かにし、自立する国家としての歩みを進めることにつなが

ります。我々は、日本の底力を信じ、全面的に協力してまいります。

日本再起のための政策が、連立合意書に記載された十二本の矢です。我々は、政策実現に徹底的にこだわります。捨て身で十二本の矢の政策実現を行います。

先般、高市総理の所信表明演説の多くが、この十二本の矢に基づくものでございました。まず、十二本の矢に関する政策実現に向けた決意を伺います。

次に、経済及び財政政策、並びに物価高対策について伺います。

第一に、自民、維新の連立合意書にも記され、高市総理の述べる責任ある積極財政とは、具体的にどのようなものでしょうか。

第二に、合意書に基づき、自由民主党が参議院選挙の公約で掲げた二万円等の給付は実施しないこととなり、総理も所信表明で述べておられます。この施策を実施しない理由について、総理の見解をお聞かせください。また、それに伴い、物価高にどのような方策を取る考えがあるのか、お聞かせください。

第三に、ガソリン税の暫定税率廃止については、各党間の議論を踏まえ、今国会での廃止法案の成立を期すとする一方、これらの廃止に伴い必要となる国及び地方自治体の安定財源を確保しつつ、廃止までの間も、補助金を確保することで、価格引下げに対応するとされています。最終的には、いつから補助金を拡充し、いつまでに補助額を二十五・一円とし、いつから暫定税率を廃止するのか。また、廃止に伴い必要となる国及び地方自治体の安定財源をどのように確保するのでしょうか。

第四に、所得税の基礎控除をインフレの進展に応じて見直す制度設計について、どのような内容を考えているか、お聞かせください。

次に、成長戦略について伺います。

第一に、連立合意書では、租税特別措置及び高額補助金の総点検を行い、政策効果の低いものは廃止するために、政府効率化局(仮)をつくることとしています。高市総理は、早速、財務大臣に対し、租税特別措置・補助金の見直し担当大臣としての任を課し、政策を強力に進める体制を取られました。そこで、あえて問います。本政策の推進に当たり、政府効率化局はいつ、どのようにつくってお考えでしょうか。

第二に、高市政権の成長の肝である危機管理投資は、これまでの成長戦略と何が違うのか。

第三に、所信表明で述べられた新技術立国とは、これまでの科学技術政策と何が違うのか。真の科学技術振興のためには、連立合意書にある大学数及び規模の適正化といった大胆な大学改革を通じ、高等教育に対する選択と集中が必要だと考えますが、御見解を伺います。

次に、エネルギー安全保障について伺います。先週、私は、福井県にある関西電力高浜原子力発電所を視察し、我が国産業の基盤たる電力を安定的に供給する原子力発電所の重要性を再認識いたしました。原発再稼働に向けた意気込みを含めて、高市政権のエネルギー政策の特色をお聞かせください。

また、大規模太陽光発電、いわゆるメガソーラーは、北海道の釧路湿原や熊本阿蘇の外輪山など、我が国の美しい国土を侵しており、大変な問題となっています。このような状況を憂い、美しい国土を守るためにも、連立合意書に基づき、

メガソーラーを法的に規制する施策を施行することとなっております。メガソーラーの規制にかける総理の決意をお伺いいたします。

次に、社会保障改革について伺います。

物価は上がっている。しかし、手取りは上がらない。その原因は、税金よりはるかに高い社会保障料にあります。高齢化と医療の高度化に伴い、医療費は年々増大し、それを支える現役世代の大きな負担となっております。

特定の費目が国家予算の一定以上の割合を占めるとき、財政が硬直化し、長期的な国力低下を招くことは、歴史的な教訓として知られています。社会保障こそ、我が国内政の最大の課題であります。社会保障関係費は、国家予算、すなわち一般会計歳出総額の三分の一を占め、国家予算から

国債費、地方交付税を除いた一般歳出に絞ると二分の一を占めています。我が国の長期的な国力低下を防ぎ、日本再起を図るためには、抜本的な社会保障制度改革が必要なのです。

命に関わる医療の核を守りつつ、社会保険料を下げ、現役世代の生活も守る。この両立こそが、我々日本維新の会が進める社会保障改革の命題だと考え、全身全霊で進めてまいり所存です。現役世代の大きな負担となっている社会保障の改革に対する問題意識を伺います。

また、現在、インフレ等の影響で医療機関及び介護施設の経営状況が悪化しています。それらの短期的な経営改善に加え、従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。そのために、総理は、報酬改定の時期を待たず、処遇改善につながる補助金を措置するとしていますが、本施策は、自民、公明、維新の三党による、いわゆる医療法に関する

三党合意書に基づくものです。本施策の具体的な内容についてお聞かせください。さらに、医療体制の再構築について、いわゆる医療法に関する三党合意書では、病床再編の拡大として、人口減少等により不要となると推定されている約十一万床の病床について、二年後の新たな地域医療構想に向けて、地域の実情を踏まえた調査を実施した上で、削減していくこととしています。このことは、今年の骨太の方針にもしっかりと記載されています。

政府は、令和六年度補正予算において、医療需要の急激な変化を受けて、病床数の適正化を進める医療機関に対して、一床当たり四百十万円の病床適正化支援事業を実施しています。医療機関の経営を支援しつつ、病床の削減を強力に後押ししており、我が党としても、今後ともしっかりと進めていただきたいと考えています。

しかしながら、この事業では、五万床を超える多くの申請があつたものの、一万床程度しか内示することができませんでした。各地の医療機関のニーズはまだ十分に酌み取れておりません。三党の合意においては、我が党の試算として、約十一万床の削減により二年間で約一兆円の医療費削減効果があると計算しており、病床削減は、我が党が掲げる重要な改革の一つである、社会保障料の軽減にも大きな効果をもたらすと考えています。

削減する病床一床に対し四百十万円の補助を、令和六年度補正予算で酌み取れなかつた医療機関のニーズも含めて、しっかりと対応できるように、十分な予算確保が必要と考えていますが、政府として、今後の病床数の適正化に向けてどのような姿勢で対応していくのか。また、政府としても、

病床削減に伴う医療費削減効果を示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。加えて、社会保障改革のための超党派かつ有識者も交えた国民会議では、給付つき税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について議論するとされています。具体的な内容に加え、どのようなタイムラインで議論するのか、どこに設置し、野党にはどのような参加を呼びかけて実現するのか、お聞かせください。

次に、外交、安全保障について伺います。第一に、連立合意書にも記され、高市総理も所信表明で述べた、戦略三文書の前倒し改定について。

国家安全保障戦略は十年の期間を念頭に策定するとされていますが、連立合意書に基づき、二〇二二年の前回策定時から僅か三年での改定となります。これはひとえに、我が国を取り巻く戦略環境が激変しているからであります。

国家安全保障戦略の本案本元は米国です。米国の国家安全保障戦略は、一九八七年から始まり、八〇年代に二回、冷戦が終結し戦略環境が激変した九〇年代には合計九回、二〇〇〇年代には三回、二〇一〇年代も三回、二〇二〇年代は現時点までに一回策定されています。一方、我が国は、安倍晋三元総理が国家安全保障戦略を策定した歴史的な二〇一三年に始まり、二〇二二年に一度改定されただけです。このように、米国は約四十年で十八個、我が国は約十年で二つ作られています。国家安全保障戦略という戦略論を国家として考えてきた期間でいえば四倍、個数でいえば約九倍の開きがあるのが実情であります。米国の事例を見れば分かる通り、国家安全保障戦略というのは、戦略環境の変

化に応じ柔軟に改定していくべき性質のもので

そこで、我が国の戦略環境、安全保障環境はどのよう

第三に、連立合意書にも明記された防衛装備品

第四に、自衛官の採用状況に関する深刻な情勢

第五に、多極化する国際社会において、外交

第五に、多極化する国際社会において、外交

ツールとしての和平調停の重要性が高まっています

古くは米国ルーズベルト大統領による日露戦争

第六に、現在の自衛官の階級、服制及び職種等

第七に、先般のトランプ大統領訪日について

特に日米首脳会談に係る一連の行事は、日米両国

次に、インテリジェンス政策について伺いま

総理の認識を伺います

また、連立合意書に基づき、国家情報局、国家

次に、人口政策、外国人政策について伺いた

第二に、外国人政策の司令塔について、令和七

また、政治改革について伺います

次に、政治改革について

プや多極分散型経済圏の形成を目的として、いわ

また、これまでの取組を踏まえ、連立合意書及

次に、教育政策について伺います

我が国の社会経済の持続的な成長には、成長分

自由民主党、日本維新の会の連立合意書に明記

本日十一月四日は、立憲政友会の総裁を務めた

大衆迎合的言説を排し、党利党略を捨て、国益の大義に生き、日本再起のための政策実現にこだわる。皆様、この原敬の姿勢こそが今の政治に求められているのであります。

様々な抵抗を排し、改革を実現するためには、まずは隗より始めよ。その姿勢が必要不可欠であります。

その一つが、衆議院議員定数の一割削減であります。

二〇一二年には、当時の民主党の野田総理が、自由民主党の安倍総裁に対し、まず、我々が身を切る覚悟で、具体的に定数削減を実施しなければいけないと、四十五議席削減を提案されました。

また、先月、立憲民主党の野田代表は、議員定数削減は安倍さんと約束した悲願でもある、吉村さんが突破口を開いてくれたことには感謝したいと述べてくださいました。議員定数削減の達成を悲願とも形容された思いに私も強く賛同するものであります。

国民民主党の玉木代表も、議員定数削減案に対し、賛成したい、臨時国会の冒頭で処理したらよい、十年以上ずっとほったらかしにしてきた宿題を解消するという意味では意味があるとおっしゃってくださいました。

皆様、何と心強いお言葉でしょうか。

二〇一三年には、自民、維新の連立合意書で記した衆議院一割という数字以上の八十議席を削減する法案に、野田代表も玉木代表も賛成者として名を連ねておられます。まさに、議員定数削減の志を同じくする同志であります。

野田代表、そして玉木代表、原敬元総理の言葉を胸に刻み、是非とも、共に、十年越しの宿題を

解決し、議員定数削減を実現しようではありませんか。有言実行あるのみであります。

高市総理、連立合意書を共にまとめてくださった高市総理に対しても、我が国の改革に向けた議員定数削減に対する決意を伺います。

次に、国家の背骨について。

第一に、憲法改正については、総理在任中の国会発議を目標にする旨を述べられました。

我が党は、提言、二十一世紀の国防構想と憲法改正において、憲法九条二項削除による集団的自衛権行使の全面容認にまで踏み込み、リアリズムの視座に立ち、正面から国際安全保障環境を見据えております。

自由民主党の皆様には、二〇一二年の憲法改正草案の趣旨をいま一度想起していただくことを切に願っております。

高市総理におかれては、本年六月五日の衆議院憲法審査会において、我が党の議員からのそのような問いかけに対し、条文の内容も、二〇一二年四月二十七日の自民党憲法草案がベストだと思っていると応じていただいたことを心強く感じています。

憲法改正、特に憲法九条改正についての決意を伺います。

第二に、内閣による憲法改正原案の提出について伺います。

過去の質問主意書において、政府は、憲法第九十六条第一項の規定により、憲法改正を発議して国民に提案する権能は国会にあるが、内閣は、憲法第七十二条の規定により、議案を国会に提出することが認められていることから、憲法改正の原案を国会に提出することが可能であると答弁しています。

内閣は、憲法第七十二条の定めに基づき、憲法改正原案を国会に提出できることについて、政府の立場は引き続き変わりないか、総理に伺います。

第三に、連立合意書に基づき、旧姓の通称使用の法制化法案を令和八年通常国会に提出し、成立を目指す、具体的な内容及び期限を合意しています。なぜ、立憲民主党や国民民主党が提案する選択的夫婦別氏ではなく、旧姓の通称使用の法制化が重要なのか、総理による国民に分かりやすい説明を求めます。

第四に、連立合意書に基づき、日本国国章損壊罪を制定し、外国国章損壊罪のみが存在する矛盾を是正することになっていきます。総理の見解を伺います。

本日、様々な御質問した内容を見るだけでも、重要な政策が並んでおり、自由民主党及び日本維新の会による本格的な改革保守連立政権である高市政権の意気込みや覚悟を感じることが出来ます。

死して不朽の見込あらばいつでも死ぬべし生きて大業の見込あらばいつでも生くべし

吉田松陰先生のこの言葉にあるとおり、政治家の存在価値は政策実現、その一点にあり。我が国の生存と繁栄のために、国民の幸福のために、利益と志に殉じていることこそ、政治家の本望ではありませんか。皆さん、いかがでしょうか。

国難に際し、志を持った在野の間が一斉に立ち上がり、大きな物事を成し遂げるといふ草莽崛起の思想こそ、今の我が国には必要であります。

我々は、至誠をもって、政権を支え、必ずや政策を実現していくことをお誓いし、私の代表質問といたします。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇〕

○内閣総理大臣(高市早苗君) 藤田文武議員の御質問にお答えいたします。

十二本の矢実現に向けた決意についてお尋ねがございました。

政治の安定なくして、力強い経済政策も、力強い外交、安全保障政策も、推進していくことはできません。この思いを胸に、日本再起を目指す広範な政策合意の下、日本維新の会との連立政権を樹立いたしました。

国家国民のため、決して諦めないとの不動の方針の下、合意書に掲げた十二項目の政策を、合意したスケジュールに従って、確実に検討及び実施してまいります。

責任ある積極財政についてお尋ねがありました。

この内閣では、経済あつての財政の考え方を基本とし、強い経済を構築するため、戦略的に財政出動を行います。これにより、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収を増加させることを目指します。

この好循環を実現することによって、国民の皆様が景気回復の果実を実感していただき、不安を希望に変えていきます。

こうした道筋を通じ、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑え、政府債務残高の対GDP比を引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保してまいります。

物価高対策についてお尋ねがありました。

自民党がこの夏の参議院議員選挙で公約として掲げた給付金については、国民の皆様の御理解が得られなかったことから、実施しません。

足下の物価高に対しては、いわゆるガソリン

税、軽油引取税の暫定税率廃止、地域のニーズにきめ細やかに対応する重点支援地方交付金の拡充、厳しい冬の間の電気・ガス料金の支援等の施策を、既に策定を指示している経済対策の中に盛り込むこととしております。

いわゆるガソリンの暫定税率についてお尋ねがありました。

いわゆるガソリンの暫定税率については、先日、十月三十一日、与野党六党の実務者間で合意案に一致したところです。

その合意案では、ガソリンについては、本年十一月十三日から二週間ごとに五円ずつ補助金を引き上げ、十二月十一日にはいわゆる暫定税率と同水準にした上で、十二月三十一日に暫定税率を廃止することとされています。

また、安定財源の確保については、歳出改革等の努力を前提としつつ、各種の税制措置を検討し、本年末までに結論を得ること、道路関連インフラ保全の重要性等との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための方策を引き続き検討し、今後一年程度を目途に結論を得ること、地方の安定財源については、これらの税制措置による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ることとされています。

今後、政党間での正式な合意に向け、各党において党内手続を行っていくと承知しております。政府としては、政党間の御議論の結果を踏まえてしっかりと対応してまいります。

租税特別措置や補助金の総点検についてお尋ねがございました。

今般、自民党及び日本維新の会の連立合意において、租税特別措置及び高額補助金について総点検を行い、政策効果の低いものを廃止すると盛り

込まれており、政府としても、適正化を進めるよう、関係大臣に指示をいたしております。

租税特別措置や補助金については、与党ともよく連携しつつ、税制改正や予算編成のプロセスにおいて不断に見直しを行ってきているところでございますが、お尋ねの政府の体制も含め、政府内で検討を進めてまいります。

危機管理投資についてお尋ねがありました。

危機管理投資は、経済安全・安全保障、食料安全保障、エネルギー安全保障、健康医療安全保障、国土強靱化対策など様々なリスクや社会課題に対して、官民が手を携え先手を打って行う戦略的な投資です。

AI・半導体、造船、量子等の戦略分野を指定し、供給力を抜本的に強化するため、官民連携の戦略的投資を促進します。世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供することができれば、更なる成長につながります。

こうして経済の新たな成長を切り開いていくという点において、これまでの成長戦略と異なりま

す。本日設置した日本成長戦略本部において、各戦略分野について、供給サイドに直接働きかける措置のみならず、戦略的投資促進につながる需要サイドからの政策支援を含む、多角的、戦略的な総合対策を取りまとめるよう、関係大臣に指示しました。

今後、各戦略分野の対策について、具体的な検討を加速し、経済の新たな成長を切り開き、国民の皆様の未来への不安を希望に変えてまいります。

新技術立国と大学改革についてお尋ねがございました。

私自身、科学技術政策担当大臣を務めておりました。その当時推進してきた政策を更に発展させていきます。

具体的には、公教育の強化や大学改革を進めるとともに、強い経済の基盤となる科学技術、人材育成に資する戦略的支援を行い、新技術立国を目指します。

本日設置した日本成長戦略本部においても、分野横断的課題として新技術立国、人材育成等を掲げ、担当大臣に課題解決のための戦略の取りまとめを指示しました。

また、大学数及び規模の適正化については、産業構造の変化に対応した新たな価値の創出や高校教育へのアクセス確保と併せて進めることが重要であり、理工、デジタル系人材や地域社会を支える人材の育成を進めつつ、再編統合の推進など高等教育全体の規模の適正化を図ってまいります。

エネルギー政策とメガソーラー規制についてお尋ねがございました。

高市内閣は、強い経済の実現に向け、エネルギー安全保障の確立に力を入れて取り組まします。エネルギー安全保障の観点から、安全性が確保された原子力の活用、ペロブスカイト太陽電池を始めとする国産エネルギーの導入拡大が重要です。

原子力につきましては、安全性の確保を大前提とし、地域の御理解を得ながら再稼働を進めます。国も前面に立ち、立地自治体など関係者の御理解と御協力を得られるよう、取り組んでまいります。

再生可能エネルギーにつきましては、地域の理解や環境への配慮を前提に導入を進めてまいります。御指摘のメガソーラーにつきましては、関係

する規制の総点検を行い、連立政権合意に基づき、法的に規制する施策を先行してまいります。エネルギーの安定的で安価な供給を実現すること、国民生活及び国内産業を持続させ、更に立地競争力を強化してまいります。

社会保障改革に対する問題意識についてお尋ねがありました。

国民の皆様の命と健康を守ることは、重要な安全保障でございます。日本維新の会との連立政権合意書にあるように、社会保障関係費の急激な増加に対する危機感と、現役世代を中心とした過度な負担上昇に対する問題意識を共有し、社会保障改革に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、日本維新の会、公明党、自民党の三党合意を踏まえ、OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直しや、金融所得の反映など応能負担の徹底、電子カルテを含む医療機関の電子化を通じて効率的で質の高い医療の実現などについて、迅速に検討を進め、現役世代の保険料負担の抑制につなげてまいります。

医療、介護分野の従事者の処遇改善、病床数の適正化及び病床削減に伴う医療費削減効果についてお尋ねがありました。

経営難が深刻化する医療機関や介護施設への支援については、報酬改定の時期を待たず、経営の改善や職員の方々の処遇改善につながる補助金を措置し、効果を前倒しします。

経済対策、補正予算に必要な施策を盛り込むべく、施策の具体化に取り組み、スピード感を持って対応してまいります。

また、高齢化に対応した医療体制の再構築を図るためには、地域の実情に応じて病床を適正化することが重要です。

このため、日本維新の会、公明党、自民党の三党合意に基づき、人口減少等により不要となると推定される、約十一万床の一般病床、療養病床、精神病床といった病床について、地域の実情を踏まえた調査を行った上で、二年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図ります。

具体的には、感染症に対応する病床等の医療体制への影響などにも留意しながら、医療機関のニーズに応えられる必要な予算を補正予算に盛り込んでまいります。

なお、病床削減に伴う医療費適正化効果については、三党合意において、感染症等に対応する病床は確実に確保しつつ、削減される病床の区分や病床の稼働状態、代替する在宅、外来医療等の増加等を考慮した上で、精査を行うとされていることも踏まえ、精査を進めてまいります。

社会保障改革のための国民会議についてお尋ねがありました。

社会保障は、国民一人一人がその夢や希望の実現を諦めることなく、安心して働き、暮らしていくための基盤です。人口減少、少子高齢化の中で社会保障改革を進めるためには、全ての世代を通じて納得感が得られるものとするのが重要で

す。

このため、国民会議においては、給付と負担の在り方や、給付つき税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について、政府・与党だけでなく、野党の皆様も交えて、丁寧な議論を進めていきたいと考えております。

国民会議の設置に向け、その具体的な在り方、議論の内容や進め方も含めて、各政党とよく相談

して取り組んでまいります。

戦略三文書の改定についてお尋ねがありました。

前回三文書を改定した二〇二二年と比べ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序への挑戦が勢いを増すとともに、インド太平洋では、中国、北朝鮮の更なる軍事力の増強や、中ロや口朝の連携強化などが見られ、各国は、ロシアによるウクライナ侵略を教訓に、無人機の大量運用を含む新しい戦い方や長期戦への備えを急ぐなど、安全保障環境の変化が様々な分野で加速度的に生じています。

こうした急速な変化に適切に対応し、強い覚悟を持って、我が国の独立と平和、国民の皆様の命と平和な暮らしを守り抜くため、三文書の来年中の改定を目指し、検討を進めてまいります。

防衛力強化と防衛費の増額、連立政権合意書を踏まえた対応についてお尋ねがありました。

一層急速に厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、我が国の独立と平和、国民の皆様の命と平和な暮らしを守るため、主体的に防衛力の抜本的強化を進めてまいります。

そのため、まずは、現行の国家安全保障戦略に定める対GDP比二％水準を前倒しして措置するとともに、国家安全保障戦略を始めとする三文書改定の検討を開始することとしました。

また、防衛装備移転は、力による一方的な現状変更を抑止し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出するための重要な政策的手段です。

今般、自民党、日本維新の会が合意した五類型の撤廃も、防衛装備移転を更に推進していくという決意が示されたものと受け止めています。

防衛装備移転三原則運用指針の見直しを早期に

実現すべく検討を進めます。

自衛官が安んじて国防という国家にとって極めて重要な任務に当たることができるようになることは、国の責務です。

自衛官の恩給制度の創設については、現在進めている再就職先の拡充や若年定年退職者給付金の給付水準の引上げといった施策を十分に踏まえた上で、自衛官の退職後給付の在り方の中で検討する必要があります。自衛官の処遇改善について国民の皆様の御理解をいただきながら、よりよい制度とすべく取り組んでまいります。

和平調停の能力強化についてお尋ねがありました。

国際情勢がますます厳しくなり、各地で紛争が発生する中、危機を未然に防ぎ、また、和平調停等を通じて、紛争の早期終結、和平の実現につなげていくことの重要性が高まっています。

和平の実現から紛争後の復旧復興へのシームレスな取組につなげるべく、我が国の能力強化に努めてまいります。

自衛隊の階級、服制、職種等についてお尋ねがありました。

これも、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の下、防衛力の抜本的な強化が必要です。

この防衛力の中核は自衛隊員であり、全ての隊員が高い士気と誇りを持って任務に当たることができる環境を整備する必要があります。

御指摘の自衛官の階級、服制、職種等の国際標準化につきましては、スケジュールを含めた進め方を与党とも御相談をしながら、スピード感を持って検討をしてまいります。

トランプ大統領訪日の成果についてお尋ねがございました。

先日、トランプ大統領と初の対面での首脳会談を行いました。日米同盟は、日本の外交、安全保障政策の基軸です。同時に、日本は、米国にとり、インド太平洋における不可欠なパートナーでもあります。

幅広い分野で率直な議論を行いました。今申し上げた点についてトランプ大統領と確認するなど、様々な大きな成果を上げることができました。

今後とも、トランプ大統領との会談を重ね、強固な信頼関係を一層深めて、日米同盟を更なる高みに引き上げていく所存でございます。

インテリジェンス機能に関する認識、国家情報局等の創設についてお尋ねがありました。

今、非常に複雑な安全保障環境において、政府全体のインテリジェンスに関する国家機能の強化が急務だと認識しております。

今般、御党との連立合意書には、令和八年通常国会における国家情報局、国家情報局長、国家情報会議の創設などの内容が盛り込まれました。

政府としても、御党と緊密に連携しながら、組織の在り方等について、早急に論点を整理し、具体化を進めてまいります。

人口減少対策本部についてお尋ねがありました。

連立政権合意書では、我が国最大の課題は人口減少という認識に立ち、令和七年臨時国会中に、政府に人口減少対策本部(仮称)を立ち上げ、子供、子育て政策を含む抜本的かつ強力な人口減少対策を検討、実行するとされています。

人口減少対策を進めるに当たっては、現在、政府に設置されていることも未来戦略会議や新しい地方経済・生活環境創生本部、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議との

関係も含め、どのような体制で進めていくことが効果的か、考えて対応してまいります。

外国人対策についてお尋ねがありました。政府においては、本日、司令塔として、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議を設置しました。

新たな担当大臣の下、与党における御議論も踏まえ、政府一体で、土地取得等のルールの在り方の検討を含め、秩序ある共生社会実現に向けた施策を進めてまいります。

対日外国投資審査については、経済安全保障を強化する観点から、関係大臣に対して、審査を高度化する枠組みの検討を指示しております。速やかに具体化を進めてまいります。

いわゆる副首都構想についてお尋ねがありました。政府では、これまで、首都直下地震により官邸が使用できない事態を想定し、緊急災害対策本部の代替拠点の確保等に係る取組を進めてまいりました。

また、多極分散型国土の形成については、第三次国土形成計画において、東京一極集中の是正に向け、人口や諸機能が分散的に配置された国土構造の実現を目指すこととしております。

今後の進め方につきましては、連立政権合意書において、令和七年臨時国会中に、両党による協議体を設置し、首都及び副首都の責務及び機能を整理した上で、早急に検討を行うとされております。早急に与党による協議体を設置いたします。

当該協議体において、しっかりと検討を進めていただくたいと考えております。

高校教育についてお尋ねがありました。高校教育の振興については、御党との合意を踏まえ、安定財源を確保しつつ、いわゆる高校無償

化について、令和八年度からの実施に向け、必要となる制度設計を進めるとともに、高校教育の質の向上に向け、国として高校教育改革に関するグランドデザインを今年度中に提示し、各都道府県が策定する計画に基づく取組を支援する交付金等の仕組みの構築などに取り組んでまいります。

議員定数の削減についてお尋ねがありました。国会議員の定数の在り方については、各党各会派で御議論いただくべき事柄であり、内閣総理大臣の立場で議論の具体的な方向性についてコメントを行うことは差し控えたいと思います。

その上で、自民党総裁の立場から申し上げれば、先般、自民党と御党との間で、一割を目標に衆議院議員定数を削減するため、令和七年臨時国会において議員立法案を提出し、成立を目指すとの内容の合意書を交わしました。

議員定数の削減は身を切る改革として重要な課題であると認識しており、合意書の内容を踏まえ、御党とともに取り組む決意です。

憲法改正についてお尋ねがありました。憲法改正については、内閣総理大臣としては、憲法審査会における党派を超えた建設的な議論が加速するとともに、国民の皆様の間での積極的な議論が深まっていくことを期待しています。

その上で、自民党総裁として申し上げます、時代の要請に応えられる憲法を制定することは喫緊の課題だと考えております。

先般の自民党と日本維新の会との連立合意書においても、九条改正を始めとする憲法改正に向けた取組が盛り込まれました。

今後、これまでの両党における議論の蓄積を踏まえ、検討を進めた上で、各党派の御協力も得ながら、改正案を発議できる環境がつけられるよう、自民党総裁として粘り強く取り組んでいく覚

悟です。内閣による憲法改正原案の提出についてお尋ねがありました。内閣は、憲法第七十二条の規定により、議案を国会に提出することが認められていることから、憲法改正の原案を国会に提出することも可能です。

内閣として、この考えに変わりはありません。旧氏の通称使用の法制化についてお尋ねがありました。

政府においては、これまで二十年以上にわたり、旧氏の通称使用の拡大やその周知に取り組んでまいりました。

私自身も、総務大臣在任中は、総務省単独で措置できる手続等につき、千四百四十二件を旧氏や併記で対応できるようにしました。全ての省庁、地方公共団体、公私の団体、事業者において同様の取組を行えば、婚姻による氏の変更により社会生活で不便や不利益を感じる方を減らせると考えています。

そのため、旧氏の通称使用の法制化については、連立合意の内容を踏まえ、与党と緊密に連携しつつ、必要な検討を進めていくと考えてございます。

日本国旗損壊罪の制定についてお尋ねがありました。これは、過去、私自身が刑法九十二条改正案を起草し、自民党の党議決定や御党関係議員の御協力の下、法案を国会に提出したこともあります。

御党との合意書の内容を踏まえ、今後、その実現に向けて、両党間で具体的な検討を進めていくとともに、政府としても、与党と連携を図りつつ、必要な取組を進めてまいります。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) 内閣総理大臣から、答弁を補足したいとの申出があります。これを許します。内閣総理大臣高市早苗君。

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇〕

○内閣総理大臣(高市早苗君) 大変申し訳ございません。藤田文武議員の早口で聞き取れなかったところがございました。申し訳ありません。所得税の基礎控除の見直しについてお尋ねがありました。

所得税の控除が定額であるために、物価上昇局面に実質的な負担増が生じるという所得税の課題につきましては、本年末までの令和八年度税制改正プロセスにおいて、基礎控除を物価に連動した形で更に引き上げる税制措置の具体化を図ることとしております。与党税制調査会の御議論などを踏まえながら適切に対応してまいります。

失礼いたしました。ありがとうございました。(拍手)

○小寺裕雄君 国務大臣の演説に対する残余の質疑は延期し、明五日午後一時から本会議を開きこれを継続することとし、本日はこれにて散会されることを望みます。

○副議長(玄葉光一郎君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(玄葉光一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 高市 早苗君
総務大臣 林 芳正君
法務大臣 平口 洋君
外務大臣 茂木 敏充君
財務大臣 片山さつき君
文部科学大臣 松本 洋平君
厚生労働大臣 上野賢一郎君
農林水産大臣 鈴木 憲和君
経済産業大臣 赤澤 亮正君
国土交通大臣 金子 恭之君
環境大臣 石原 宏高君
防衛大臣 小泉進次郎君
国務大臣 あかま二郎君
国務大臣 小野田紀美君
国務大臣 城内 実君
国務大臣 黄川田仁志君
国務大臣 木原 稔君
国務大臣 牧野たかお君
国務大臣 松本 尚君

出席内閣官房副長官

内閣官房副長官 尾崎 正直君

出席政府特別補佐人

内閣法制局長官 岩尾 信行君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十月二十四日、高市内閣総理大臣から額賀議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第六六〇号

令和七年十月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

私は、令和七年十月二十五日(土)午後一時十分羽田空港発、十月二十七日(月)午前五時五十分空港着の予定で、マレーシア訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、去る十月二十八日、高市内閣総理大臣から額賀議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第六七二号

令和七年十月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

私は、令和七年十月三十日(木)午後零時五十分羽田空港発、十一月一日(土)午後十時五十分空港着の予定で、大韓民国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る十月二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和七年八月一日から同年十月二十日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

自殺対策基本法第十一条の規定に基づく「令和六年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告

一、去る十月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

過労死等防止対策推進法第六条の規定に基づく「令和六年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告

(政府特別補佐人承認)

一、去る十月二十四日、額賀議長は、高市内閣総理大臣申出の次の者を、第二百十九回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁 川本 裕子

内閣法制局長官 岩尾 信行

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

公害等調整委員会委員長 永野 厚郎

(議席変更)

一、去る十月二十七日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

二八一 斎藤 洋明君

二八二 小林 史明君

二八三 鈴木 貴子君

二八四 加藤 鮎子君

二八五 高木 啓君

二八六 福田 達夫君

二八七 大野敬太郎君

二八八 武部 新君

二八九 藤井比早之君

二九〇 大岡 敏孝君

二九一 丹羽 秀樹君

二九二 寺田 稔君

二九三 田中 良生君

二九四 伊藤 忠彦君

二九五 坂井 学君

二九六 木原 誠二君

二九七 坂本 哲志君

二九八 永岡 桂子君

二九九 稲田 朋美君

三〇〇 あべ 俊子君

三〇一 平 将明君

三〇二 西銘恒三郎君

三〇三 石橋林太郎君

三〇四 上川 陽子君

三〇五 後藤 茂之君

三〇六 谷 公一君

三〇七 中曽根康隆君

三〇八 神田 潤一君

三〇九 塩崎 彰久君

三一〇 加藤 勝信君

三一〇 東 国幹君

三一一 深澤 陽一君

三一二 高村 正大君

三一三 鳩山 二郎君

三一四 井出 庸生君

三一五 古川 康君

三一六 西田 昭二君

三一七 宮路 拓馬君

三一八 築 和生君

三一九 武村 展英君

三二〇 関 芳弘君

三二一 宮内 秀樹君

三二二 藤丸 敏君

三二三 武藤 容治君

三二四 本田 太郎君

三二五 穂坂 泰君

三二六 安藤たかお君

三二七 長谷川淳二君

三二八 五十嵐 清君

三二九 古賀 篤君

三七〇 鬼木 誠君

三七一 田畑 裕明君

三七二 國場幸之助君

三七三 新谷 正義君

三七四 鈴木 馨祐君

三七五 伊東 良孝君

三七六 齋藤 健君

三七七 橘 慶一郎君

三七八 中西 健治君

<p>三六〇 島尻安伊子君 三八一 宮下 一郎君 三八七 江藤 拓君 三八八 長島 昭久君 三九五 細野 豪志君 三九六 小淵 優子君 四〇三 平井 卓也君 四〇四 松野 博一君 四一一 森山 裕君 四一二 新藤 義孝君 四一三 土屋 品子君 四一四 江渡 聡徳君 四三九 国定 勇人君 四四〇 勝目 康君 四四一 鈴木 英敬君 四四四 勝俣 孝明君 四四五 井林 辰憲君 四四六 牧島かれん君 四四七 野中 厚君 四四九 富樫 博之君 四五〇 星野 剛士君 四五一 工藤 彰三君 四五二 山下 貴司君 四五三 大串 正樹君 四五四 笹川 博義君 四五九 葉梨 康弘君 四六〇 山際大志郎君 四六六 西村 康稔君 四六七 柴山 昌彦君 四六八 小泉 龍司君 四七四 小野寺五典君 四七五 石田 真敏君 四七六 山口 壯君</p>	<p>一、去る十月三十一日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。 一〇 林 佑美君 一六 松原 仁君 一七 河村たかし君 一八 緒方林太郎君 一九 田村 貴昭君 三二 赤嶺 政賢君 三三 阪口 直人君 三四 角田 秀穂君 七一 阿部 司君 七二 池畑浩太郎君 七四 吉田 宣弘君 七五 中野 洋昌君 七六 岡野 純子君 七七 西岡 義高君 七八 鳩山紀一郎君 一三五 藤巻 健太君 一四一 和田有一朗君</p> <p>(常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る十月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 外務委員 辞任 補欠 阿部 弘樹君 守島 正君 文部科学委員 辞任 補欠 福島 伸享君 阿部 弘樹君 経済産業委員 辞任 補欠 山下 貴司君 勝目 康君</p>	<p>議院運営委員 辞任 補欠 中曽根康隆君 本田 太郎君 一、去る十月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 厚生労働委員 辞任 補欠 小寺 裕雄君 井上 信治君 予算委員 辞任 補欠 井上 信治君 菅川 博義君 議院運営委員 辞任 補欠 高木 啓君 古川 康君 深澤 陽一君 西田 昭二君 懲罰委員 辞任 補欠 鬼木 誠君 藤丸 敏君 中西 健治君 武藤 容治君 一、去る十月二十四日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。 災害対策特別委員 鬼木 誠君 工藤 彰三君 国定 勇人君 古賀 篤君 後藤 茂之君 坂井 学君 笹川 博義君 高木 啓君 田畑 裕明君 土屋 品子君 西田 昭二君 平沼正二郎君</p>	<p>政治改革に関する特別委員 古川 直季君 宮下 一郎君 築 和生君 梅谷 守君 大島 敦君 岡島 一正君 小山 展弘君 近藤 和也君 佐々木ナオミ君 辻 英之君 升田世喜男君 緑川 貴士君 森山 浩行君 渡辺 創君 青柳 仁士君 猪口 幸子君 徳安 淳子君 石井 智恵君 田中 健君 福重 隆浩君 山口 良治君 櫛渕 万里君 堀川あきこ君 石田 真敏君 井出 庸生君 鬼木 誠君 小寺 裕雄君 齋藤 健君 坂本竜太郎君 塩崎 彰久君 鈴木 馨祐君 高木 啓君 高見 康裕君 武部 新君 田野瀬太道君 中曽根康隆君 長谷川淳二君 鳩山 二郎君 深澤 陽一君 山本 大地君 江田 憲司君 おおたけりえ君 落合 貴之君 櫻井 周君 下野 幸助君 高松 智之君 伴野 豊君 太 栄志君 丸尾 圭祐君 水沼 秀幸君 矢崎堅太郎君 谷田川 元君 山花 郁夫君 池下 卓君 浦野 靖人君 萩原 佳君 白木 秀剛君 森ようすけ君 中野 洋昌君 吉田 宣弘君 高井 崇志君 塩川 鉄也君 福島 伸享君</p>
--	--	---	---

沖縄及び北方問題に関する特別委員

- 東 国幹君 伊東 良孝君
- 高村 正大君 國場幸之助君
- 島尻安伊子君 鈴木 貴子君
- 田野瀬太道君 西銘恒三郎君
- 深澤 陽一君 宮内 秀樹君
- 新垣 邦男君 神谷 裕君
- 川内 博史君 篠田奈保子君
- 西川 将人君 松木けんこう君
- 屋良 朝博君 柚木 道義君
- 市村浩一郎君 高橋 英明君
- 許斐亮太郎君 西岡 義高君
- 金城 泰邦君 山川 仁君
- 赤嶺 政賢君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

- 石橋林太郎君 大空 幸星君
- 土田 慎君 寺田 稔君
- 西村 康稔君 深澤 陽一君
- 福田 達夫君 福原 淳嗣君
- 星野 剛士君 松野 博一君
- 若山 慎司君 有田 芳生君
- 源馬謙太郎君 小宮山泰子君
- 下条 みつ君 西村智奈美君
- 平岡 秀夫君 藤岡たかお君
- 牧 義夫君 東 徹君
- 阿部 司君 岸田 光広君
- 深作へス君 中川 宏昌君
- 上村 英明君

消費者問題に関する特別委員

- 五十嵐 清君 勝俣 孝明君
- 勝目 康君 加藤 鮎子君
- 岸 信千世君 小池 正昭君
- 小寺 裕雄君 小林 史明君
- 塩崎 彰久君 高木 啓君
- 武村 展英君 永岡 桂子君

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員

- 伊藤 忠彦君 野田 聖子君
- 神田 潤一君 青山 大人君
- 坂本竜太郎君 井坂 信彦君
- 関 芳弘君 大西 健介君
- 平 将明君 川原田英世君
- 西銘恒三郎君 松田 功君
- 長谷川淳二君 山田 勝彦君
- 細野 豪志君 うるま議司君
- 宮内 秀樹君 美延 映夫君
- 岡田 華子君 日野紗里亜君
- 金子 恵美君 瀨地 雅一君
- 亀井亜紀子君 本村 伸子君
- 田嶋 要君 伊藤 忠彦君
- 原田 和広君 神田 潤一君
- 宮川 伸君 坂本竜太郎君
- 空本 誠喜君 関 芳弘君
- 和田有一朗君 平 将明君
- 小竹 凱君 西銘恒三郎君
- 西園 勝秀君 長谷川淳二君
- 辰巳孝太郎君 細野 豪志君
- 北神 圭朗君 宮内 秀樹君
- 野田 聖子君 岡田 華子君
- 青山 大人君 金子 恵美君
- 大河原まさこ君 亀井亜紀子君
- 尾辻かな子君 田嶋 要君
- 長谷川嘉一君 原田 和広君
- 眞野 哲君 宮川 伸君
- 早稲田ゆき君 空本 誠喜君
- 三木 圭恵君 和田有一朗君
- 丹野みどり君 小竹 凱君
- 沼崎 満子君 西園 勝秀君
- たがや 亮君 辰巳孝太郎君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

- 東 国幹君 安藤たかお君
- 上川 陽子君 川崎ひでと君
- 神田 潤一君 岸 信千世君
- 草間 剛君 小池 正昭君
- 谷 公一君 西野 太亮君
- 丹羽 秀樹君 牧島かれん君
- 宮内 秀樹君 宮下 一郎君
- 阿部祐美子君 安藤しゅん子君
- 大塚小百合君 岡本あき子君
- 神津たけし君 酒井なつみ君
- 宗野 創君 中谷 一馬君
- 野間 健君 福田 淳太郎君
- 福森和歌子君 岩谷 良平君
- 金村 龍那君 藤巻 健太君
- 菊池大二郎君 鳩山紀一郎君
- 浮島 智子君 大森江里子君
- 阪口 直人君 本村 伸子君
- 吉良 州司君

(特別委員長互選)

一、去る十月二十四日、特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

- 災害対策特別委員長 宮下 一郎君
- 政治改革に関する特別委員長 伴野 豊君
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員長 柚木 道義君
- 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長 小宮山泰子君
- 消費者問題に関する特別委員長 三木 圭恵君
- 東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員長 西銘恒三郎君
- 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長 丹羽 秀樹君

(理事互選)

一、去る十月二十四日、特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

- 理事 古賀 篤君 土屋 品子君
- 理事 平沼正二郎君 近藤 和也君
- 理事 升田世喜男君 緑川 貴士君
- 理事 猪口 幸子君 石井 智恵君
- 政治改革に関する特別委員会 理事 井出 庸生君 齋藤 健君
- 理事 長谷川淳二君 落合 貴之君
- 理事 櫻井 周君 矢崎堅太郎君
- 理事 浦野 靖人君 白木 秀剛君
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 理事 東 国幹君 高村 正大君
- 理事 島尻安伊子君 新垣 邦男君
- 理事 松木けんこう君 屋良 朝博君
- 理事 市村浩一郎君 許斐亮太郎君
- 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 理事 石橋林太郎君 土田 慎君
- 理事 星野 剛士君 下条 みつ君
- 理事 藤岡たかお君 牧 義夫君
- 理事 東 徹君 岸田 光広君
- 消費者問題に関する特別委員会 理事 五十嵐 清君 勝俣 孝明君
- 理事 岸 信千世君 青山 大人君
- 理事 尾辻かな子君 山田 勝彦君
- 理事 うるま議司君 丹野みどり君

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会

理事

神田 潤一君 古川 康君  
細野 豪志君 小熊 慎司君  
宮川 伸君 山崎 誠君  
村上 智信君 岡野 純子君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

理事

上川 陽子君 西野 太亮君  
牧島かれん君 宗野 創君  
中谷 一馬君 野間 健君  
藤巻 健太君 菊池大二郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 高橋 英明君 補欠 西田 薫君

西田 薫君 高橋 英明君

(情報監視審査会委員宣誓)

一、去る十月二十四日、衆議院情報監視審査会規程第四条第一項の規定により、次の情報監視審査会委員が宣誓を行った。

篠原 豪君 道下 大樹君  
美延 映夫君 長友 慎治君

(議案提出)

一、去る十月三十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
飲食物品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案(吉田はるみ君外四名提出)

(議案受領)

一、去る十月二十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。  
刑法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十月二十四日、委員会に付託された今国会継続の議案は次のとおりである。  
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、第二百十六回国会衆法第二二二号) 災害対策特別委員会 付託

政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外八名提出、第二百十六回国会衆法第九号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、第二百十六回国会衆法第一三三号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外三名提出、第二百十七回国会衆法第四号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外三名提出、第二百十七回国会衆法第五号)

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外十名提出、第二百十七回国会衆法第二二二号)

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出、第二百十七回国会衆法第五〇号)

政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(池下卓君外二名提出、第二百十七回国会衆法第五五号)

政治改革に関する特別委員会 付託

以上八件

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛君外七名提出、第二百十七回国会衆法第二二二号)

児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介君外十一名提出、第二百十七回国会衆法第五六号)

保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十二名提出、第二百十七回国会衆法第五七号)

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 付託

(議案提出者訂正)

一、十月二十四日、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第二百十七回国会衆法第六一号)の提出者「平岡秀夫君外十九名」を「平岡秀夫君外十八名」に訂正する。

(質問書提出)

一、去る十月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問主意書(尾辻かな子君提出)

SORA2と著作権法第三十条の四に関する質問主意書(八幡愛君提出)

AI導入による実質的生産性低下の懸念に関する質問主意書(八幡愛君提出)

株式会社ソルツへの政府支出に関する質問主意書(八幡愛君提出)

風俗求人へのアドトラックに対する適切な規制の在り方に関する質問主意書(八幡愛君提出)

歴史認識に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

連立政権に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

憲法の幾つかの規定に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

一、去る十月二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理に関する質問主意書(柳渕万里君提出)

外国人との秩序ある共生社会推進室に関する質問主意書(柳渕万里君提出)

一、去る十月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

更生保護施設委託費減額に関する質問主意書(藤原規真君提出)

身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問主意書(八幡愛君提出)

高齢者による火災の防止及び生活支援を含む啓発活動の在り方に関する質問主意書(八幡愛君提出)

公正取引委員会による労働組合結成の促進の適否に関する質問主意書(八幡愛君提出)

介護支援専門員の更新制度及び処遇確保策に関する質問主意書(大石あきこ君提出)

一、去る十月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

所信表明演説の幾つかの点に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

一、去る十月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

PFFAS(有機フッ素化合物)評価書及び対策に関する質問主意書(宮川伸君提出)

揮発油税等の暫定税率廃止後における沖縄県の軽減措置に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

朝鮮国連軍の日本国内の基地使用に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

(答弁書受領)

一、去る十月三十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員日野紗里亜君提出就労系障害福祉サービスにおける在宅支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田ゆき君提出事件報道における被疑者の疾患等のプライバシーに関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明君提出東京大学における琉球人遺骨の保管状況等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹君提出防衛装備移転円滑化基金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹君提出マンシヨン価格抑制と投機的取引規制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹君提出護衛艦すずきの意図しない中国領海侵入事案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹君提出推薦依頼と事前運動の関連に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹君提出暗号資産に対する基本的な認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹君提出幹部自衛官の充足に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出文化庁が「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出防衛省防衛研究所が所蔵する戦史史料の公開及び複写促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出盗撮犯罪の被害拡大に対応する包括的法整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出自由民主党・日本維新の会の連立政権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸君提出スポーツワークにおける過去の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題に関する質問に対する答弁書

令和七年十月二十一日提出  
質問 第一 号  
就労系障害福祉サービスにおける在宅支援に関する質問主意書

提出者 日野紗里亜

就労系障害福祉サービスにおける在宅支援に関する質問主意書

就労移行支援、就労継続支援A型及びB型等の就労系障害福祉サービスは、障害のある人の自立と社会参加を支える重要な制度である。原則として通所による支援提供を基本としているが、感染症の流行、障害特性、さらには近年深刻化する夏季の異常高温などにより、通所が困難となる利用

者も少なくない。  
厚生労働省は令和三年度報酬改定以降、一定の条件下で在宅支援を認めているが、実際の運用は各自自治体に委ねられており、その可否や手続、運用の実態には大きな地域差が生じている。

また、障害種別を理由として在宅支援の利用を一律に制限する自治体もあり、「知的障害のある者は在宅での作業が困難」支援効果が見込めない

といった理由により排除されている事例も報告されている。これは合理的配慮の原則や障害者差別解消法の趣旨に反するおそれがある。

さらに、現行制度の枠組みでは支援が届かない障害者も少なくない。長年外出していない者、人と接することが困難な者、体力的に通所が著しく難しい者などである。こうした人々が自宅にいながら事業所に所属し、リモートで作業や内職を行い、成果に応じて工資を得られる仕組みは、社会参加への第一歩として重要である。事業所が進捗や成果をリモートで確認し、段階的に通所や地域との交流へつなげていく仕組みは、就労支援の目的にも合致する。通所中心の発想にとらわれない新たな在宅支援制度の検討が求められる。

よって、以下質問する。

一 就労移行支援、就労継続支援A型及びB型における在宅支援について、自治体によって利用の可否や手続に差がある現状を政府はどのように認識しているか。地域差の是正や全国的な基準整備の必要性について、政府の見解を示されたい。

二 在宅支援の利用に関し、障害種別を理由として一律に判断している自治体が存在することに

ついて、政府は障害者差別解消法及び合理的配慮の観点からどのように考えるか。障害種別ではなく、個別の支援ニーズや環境調整の可能性に基づいて判断すべきではないか、政府の見解を示されたい。

三 現行制度では、長期に外出していない者、人と接することが困難な者、体力的理由から通所が著しく困難な者など、いずれの職場やコミュニティにも所属していない障害者が支援の対象から漏れている実態がある。こうした者が自宅

にいながら事業所に所属し、リモートで作業や内職を行い、成果に応じて工資を得る仕組みは社会参加への第一歩として有効と考えるが、政府の見解を示されたい。

また、このような在宅支援を通じて事業所が進捗や成果を管理し、段階的に通所や地域との交流につなげていく新たな制度の構築について、検討する考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質二一九第一号  
令和七年十月三十一日  
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 木原 稔  
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員日野紗里亜君提出就労系障害福祉サービスにおける在宅支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員日野紗里亜君提出就労系障害福祉サービスにおける在宅支援に関する質問に対する答弁書

一について  
御指摘の「就労移行支援、就労継続支援A型及びB型における在宅支援」については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成十九年四月二日付け障害発第〇四〇二〇〇一〇号厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。)において、「在宅でのサービス利用を希望する者であつて、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」について、「通常の

と市町村が判断した利用者」について、「通常の

と市町村が判断した利用者」について、「通常の

と市町村が判断した利用者」について、「通常の

と市町村が判断した利用者」について、「通常の

と市町村が判断した利用者」について、「通常の

事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること等の「要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する」等と示している。

その上で、市町村における御指摘の「利用の可否や手続については、「令和六年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A V O L. 8」(令和七年三月三十一日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡)において、「オンラインによる支援によって利用者の一般就労の知識や能力の向上に資するものか、留意事項通知で定める要件の全てを満たしているか、緊急時に行う対応について、利用者への支援に支障がないと認められるものかどうかを確認し、オンラインでも適切な支援が提供可能かを判断されたい」等と示すとともに、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」(令和七年九月二十六日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支庁障害児支援課連名事務連絡別添)において、「市町村は、支給申請が行われたときは、当該申請を行った障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者又は障害児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の主務省令で定める事項を勘案して、支給の可否を決定する」等と示し、市町村においては、「二で御指摘のように、障害種別を理由として一律に判断」すべきではない。

く、これらを踏まえ、個別に判断すべきこととしておられるところであり、その結果、御指摘のように「差がある」ことのみをもって問題があるものとは考えておらず、また、お尋ねの「地域差の是正や全国的な基準整備」については、現時点では考えていない。

二について  
お尋ねについて、御指摘のような「障害種別を理由として一律に判断している自治体」について具体的に承知しておらず、「障害者差別解消法及び合理的配慮の観点からどのように考えるか」とのお尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、お尋ねの「在宅支援の利用」に関する「判断」については、一について述べたとおり、市町村において、「在宅でのサービス利用による支援効果が認められる」かについて、御指摘のように「障害種別を理由として一律に判断」すべきではなく、「障害種別」のみならず「個別の支援ニーズや環境調整の可能性」を踏まえて、個別に判断すべきものと考えている。

三の前提について  
御指摘の「現行制度では、・・・支援の対象から漏れている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「障害者」についても、御指摘のような「仕組み」を適切に運用することにより、社会参加につながると考えており、このような「仕組み」としては、留意事項通知において、「常在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保され」、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した金額を工賃として支払う」ものとして示しているところである。

三の後段について

御指摘のように「在宅支援を通じて事業所が進捗や成果を管理」しながら、社会参加につなげていくことは重要であると考えており、このような支援については、留意事項通知において、「事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を一週間につき一回は行うこと」、「在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち一日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと」等を通じて、「利用者本人の希望や能力、適性等に応じた、就労に必要な知識及び能力の向上に資する」と示しているところであり、御指摘のような「新たな制度の構築」については検討していない。

令和七年十月二十一日提出  
質問 第二二 号

事件報道における被疑者の疾患等のプライバシーに関する質問主意書  
提出者 早稲田ゆき

事件報道における被疑者の疾患等のプライバシーに関する質問主意書  
一 事件報道においては、被疑者の精神疾患罹患歴等のプライバシーにかかわる情報が放送されることによつて、犯罪事件と精神疾患を結びつける偏見が助長されている側面が否めないと考えられるが、政府の見解を求めると、また、事件報道における被疑者の精神疾患罹患歴等のプライバシーにかかわる情報の取扱い等を定めた法令や

ガイドラインなどを政府として設けているのか、あきらかにされたい。

二 事件報道における被疑者の精神疾患罹患歴等のプライバシーにかかわる情報の取扱い等を定めたガイドラインを独自に作成している報道機関があるかどうかについて、政府として把握しているところをあきらかにされたい。

三 学会、職能団体、障害者団体等によって作成された、事件報道における被疑者の精神疾患罹患歴等のプライバシーにかかわる情報の取扱い等にかかわるガイドライン等の存在について、政府として把握しているところをあきらかにされたい。  
右質問する。

内閣衆質二一九第二号  
令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣 衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員早稲田ゆき君提出事件報道における被疑者の疾患等のプライバシーに関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員早稲田ゆき君提出事件報道における被疑者の疾患等のプライバシーに関する質問に対する答弁書

一 前段のお尋ねについては、一般論として、疾病や障害を理由とした差別や偏見は無くすべきと考えているが、放送番組は、放送法(昭和二十五年法律第三十二号)の規定に従い、放送事業者の自主自律によつて編集されるべきもの

であることから、御指摘の「事件報道における被疑者の精神疾患罹患歴等のプライバシーにかかわる情報の取扱い等」については、まずは放送事業者において判断されるべきものと考えている。

後段のお尋ねについては、当該情報の取扱い等について直接規定した法令はなく、また、当該情報の取扱い等に係るガイドライン等は政府として策定していない。

二について  
お尋ねについては、政府として網羅的に把握していないが、報道機関において自主的に作成している例もあると承知している。

三について  
お尋ねについては、政府として網羅的に把握していないが、御指摘の「学会、職能団体、障害者団体等」において自主的に作成している例もあると承知している。

令和七年十月二十一日提出  
質 問 第 三 号

東京大学における琉球人遺骨の保管状況等に関する質問主意書

提出者 上村 英明

東京大学における琉球人遺骨の保管状況等に関する質問主意書

本質問主意書において、「琉球人遺骨」と表記するのは、主に第二次世界大戦以前に、現在の東京大学を含む旧帝国大学の研究者が、琉球弧において実地調査をした際に各地から研究等の目的で持ち出した遺骨のことを指す。

その一つに沖縄県今帰仁村にある「百按司墓」(むむじやなばか)から京都帝国大学(現在の京都

令和七年十一月四日 衆議院会議録第三号 議長の報告

大学)医学部の助教授であった金関丈夫氏が持ち出した遺骨がある。これは長らく京都大学に保管されてきたが、二〇二五年五月に今帰仁村教育委員会に移管された。この間、遺族らの返還要求等に対応しない京都大学に対して、遺族らは二〇一八年十二月四日に訴訟を提起した。二〇二二年四月の第一審判決(京都地裁)では請求が棄却され、二〇二三年九月の第二審判決(大阪高裁)も第一審判決を支持し、控訴は棄却されたが、大阪高裁判決では、原告控訴人を「沖縄地方の先住民族である琉球民族」であると認めるとともに、先住民族の遺骨返還に係る国際的な潮流があること、遺骨が「単なるモノではない」こと、そして「ふるさとに帰すべきである」といった見解が付言された。遺骨返還に係る国際的な潮流と理解の基盤の一つとして、日本政府も賛成票を投じ、二〇〇七年九月十三日に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」があり、その第十二条には先住民族が「遺骨の返還に対する権利を有すること」が明記されている。

一方、琉球人遺骨を保管しているのは京都大学だけではないと考えられる。東京大学においても類似の経緯がある。特に東京帝国大学(当時)の人類学者であった鳥居龍蔵氏が一九〇四年に調査のために琉球を訪れた際、琉球人遺骨を収集したことをその著書(沖縄乃たび)で明言している。金関氏による「琉球民俗誌」の中でも、東京帝国大学には鳥居氏が採集した琉球人遺骨が所蔵されていると記されており、現在でも東京大学には当時鳥居氏により持ち出された遺骨が保管されている可能性がある。これを踏まえて、二〇二五年六月、東京大学に対し、琉球人の人骨標本番号が記載された全ての文書を開示するよう求める請求が行わ

れた。

これに対して、東京大学は「琉球人の人骨標本番号が記された東大法人文書の全て」について「不存在」だとして不開示と決定し、請求者に通知した。ただし、同決定通知には「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものは、法人文書に該当しない」旨も記載されていることから、琉球人遺骨が現在東京大学に全く保管されていないということを感じない。

東京大学はこの件に関するメディア等の取材、また二〇二五年八月に私から行った問合せも含めて、右遺骨に関する状況について学内で調査・検討中であり、「誠意ある対応をする旨を述べている。ただし、記録の不十分さなどから具体的な調査や保管に関する情報はまだ公表されていない。右状況を踏まえて、東京大学における琉球人遺骨の保管及び返還問題に関する政府の見解について、以下、質問する。

一 鳥居氏などにより持ち出された琉球人遺骨が、東京大学に保管されている可能性があることを政府は把握しているか。把握している場合、把握するに至った経緯と時期、あわせて政府としての見解を明らかにされたい。また、鳥居氏などによる琉球人遺骨の持ち出しについて、当時の刑法上の扱いについて把握しているか。明らかにされたい。

二 大阪高裁判決で示されたように、琉球人は先住民族であるという観点から捉えた場合、遺骨返還の世界的な潮流があり、国連宣言は政府に遺骨の返還などを可能にするよう努めることを求めている。これを踏まえると、日本政府としても、遺骨が遺族らに返還されるような方策を

模索すべきであると考えられる。政府として、東京大学による琉球人遺骨の保管状況の把握及び返還に向けた手続の支援等を行う意思はあるか。見解を明らかにされたい。また、意思がある場合、政府の行動計画を詳細に説明されたらいい。

三 政府として、琉球人遺骨についてどのようなものとして理解しているのか。その見解を明らかにされたい。特に、琉球人遺骨は研究者により主に研究目的から収集され、資料としてその返還を拒まれてきた一方、遺族や琉球人にとっては研究のための資料ではなく祖先であり、家族や集団にとってその返還は重大である。仮に研究に使用する場合にも適切な合意が不可欠である。政府として、遺骨をめぐる研究者と遺族等の理解の齟齬に関する認識を説明されたい。右質問する。

内閣衆質二一九第三号  
令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国 務 大 臣  
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員上村英明君提出東京大学における琉球人遺骨の保管状況等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員上村英明君提出東京大学における琉球人遺骨の保管状況等に関する質問に対する答弁書

一について  
前段のお尋ねについては、「鳥居氏などにより持ち出された琉球人遺骨が、東京大学に保管されていることについては、その「可能性」も

含めて把握していないが、御指摘の「東京大学に対し、琉球人の人骨標本番号が記載された全ての文書を開示するよう求める請求」が行われ、東京大学が「不存在」だとして不開示と決定した旨の報道があったことは承知している。

後段のお尋ねについては、「当時の刑法上の扱い」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「鳥居氏などによる琉球人遺骨の持ち出し」の事実関係について承知しておらず、また、犯罪の成否については、個別の事案ごとに、収集された証拠に基づいて判断されるべき事柄であるため、お答えすることは困難である。

二について  
大学に保管されている遺骨の管理及び取扱いについては、一義的には、遺骨を保管している大学において適切に対応されるべきものと考えており、お尋ねの「東京大学による琉球人遺骨の保管状況の把握及び返還に向けた手続の支援等」を行う予定はない。

三について  
お尋ねの「琉球人遺骨についてどのようなものとして理解しているのか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「遺骨をめぐる研究者と遺族等の理解の齟齬」については、個別の状況等によって異なるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いずれにしても、大学に保管されている遺骨に係る対応については、一義的には、遺骨を保管している大学において適切になされるべきものであると考えている。

令和七年十月二十一日提出  
質問 第四号

防衛装備移転円滑化基金に関する質問主意書  
提出者 平岩 征樹

防衛装備移転円滑化基金に関する質問主意書

防衛装備移転円滑化基金については令和七年度において約千二百億円が積み立てられている。この根拠として、令和七年五月十四日に開会された参議院の決算委員会では中谷防衛大臣より「次期汎用フリゲート艦十一隻、これを本年度中に選定が行われるということが見込まれておりまして、これに対応するための設計変更、そして試験等を行うために経費が必要となっております、この経費を積み上げた結果、本件を含む一部の大型装備移転案件だけでも千億円を超える規模に達するなど、令和七年度までに約千二百億円程度が必要な見込みであります。残高八百億円では不足が生じるために、令和七年度予算に四百億円を計上いたしました。」との答弁があった。また海上自衛隊向けの新型EOMについては令和七年度予算において三隻分の建造費三千四百八十八億円計上されている。以下のとおり質問する。

- 一 令和七年度までに必要な約千二百億円の内、新型EOMの装備移転に係る経費がどの程度あるか示されたい。
- 二 これまで防衛装備移転円滑化基金で支出された経費について、インド向けアンテナの移転において「約十五億円の計画を認定をし、そのうち約一億円を支出をした」との答弁があった。令和七年度に見込まれる約千二百億円の支出に対して、想定している認定予定の計画の総額の

見込み及び件数を示されたい。

三 新型EOMの装備移転については「豪州政府の次期汎用フリゲートの共同開発・生産に向けた官民合同推進委員会（以下委員会）をこれまで三回開催している現状を踏まえて、以下質問する。

- 1 委員会の設置根拠と構成員の選定理由を教えられたい。
- 2 その他の案件で委員会と同様の会議を開催している例があるか教えられたい。
- 四 防衛装備移転円滑化基金の増大化傾向について政府の見解如何。

内閣衆質二一九第四号  
令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣 額賀福志郎殿

衆議院議員平岩征樹君提出防衛装備移転円滑化基金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平岩征樹君提出防衛装備移転円滑化基金に関する質問に対する答弁書

一について  
お尋ねの「新型EOMの装備移転に係る経費がどの程度あるか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、豪州の次期汎用フリゲート（令和六年十一月二十八日に防衛省が公表した「豪州次期汎用フリゲートの共同開発・生産を我が国が実施することとなった場合の令和六年度型護衛艦の移転について」にお

ける「豪州の次期汎用フリゲート」をいう。）に係る防衛装備移転については、当該防衛装備移転を実施しようとする、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する「装備品製造等事業者（以下「事業者」という。）と調整を進めているところであり、具体的にお答えできる段階にない。なお、当該防衛装備移転に関しては、現時点で法第九条第一項に基づく認定を受けた装備移転仕様等調整計画における同条第二項第四号に掲げる「装備移転仕様等調整を行うために必要な資金の額は、合計約二百七十三億円である。」

二について  
お尋ねの「令和七年度に見込まれる約千二百億円の支出に対して、想定している」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年度における法第九条第一項に基づく装備移転仕様等調整計画の認定に関する「総額の見込み及び件数」については、防衛装備移転を受けることが見込まれる外国政府や防衛装備移転を実施しようとする事業者と調整を進めているところであり、具体的にお答えできる段階にない。

三の1について  
お尋ねの「委員会」（以下「本件委員会」という。）については、「オーストラリア政府の次期汎用フリゲートの共同開発・生産に向けた官民合同推進委員会設置要綱（令和六年十二月十三日付け防衛庁（事）第四百二十七号防衛事務次官通達別紙。以下「要綱」という。）に基づき設置されている。また、お尋ねの「構成員」の選定理由について

は、要綱において本件委員会は「オーストラリア政府の次期汎用フリゲートの共同開発・生産を官民一体となり着実に推進するため」に設置するとされていることを踏まえ、関連する知識や経験等を総合的に判断したものである。

三の2について  
お尋ねの「その他の案件で委員会と同様の会議の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件委員会以外に、防衛装備移転を官民一体となって推進するための会議を開催している事例はない。

四について  
お尋ねの「増大化傾向」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛装備移転円滑化事業費補助金については、令和五年度予算において四百億円を、令和六年度予算において四百億円を、令和七年度予算において四百億円をそれぞれ計上したところであり、これまでの予算措置については、必要な経費を適切に計上したものであったと考えている。

令和七年十月二十一日提出  
質問 第五号

マンション価格抑制と投機的取引規制に関する質問主意書

提出者 平岩 征樹

マンション価格抑制と投機的取引規制に関する質問主意書

東京都心部においてマンション価格が高騰している。二十三区では新築、中古ともに高騰が際立ち、中古マンション価格は二〇二四年において対二〇一五年比で六十二%上昇した。その間の名目

賃金の推移は概ね横ばいであり、中低所得者にとって住宅取得に困難が生じている。このことからエッセンシャルワーカーや学生を含む若者が大都市からクラウドアウトされてしまう可能性が生じており、その対策が急務である。以下質問する。

一 東京二十三区における住宅価格の上昇は建設費用の増大や投機的取引の増加、人口増加による需給のひっ迫等が挙げられるが、政府として住宅価格上昇への寄与度が高いと認識している原因は何か。

二 投機的取引が住宅価格上昇に与える影響のうち、外国の個人もしくは法人による不動産保有が寄与している影響を定量的に示されたい。

三 投機的取引の規制については短期売買の規制や短期譲渡所得へのさらなる課税強化が必要だと考えるが政府の見解如何。

四 需給ひっ迫の解消には空き家を住宅市場に戻す施策が必要であり、神戸市で検討されているタワマン空室課税のような投資家が保有する空き家への課税を政府が主導すべきと考えるが見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一九第五号

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員平岩征樹君提出マンション価格抑制と投機的取引規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平岩征樹君提出マンション価格抑制と投機的取引規制に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「東京二十三区における住宅価格の上昇」については、令和七年三月十三日の参議院国土交通委員会において、楠田国土交通省住宅局長(当時)が「近年のマンション価格の上昇につきましても、供給と需要の両面での様々な要因によるものというふうには認識をいたしておられます。具体的には、まず、供給の面におきましては、資材価格や労務費の上昇などに伴います建設コストの上昇、開発適地の減少、ホテルなど住宅以外の用途の事業との競合に伴う用地取得費の上昇などが影響しているというふうにご考えてございます。また、需要の面につきましても、都市の再開発による魅力向上などを背景といたしました都市部への人口流入や、立地等に優れた都心部等のマンションを求める共働世代の増加などが影響しているというふうにご考えているところがございます。」と答弁したとおりであり、様々な要因が複雑に絡み合っていることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「住宅価格上昇」については、様々な要因が複雑に絡み合っていることから、お尋ねの「投機的取引が住宅価格上昇に与える影響のうち、外国の個人もしくは法人による不動産保有が寄与している影響」のみを特定して把握することは困難であるため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「短期売買の規制」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「投機的取引の規制」の必要性については、まずはマンションに係る投機的取引の状況について実態把握を行うことが必要と考えており、その実態も踏まえつつ、適切に判断することとなる。

四について

お尋ねの「住宅市場に戻す施策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現在、政府としては、空き家の活用を促進するための税制上の措置を講じているところであり、まずは当該措置等により、引き続き、空き家の流通及び活用の促進に取り組んでまいりたい。

令和七年十月二十一日提出  
質問 第六号

護衛艦すずつきの意図しない中国領海侵入案に関する質問主意書

提出者 平岩 征樹

護衛艦すずつきの意図しない中国領海侵入事案に関する質問主意書

海上における偶発的な軍事的衝突は意図しない事態の拡大を招きかねないことから、その防止を図るために様々な手段が講じられてきた。一九七二年に締結された米ソ海上事故防止協定(以下INCEA)はその嚆矢であり、日本においても一九九三年に日口間でINCEAが締結された。一方、米中間では一九九八年に軍事海洋協議協定(以下MMCA)が締結されたが、INCEAと比較すると協定自体に事故防止の規定がなく、INC

どの評価は得られていない。日中間においては二〇〇七年から協議が始まり、二〇一八年には日中海空連絡メカニズム(以下メカニズム)の運用が開始、二〇二三年にはメカニズムに沿って日中防衛当局間ホットライン(以下ホットライン)が開設されたが、内容としてはMMCAに近いものとの評価もされている。また、多国間の規範として海上衝突回避規範(以下CUES)があり、二〇一四年に日中を含めた二十一か国で合意がなされた。これらを踏まえ、二〇二四年七月に、護衛艦「すずき」が事前通告なしに中国領海内を航行した件(以下本事案)について、以下のとおり質問する。

- 一 日本政府の見解として、他国領海の無害通航に当たり中国はじめ幾つかの国が求めているような「事前通告は不要である」としている認識しているが、それでよいか。
- 二 本事案においてホットラインが使用されたか事実の有無を答えられたい。
- 三 中国側の発表によれば、「すずき」による中国領海侵入前から進路変更を無線により呼びかけたとなっているが、事実か。また無線による呼びかけはCUES及びメカニズムによって確認された方法によるものか教えられたい。
- 四 本事案において「すずき」が領海侵入後、領海を離脱すると決定した直接の理由が中国艦船による警告射撃だったか、もしくは日本の海上自衛隊基地等からの命令によるものか、その他の理由によるか教えられたい。
- 五 本事案において、結果的に「すずき」が中国領海に侵入し、警告射撃を受けたことは、数多く用意されていたはずの衝突回避手段が機能していなかったことを意味していると思料する。本事案を受けてメカニズムの見直しや現場の運

用方法について見直しが図られるべきと考えるが検討状況を教えられたい。  
右質問する。

内閣衆質二一九第六号

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員平岩征樹君提出護衛艦「すずき」の意図しない中国領海侵入事案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平岩征樹君提出護衛艦「すずき」の意図しない中国領海侵入事案に関する質問に対する答弁書

二について

御指摘の「事前通告」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、外国の軍艦に対し、沿岸国が、当該国の領海に域する場合に事前の通告を求めることについて、海洋法に関する国際連合条約(平成八年条約第六号)上明文の規定はないと考えている。

二二について

お尋ねの「ホットライン」の個別具体的な使用状況については、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

三から五までについて

お尋ねの「中国側の発表」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについてお答えすることは、自衛隊の運用に影響を及ぼすおそれがあることから、差し控えた

なお、政府としては、引き続き、中国との間で、御指摘の「日中海空連絡メカニズム」の適切かつ確実な運用をしっかりと確保していく考えである。

令和七年十月二十一日提出  
質問 第七号

推薦依頼と事前運動の関連に関する質問主意書

提出者 平岩 征樹

推薦依頼と事前運動の関連に関する質問主意書

公職選挙法の第二百九条では選挙期間より前の事前運動を禁止している。具体的には公示・告示前に支援者らに対して選挙はがきを渡し、あて名書きを依頼することは認められるものの、出身大学の同窓生など不特定多数の有権者に無差別に郵送する行為については事前運動として禁止されている。選挙運動を行うために公示・告示前に行う準備と、禁止されている事前運動の違いについて、個別事案で差異があるとの前提の下、政府としての法令解釈の一般的な見解を以下のとおり質問する。

- 一 自身の選挙区内において、自身の公認を得ている政党以外の政党や政治団体、一般社団法人、労働組合等(以下政治団体等)に対して、公示・告示前に無差別に自身を推薦するように依頼する行為(以下推薦依頼)が事前運動にあたるか教えられたい。
- 二 自身の選挙区内において、普段から交流があり、予定されている選挙において自身を支持してくれるであろうと思われる政治団体等に対し

て、公示・告示前に書面に推薦依頼を行うことが事前運動にあたるか教えられたい。

三 自身の選挙区内において、普段から交流があり、予定されている選挙において自身を支持してくれるであろうと思われる政治団体等に対して、公示・告示前に選挙はがきのあて名書きを依頼する行為が事前運動にあたるか教えられたい。

四 既に推薦を貰っている政治団体等に所属している政治団体等に対して、事前に推薦が貰えるかどうかを確認した上で、公示・告示前に書面にて推薦依頼を行うことが事前運動にあたるか教えられたい。

五 既に推薦を貰っている政治団体等に所属している政治団体等に対して、事前に推薦が貰えるかどうかを確認せず、公示・告示前に書面にて無差別に推薦依頼を行うことが事前運動にあたるか教えられたい。

内閣衆質二一九第七号

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員平岩征樹君提出推薦依頼と事前運動の関連に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平岩征樹君提出推薦依頼と事前運動の関連に関する質問に対する答弁書

一から五までについて  
個別の行為が公職選挙法(昭和二十五年法律

第百号)第二百二十九条の規定に違反するか否かについて、一概にお答えすることは困難であるが、同法に規定する選挙運動とは、一般的に、「特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもつて、直接又は間接に必要かつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることをいうものである」(昭和五十二年二月二十四日最高裁判所判決)と解されているところ、お尋ねの行為の態様によっては、立候補の届出前に選挙運動が行われたものと認められ、同条の規定に違反するおそれがあるが、いずれにせよ、具体の事実在即して判断されるべきものである。

令和七年十月二十一日提出  
質 問 第 八 号

暗号資産に対する基本的な認識に関する質問  
主意書

提出者 平岩 征樹

暗号資産に対する基本的な認識に関する質問  
問主意書

暗号資産の取引市場は拡大を続けており、全世界での時価総額は四百兆円、日本での取引額は五兆円を突破した。暗号資産の機能は発明当初に期待された決済機能だけではなく、暗号資産BTCや暗号資産を財務戦略の一環として蓄積するトレジャリー企業の出現、国家として準備金の対象となるなど、投資商品としての機能も備えるようになった。またその種類についてもビットコインだけでなく、後発で値動きが激しいアルトコインや逆に米ドルなどの法定通貨と連動させることで

値動きを抑えたステーブルコインなどが出現している。これらの状況を踏まえ、現在の暗号資産に対する政府の姿勢を以下のとおり質問する。  
一 暗号資産はそのものが流出し詐欺取られる対象となる事案が頻発していることや、ランサムウェア攻撃と身代金としての暗号資産が分かち難く結びついている点など、伝統的金融に比して負の側面が定量的にも定性的にも大きいと考えるが、政府の認識如何。

二 暗号資産はオルタナティブ投資とされつつあるが、資金調達・事業活用型でない暗号資産については投資資金が何らかの設備投資等を惹起するものではない。これらの投資が社会に対してどういった効用を与えると考えるか政府の認識如何。  
三 暗号資産BTCの出現により、暗号資産交換所ではない伝統的な金融市場も暗号資産の影響を受けることになった。伝統的金融と暗号資産は、その表章するものの有無から根本的な性質を異にするため、伝統的金融と暗号資産、また法定通貨を担保とするステーブルコインとそれ以外の暗号資産をコミングルさせない措置が必要と思料するが政府の認識如何。

右質問する。

内閣衆質二一九第八号

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿  
衆議院議員平岩征樹君提出暗号資産に対する基本的な認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平岩征樹君提出暗号資産に対する基本的な認識に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「伝統的金融」及び「負の側面」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、過去に暗号資産(資金決済に関する法律)平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ)が詐欺される事案や、サイバー攻撃において、当該攻撃から生じた有害な状況を解消すること引換えに暗号資産が要求される事案が発生したと承知しているものの、これらの事実のみをもって、他の金融資産と比較して暗号資産の社会的な弊害が大きいとは必ずしも言えないと考えられる。

二について

お尋ねの「社会に対してどういった効用を与えると考えるか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年四月十日に金融庁が整理した「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」において、「例えばビットコインは株式等の伝統的資産との相関が低いとされ、インフレ耐性があるため分散投資の対象となり得ること等が指摘されている」としており、暗号資産は、そのリスクを十分に理解し、リスクを許容できる範囲で投資を行うことが肝要であるものの、例えば、資産の運用対象の多様化の手段の一つとしての効用はあり得るものと考えられる。

三について

お尋ねの「伝統的金融」及び「コミングルさせ

ない措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、暗号資産については、国内外の投資家において投資対象と位置付けられる状況が生じていることを踏まえ、令和七年六月二十五日に暗号資産をめぐる制度の在り方について内閣府特命担当大臣(金融)から金融審議会に諮問し、同審議会に設置された暗号資産制度に関するワーキング・グループにおいて、暗号資産が株式等の有価証券や電子決済手段(資金決済に関する法律)第二条第五項に規定する電子決済手段をいう)とは異なる性質を有すること等を踏まえて議論が行われているところであり、今後、金融庁においては、同ワーキング・グループにおける審議の結果を踏まえ、必要な対応を行ってまいりたい。

令和七年十月二十一日提出  
質 問 第 九 号

幹部自衛官の充足に関する質問主意書

提出者 平岩 征樹

幹部自衛官の充足に関する質問主意書

幹部自衛官の充足に関する質問主意書  
自衛官の定員充足率が二十五年ぶりに九割を下回った。採用難に加え、直近十五年で最多となった中途退職も影響が大きい。幹部自衛官についても士よりは充足率が高いものの、九十二％程度であり、中途退職者数も近年高止まりしている。幹部自衛官は特性として都道府県を跨いだ異動が曹士より多く、また勤務時間が長くなりがちであるとされている。我が国防衛をその双肩に担う幹部自衛官の質と量を確保することは急務であり、以下のとおり質問する。

一 幹部自衛官の離職率を低下させるためには離

職原因の分析が不可欠であり、離職の際に聞き取った理由等の定量的な指標だけでなく階級別・職場別(司令部勤務や艦艇勤務等)の離職率といった定量的な指標についての分析と対応が必要と考えるが、対応状況を教えられたい。

二 民間での意識調査では転勤は離職の理由として大きな割合を占めるため、民間企業では転勤のないエリア総合職の導入が進んでいる。類似制度の自衛隊への導入について検討すべきと考えるが見解如何。

三 内部部局等勤務自衛官の勤務実態について長時間残業が恒常化しており、令和六年一月から十二月までの間における、防衛省本省内部部局に勤務する自衛官の一方月間の課業時間外の勤務時間の平均は約三十六時間となっているが、自衛官の俸給における超過勤務手当相当分は約十%しかついていない。残業時間の抜本的な削減、もしくは内部部局勤務手当等の超過勤務実態との差分を埋めるための手当創設が必要と考えるが見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一九第九号  
令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員平岩征樹君提出幹部自衛官の充足に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平岩征樹君提出幹部自衛官の充足に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、御指摘の「幹部自衛官」の

「階級別・職場別(司令部勤務や艦艇勤務等)の離職率」に係る統計はとっていないが、「幹部自衛官の離職率」、離職するに至った経緯等について把握した上で、民間企業の専門的知見、「幹部自衛官」に対するヒアリング等を踏まえ、処遇や勤務環境の改善など、中途退職者数を減少させるために有効であると考えられる施策を実施している。

二について

お尋ねの「類似制度の自衛隊への導入」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省においては、全国各地に所在する自衛隊の駐屯地・基地等に必要な人員を配置するため、広域的な人事異動が必要であると考えている。その上で、広域的な人事異動に際して、自衛官本人やその家族の事情に最大限配慮した調整を行っている。また、広域的な人事異動の発令を受けた自衛官には広域異動手当を支給しているほか、作戦の遂行に当たっての環境等が大きく異なる不慣れた地域に異動した自衛官に対して支給する手当として、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)別表第五に規定する作戦環境等順应手当を新設したところである。

三について

御指摘の「防衛省本省内部部局に勤務する自衛官」の「課業時間外の勤務時間」については、既存業務の廃止を含めた業務の見直しなどを行うことにより、その削減に努めているところである。また、内閣総理大臣を議長とする「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」において、令和六年十二月二十日に取りまとめた「自衛官の処

遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」において、自衛官の勤務の実態等を踏まえ、「自衛官の俸給表を令和十年度に改定することを目指す」としている。

令和七年十月二十一日提出  
質問 第一〇〇号

文化庁が「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

文化庁が「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する質問主意書

日刊工業新聞(令和七年九月三日付報道)によれば、文化庁はクリエイターへの対価還元を実現するためにAI向けのデータセット流通環境の構築事業を始め、令和八年度予算の概算要求に三億円を盛り込んだと承知している。報道によれば、初年度には統括事業者を選定し、データセット形式や契約例の整備を進めるとされている。当該報道の中には、「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しいため統括事業者にはコンサルティングができる事業者を選ぶ」との発言が記されている。

記事が報じる予算額や事業方針は、文化庁以外の主体が答え得る性質のものではなく、文化庁関係者の説明によらなければ成立し得ない。すなわち本発言は文化庁自身が行ったものとみなさざるを得ず、クリエイターや権利団体を一律に「知見が乏しい」と断定し、軽視する姿勢を示すものであり、仮に発言が行われていないとすれば、文化庁が即時に訂正を求めべき性質のものであると

考える。したがって、報道が真実である場合には、文化庁がクリエイターや権利団体を一律に「知見が乏しい」とみなしていることになり、報道が誤りである場合には、訂正要請を行わなかった理由が問題となる。

文化庁は文部科学省設置法に基づき、国民の文化的所産の振興及び向上を所掌し、文化芸術活動を担う人材の育成と支援を使命とする機関である。その文化庁自らが、クリエイターや権利団体を「知見が乏しい」との前提に置くこと自体、所掌事務と真つ向から矛盾し、到底容認できない姿勢であると考える。

以上を踏まえ、政府に質問する。

一 政府は上記報道にある「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」との表現について事実関係を承知しているか。承知している場合、そのような趣旨の説明を文化庁が行ったのか明らかにされたい。

二 当該報道にある発言を実際に行った文化庁職員の職名、所属、発言日時及び発言場所を明らかにされたい。

三 クリエイターや権利団体のAI技術や契約に関する知見について、政府の公式な立場は、当該発言を行った官僚の認識と同様であるのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 クリエイター自身や権利団体を統括事業者に充てない理由は何か、政府の見解を具体的に説明されたい。

五 文化庁は、過去においても「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」との前提に基づいて政策を推進してきた事例があるのか、あるならば可能な限り具体的に示されたい。

六 著作権法第三十条の四は、「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」との前提を置いて立法されたものか、政府の見解を明らかにされたい。

七 国会会議録や文化庁が公表した資料の中にあって、同様に「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」との前提を示した説明が存在するか。存在する場合、その具体的内容と時期を可能な限り示されたい。

八 現下のコンテンツ産業においては、多くのクリエイターや権利団体がAI技術や契約に関して高度な専門性を持ち、また国際的な交渉や訴訟にも関与している事実があると承知しているが、文化庁の立場はこれと異なるという理解でよいか。

九 仮に一部のクリエイターや権利団体に知見不足があるとしても、それを補うのは本来、文化庁自身の支援事業の役割であると考え、統括事業者を選定するにあたり、クリエイターを「知見が乏しい」と位置づけるのではなく、当事者の主体性を尊重し、対等なパートナーとして参画できる仕組みを構築すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

十 本事業において統括事業者を選定する際、クリエイターや権利団体が十分に関与し、意思決定に反映される仕組みをどのように確保するのか。政府の方針を具体的に示されたい。

内閣衆質二一九第一〇号  
令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣 額賀福志郎殿  
衆議院議長

衆議院議員八幡愛君提出文化庁が「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出文化庁が「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する質問に対する答弁書

一から三までについて  
個別の報道に関するお尋ね及び個別の報道の内容を前提とするお尋ねであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

四、九及び十について  
文部科学省の令和八年度概算要求において、「クリエイターへの対価還元に向けた著作物等データセットの流通促進に係る環境構築事業」に係る経費を計上しているところ、同事業の詳細については、文化庁において今後の予算編成過程で検討することとしており、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

五及び七について  
お尋ねの「AI技術や契約の知見が乏しい」、「前提に基づいて政策を推進」及び「前提を示した説明」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について  
お尋ねの「AI技術や契約の知見が乏しい」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十条の四の規定は、令和七年六月十八日の衆議院文部科学委員会において合田文化庁次長(当時)が答弁し

たとおり、「IoT、ビッグデータ、人工知能等の情報通信技術の進展により生じる新たな著作物の利用ニーズにも柔軟に対応していくため、著作物を含む大量の情報利用等の円滑化を図るべく立案したものである。

八について  
お尋ねの「多くのクリエイターや権利団体がAI技術や契約に関して高度な専門性を持つ」という「事実」については、「AI技術や契約」の「高度な専門性」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、「国際的な交渉や訴訟にも関与している事実」については、国内の著作権者から、人工知能を活用したサービスを提供する企業に対し、そのサービスの提供に際して、当該著作権者の著作権を侵害したとして訴訟が提起された例があることは承知している。

令和七年十月二十一日提出  
質問 第一一一号  
防衛省防衛研究所が所蔵する戦史史料の公開及び複写促進に関する質問主意書

提出者 八幡 愛  
防衛省防衛研究所が所蔵する戦史史料の公開及び複写促進に関する質問主意書

令和七年は、先の大戦の終結から八十年の節目を迎える年である。戦後日本の歩みを振り返るとともに、戦争体験が世代を超えて伝承されにくくなりつつある今日、戦史史料の適切な保存と公開は、学術研究や教育、外交、平和構築など多面的な意義を持つ。

防衛省防衛研究所は、我が国最大の戦史研究機

関として、戦前・戦中期及び戦後の安全保障政策に関する史料を多数所蔵しているが、その一部は未公開または複写制限の対象とされている。戦史史料の公開と活用は、防衛省の研究目的のみにとどまらず、民主主義社会における文書管理・情報公開の原則にも深く関わるものであり、また、戦後八十年を迎える本年を契機として、将来世代への継承を進めることが重要と考え、よって、政府に質問する。

一 防衛研究所に所蔵されている戦史史料のうち、未公開または複写禁止となっているものの件数及びその区分(機密、権利関係、保存上の理由など)を、それぞれ可能な限り示されたい。

二 防衛研究所が史料を一般公開する場合、その判断・手続はどのような基準及びプロセスに基づいて行われているのか。また、その公開決定の最終権限者は誰か。

三 防衛研究所が公開対象史料の権利者を特定し、公開許諾を得るための働きかけを行うことはあるか。ある場合、その件数及び実施頻度はどの程度か。

四 防衛研究所における未公開史料の権利処理を促進するために、文化庁や国立公文書館等の他機関と連携して支援体制を整備する考えはあるか。政府の見解を示されたい。

五 史料の権利者が不明または連絡不能となっている場合に備え、一定の保存期間を経過したもののについては公文書管理法に準じて公開を検討する制度的措置を講ずる考えはあるか。政府の見解を示されたい。

六 防衛研究所における史料管理体制について、所蔵史料の量に比して、歴史資料の保存・公開

に關する専門資格を有する職員(司書、学芸員等)の配置は十分と考えるか。

七 防衛研究所の史料公開及び複写に關する運用基準は、国立公文書館法及び情報公開法の理念と整合しているか。あわせて整合性の確保に向けた取組があれば具体的に示されたい。

八 現在、防衛研究所における史料複写申請のうち、許可・不許可の割合はどの程度か。不許可理由の内訳(権利関係、保存上の理由、機密指定等)についても可能な限り明らかにされたい。

九 史料のデジタル化及びオンライン公開の進捗状況はどの程度か。また、今後、防衛研究所の史料を国立公文書館等のアーカイブ・プラットフォームと連携させ、広く学術・教育の利用に供する計画はあるか。

内閣衆質二一九第一一号

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔

国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出防衛省防衛研究所が所蔵する戦史史料の公開及び複写促進に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出防衛省防衛研究所が所蔵する戦史史料の公開及び複写促進に關する質問に對する答弁書

一について

現時点において、防衛省防衛研究所が管理している戦史に關する史料(以下「戦史史料」とい

う。)のうち、部分公開としているものは約八百件、非公開としているものは約千六百件である。また、複写を禁止しているものについては網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難である。

さらに、お尋ねの「区分については、公文書等の管理に關する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)第四条第三号及び同研究所の部内規則に定められているところ、例えば、特定の個人情報等が記録されていることが挙げられる。

二について 戦史史料の公開・非公開については、公開を原則としつつ、公文書等の管理に關する法律(平成二十二年法律第六十六号)及び防衛省防衛研究所の部内規則に基づき、特定の個人情報等が記録されている戦史史料については非公開としており、同研究所戦史研究センター長が判定することとしている。

三について

お尋ねの「公開対象史料の権利者を特定し、公開許諾を得るための働きかけ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省防衛研究所が管理し、非公開としている戦史史料について、寄贈した者等に改めて公開に係る意向を確認することはある。また、お尋ねの「件数及び実施頻度」についての記録は作成しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「防衛研究所における未公開史料の権利処理を促進するために、文化庁や国立公文書館等の他機関と連携して支援体制を整備」の

意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「史料の権利者」及び「公文書管理法に準じて公開を検討」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、戦史史料の公開については、個人情報等に關する様々な事情を勘案して判断する必要があると考えている。

六について

防衛省防衛研究所における戦史史料の管理に係る体制については、適切に確保しているところである。なお、戦史史料の管理に当たっては、御指摘の「司書」又は「学芸員」の資格を有することは求めていないが、戦史に關する豊富な専門知識、経験及び見識を有する者を配置している。

七について

御指摘の「国立公文書館法及び情報公開法の理念と整合」及び「整合性の確保に向けた取組」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省防衛研究所においては、公文書等の管理に關する法律及び同研究所の部内規則に基づき戦史史料の公開等を行っている。

八について

お尋ねの「許可・不許可」及び「不許可理由の内訳」についての記録は作成しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、防衛省防衛研究所に戦史史料の複写の申請がされたもののうち、複写が行われなかったものも確認されているところ、複写が行われなかった理由については、特定の個人情報が記録されていることや申請者の判断によるものが考

えられるが、その逐一については記録していない。

九について

防衛省防衛研究所が管理している戦史史料については、現時点で約八割をお尋ねのように「デジタル化」し、そのうち約一割を同研究所のウェブサイトにおいて公開している。また、お尋ねの「国立公文書館等のアーカイブ・プラットフォームと連携」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねのように「デジタル化」した戦史史料のうち約六割を独立行政法人国立公文書館アジア歴史資料センターに提供し、同センターのウェブサイトにおいて公開している。

令和七年十月二十一日提出

質問 第一一二号

盗撮犯罪の被害拡大に對する包括的法整備に關する質問主意書

提出者 八幡 愛

盗撮犯罪の被害拡大に對する包括的法整備に關する質問主意書

近年、性的姿態等撮影に該當する犯罪となる、胸やでん部、スカートの中などを盗撮する犯罪は急速に拡大し、その悪質化・巧妙化により、被害者は深刻な心の傷を負っている。被害に遭った方々は、自らの尊厳を踏みにじられた苦痛に加え、映像が拡散することで再び傷つけられる「二次被害」に日々さらされている。さらに、その苦悩は被害者本人にとどまらず、家族や周囲の人々にも広がり、家庭生活や学校・職場において長期的な影響を残すと承知している。

特に、違法に撮影された画像や動画が海外サーバーなどにアップロードされ、被害者がどれほどの努力をしても完全に削除できない現状は、人間の尊厳を根底から脅かすものである。家族が被害者を支えようとしても、その痛みを共に抱えながら生活を続けざるを得ない状況が生まれており、社会全体の支援体制の整備が急務であると考え

る。  
しかしながら、こうした極めて厳しい状況にあっても、人間には「レジリエンス(回復する力)」がある。被害者や家族が再び社会とつながり、自らの尊厳を取り戻すためには、刑罰の強化だけでなく、心の回復と社会的支援を重ねていく包括的な政策が求められると考える。

一方で、刑罰の一律な重罰化は、事案の多様性に即した柔軟な司法運用を妨げ、社会復帰や更生の機会を奪うおそれもある。

被害者の尊厳を守りながら、加害者の再犯防止と社会的更生を両立させることが、真に人間の尊厳を守る法体系の姿であると考え

よって、以下、政府に質問する。

一 盗撮犯罪に関する法体系の整理について

1 現行の法制度では、軽犯罪法、迷惑防止条例、「撮影罪」など複数の規定が並立し、地域差や運用の不統一を招いている。盗撮犯罪に関する法規定を一元的に整理し、全国で統一的に運用できる体制を整える必要性について、政府はどのように認識しているか。

2 法制度を改正するにあたっては、一律の重罰化ではなく、被害態様や加害者の属性に応じて適切な量刑判断を可能とする制度的余地を残すべきと考えるが、政府の見解如何。

二 職務・立場を悪用した盗撮犯罪への対応について

1 公務員、教職員、医療従事者など、社会的信頼に基づく立場を利用した盗撮犯罪が報告されている。政府は、こうした職務悪用型の犯罪が有する特別な加害性をどのように評価しているか。

2 盗撮などの性犯罪で逮捕された公務員の依願退職及び退職金支給に関し、処分確定前に一律停止とする仕組みは推定無罪原則との関係で問題があると考えますが、政府の認識はどうか。

三 日本版DBS制度の改善について

1 現行の日本版DBS制度は対象が限定的であり、職域を悪用した性犯罪や、性的動機による器物損壊等は十分にカバーされていない。制度の対象範囲をどのように拡大・改善していく方針か。

2 一方で、すべての性犯罪者を無期限に職業制限の対象とすることは更生を妨げるおそれがある。比例原則や期間制限を設けるべきと考えますが、政府の見解如何。

四 盗撮画像及び盗撮動画の流通販売への対応について

1 盗撮画像及び盗撮動画を売買する違法な取引について、政府は、その市場規模や実態を把握しているか。把握しているのであれば、可能な限り示されたい。

2 政府は、盗撮画像及び盗撮動画で得た違法収益の没収を強化する方針はあるか。

五 被害者及び被害者家族の支援について

1 政府は、盗撮被害者及び被害者家族に対する心理的・社会的支援体制をどのように整備

しているか。

2 盗撮被害者が相談や削除要請などを行う際、家族も同時に支援を受けられる仕組みを設ける必要があると考えますが、政府の見解如何。

3 被害者家族が誹謗中傷やプライバシー侵害を受けた場合、国として法的・実務的に支援できる制度を構築する考えはあるか。

六 海外サーバーにアップロードされた盗撮画像の削除対応について

1 政府は、海外サーバーにアップロードされた国内発の盗撮画像・動画を削除するため、どのような外交的・法的手段を講じているか。可能な限り示されたい。

2 各国政府やプラットフォームなどと連携し、削除要請やブロック措置を進める国際協力体制を強化する考えはあるか。

七 再犯防止策について

1 認知行動療法などの再犯防止プログラムは、科学的根拠に基づく有効な手段として注目されているが、政府は、こうした治療的介入をどのように位置づけているか。

2 現在、盗撮を含む性犯罪加害者に対して、認知行動療法やその他の心理的介入がどの程度導入され、どのような成果や課題が明らかになっているか可能な限り示されたい。

八 加害者の社会復帰と家族支援について

1 政府は、加害者の社会復帰を支える心理療法・就労支援等の仕組みをどのように整備する考えか。

2 加害者家族の孤立や経済的困難を防ぐ必要性について、どのように考えるか。政府の見解を示されたい。

九 民間団体への支援について

盗撮防止や被害者支援に取り組む民間団体は、独自にデータ収集や啓発活動を行ってきた。こうした団体に対し、公的助成や調査研究費などの支援を行う必要性について、政府はどのように認識しているか。  
右質問する。

内閣衆質二一九第一二号  
令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出盗撮犯罪の被害拡大に対応する包括的法整備に関する質問に  
紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出盗撮犯罪の被害拡大に対応する包括的法整備に関する質問に  
対する答弁書

一 について

お尋ねの「盗撮犯罪に関する法規定を一元的に整理し、全国で統一的に運用できる体制を整える」及び「適切な量刑判断を可能とする制度的余地」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、盗撮行為について、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)や各地方公共団体の条例等の複数の法令において、それぞれの目的に応じて罰則を定めていることには合理性があると考えており、また、一般論として申し上げ

ば、これらの法令の規定は適切に運用されているものと認識している。

二の1について

お尋ねの「職務悪用型の犯罪が有する特別な加害性」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の2について

お尋ねの「性犯罪で逮捕された公務員の依頼退職及び退職金支給に関し、処分確定前に一律停止とする仕組みは推定無罪原則との関係で問題がある」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である

が、一般論として申し上げれば、刑事事件に關し逮捕された一般職の国家公務員から辞職の申出があった場合には、任命権者において、事実關係を十分に把握し、懲戒処分の要否等を検討した上で、できる限り速やかに承認の可否を判断するよう努めるものとされており、一律に辞職の承認を留保する仕組みとはなっており、また、当該国家公務員の退職手当については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十三条第二項の規定に基づき、退職手当の支払を差し止める処分を行うことができるものとされており、一律に退職手当の支払を差し止めるものではない。

三について

お尋ねの「制度の対象範囲」及び「比例原則や期間制限を設けるべき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第七項に規定する特定性犯罪及び同条第八項に規定する特定性

犯罪事実該当者の範囲については、同法附則第六条において「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案しつつ・・・特定性犯罪事実該当者の範囲を含め、児童対象性暴力等の防止に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされていることを踏まえ、必要な検討を行ってまいりたい。

四の1について

お尋ねの「盗撮画像及び盗撮動画を売買する違法な取引」の「市場規模や実態」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の2について

お尋ねの「盗撮画像及び盗撮動画で得た違法収益の没収」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、検察当局においては、個別具体の事案に即して、没収の要否について、法と証拠に基づき、適切に判断をしているものと承知している。

お尋ねの「盗撮被害者及び被害者家族に対する心理的・社会的支援体制」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、警察庁においては、公認心理師等の資格を有するカウンセラーの確保かつ十分な配置に努めるよう、都道府県警察を指導しているところであり、全ての都道府県警察において、カウンセラーが犯罪被害者等に対するカウンセリングを必要に応じて実施する体制が整備されている。

五の2及び3について

お尋ねの「盗撮被害者が相談や削除要請などを行う際、家族も同時に支援を受けられる仕組み」及び「被害者家族が誹謗中傷やプライバシー侵害を受けた場合、国として法的・実務的に支援できる制度」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六の1について

お尋ねの「国内発の盗撮画像・動画」及び「外交的・法的手段」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、警察庁が民間事業者等に運用を委託している「インターネット・ホットラインセンター」においては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十五条第一項に規定するわいせつな電磁的記録等、同センターが策定した「ホットライン運用ガイドライン」に定める「違法情報」に関する通報を受理した場合に、国内外のサイト管理者等への削除依頼を行うなど、必要な措置を講じている。また、法務省の人権擁護機関においては、インターネット上の人権侵害の情報に係る投稿についての相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、同機関において違法性を判断した上で、国内外のサイト管理者等に対して、当該投稿の削除要請をするなどしている。

六の2について

お尋ねの「プラットフォームなどと連携し、削除要請やブロック措置を進める国際協力体制を強化する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「海外サーバーにアップロードさ

れた盗撮画像の削除対応」について、お尋ねの「各国政府」やサイト管理者との協力が必要になる場合には、関係省庁間で連携の上、適切に対応していく所存である。

七について

「第二次再犯防止推進計画」（令和五年三月十七日閣議決定）において、「再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要である」としているところ、特に、性犯罪をした者等に対しては、刑事施設、少年院及び保護観察所において、それぞれ、認知行動療法的手法を取り入れた「性犯罪再犯防止指導」、「性非行防止指導」及び「性犯罪再犯防止プログラム」を実施している。

これらの取組は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号。以下「再犯防止推進法」という。）第二条第二項に規定する再犯の防止等に一定の成果を上げているものと考えているが、矯正施設に在所から出所後を通じて、より一貫性のある効果的な指導や支援となることが重要であると考えており、これらの取組の更なる充実を図ってまいりたい。

八の1について

矯正施設及び保護観察所においては、犯罪をした者等（再犯防止推進法第二条第一項に規定する犯罪をした者等をいう。以下同じ。）に対して、七について述べた「性犯罪再犯防止指導」等の認知行動療法的手法を取り入れた各種のプログラムを実施するとともに、就労を支援するため、矯正施設に在所から出所後の職場定着までの計画的かつ一貫した指導や支援を実施しているところであり、引き続き、これらの取組を進めていくこととしている。

八の2について

お尋ねの「加害者家族の孤立や経済的困難を防ぐ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、犯罪をした者等の家族に対して、犯罪をした者等の社会復帰に向けた相談支援等を実施することは、犯罪をした者等とその家族との関係性によっては、犯罪をした者等の再犯防止や改善更生に資する場合があるものと考えている。

九について

お尋ねの「盗撮防止や被害者支援に取り組む民間団体は、独自にデータ収集や啓発活動を続けてきた。こうした団体に対し、公的助成や調査研究費などの支援を行う必要性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、性犯罪被害者支援に関しては、例えば、都道府県警察が行う犯罪被害者等からの相談への対応に係る業務等の民間団体への委託に要する経費や、性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が設置主体となり、民間団体に運営を委託するなどしている相談センターの運営に係る事業に要する経費を、都道府県等に対して補助するなどしている。

令和七年十月二十一日提出  
質問 第一三三号

生活保護世帯における大学進学制限に関する  
質問主意書

提出者 八幡 愛

生活保護世帯における大学進学制限に関する  
質問主意書

生活保護制度は、すべての国民に対して健康で

令和七年十一月四日 衆議院会議録第三号 議長報告

文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としている。戦後の社会変化を経て、我が国では大学進学が将来の就労機会や社会的自立に直結する時代となっており、教育へのアクセス格差が世代を超えて貧困を固定化する要因の一つと指摘されていると承知している。しかしながら、現在の生活保護制度の運用においては、高等学校卒業後の大学進学が原則として認められていないとの通達に基づく扱いが続いており、進学希望者が保護の対象から除外される事例が報告されている。

このような運用は、生活保護法第一条に定められた「自立の助長」の趣旨と整合的でないと考えられる。また、政府全体として推進している子どもの貧困対策や教育機会確保政策との間に齟齬が生じていると考える。

さらに、経済的に困難な家庭の子どもが大学進学のためにやむを得ず世帯分離し、奨学金やアルバイトによつて生計を立てることは、学業にも影響を及ぼすとともに、学生としての生活不安を拡大させるおそれもあると承知している。

教育を受ける権利を保障し、貧困の連鎖を断ち切る観点からも、制度の運用と理念の調和が求められると考える。

よつて、政府に質問する。  
一 現在、生活保護受給世帯において、高等学校卒業後の大学進学が原則として認められていない運用は、どの通達または通知を根拠とするものであるか。

二 前記の通達は何年に発出されたものであるか。また、その通達は現在も有効であるか。  
三 生活保護法は、第一条において「自立の助長」を定めているが、大学等への進学を自立支援と

みなさず、生活保護の対象外とする現在の運用は、法の趣旨と整合的であると政府は認識しているか。

四 生活保護世帯で暮らす高校生が、大学進学を希望する場合、親元を離れて世帯分離し、奨学金やアルバイトで生活費を賄うよう求められるケースがある。これは結果として若者に負担を強いる制度設計となっているが、政府はこの状況を是とするか。

五 憲法第二十六条第一項において保障される「教育を受ける権利」と、現在の生活保護制度運用が矛盾しているとの指摘があるが、政府の見解を示されたい。

六 子どもへの貧困対策や教育機会の確保に向けて、こども家庭庁による支援施策や文部科学省による高等教育修学支援制度の新設など、経済的理由による教育格差の是正措置が進められている。政府は、これらの施策は生活保護の運用上、大学進学が原則として認められていないことと整合的であると考えるか。

七 現行の厚生労働省通達を見直し、生活保護世帯の大学進学を原則として容認する方向に転換する考えはあるか。政府の見解を示されたい。  
右質問する。

内閣衆質二一九第一三三号

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出生活保護世帯における大学進学制限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出生活保護世帯における大学進学制限に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「高等学校卒業後の大学進学が原則として認められていない運用」及び「通達または通知を根拠とするもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、生活保護受給世帯の子どもが大学、専修学校及び各種学校(以下「大学等」という。)へ進学することについては、厚生労働省においては、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第三条に規定する「この法律により保障される最低限度の生活」には生活保護を受けながら大学等へ進学することは含まれていないと考えている一方で、大学等への進学が特に本人や世帯における法第一条の目的規定における「自立を助長すること」に効果的であることを踏まえ、一定の場合には、大学等へ進学する者を当該世帯から分離して当該世帯とは別の世帯を構成していることにより、引き続き当該世帯との同居を続けながら大学等へ進学できるようにしているところであり、当該世帯の分離の取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和三十八年四月一日付社発第二四四十六号厚生省社会局長通知)において示されているところ、現時点において同通知は廃止されていない。

三から五までについて  
御指摘の「生活保護世帯で暮らす高校生については、一及び二についてでお答えしたとおり、大学等への進学が特に本人や世帯における

法第一条の目的規定における「自立を助長すること」に効果的であることを踏まえ、一定の場合には、引き続き当該世帯との同居を続けながら大学等へ進学できるようにしているところであり、必ずしも御指摘のように「大学等への進学を自立支援とみなさず、生活保護の対象外」としているわけではなく、「法の趣旨と整合的である」と考えており、また、御指摘のように「親元を離れて世帯分離」することを求めるものではなく、必ずしも御指摘のように「若者に負担を強いる制度設計となっていない」とは考えておらず、さらに、御指摘の「生活保護世帯で暮らす高校生」については、法第五十五条の五の規定に基づく「進学・就職準備給付金」や、法第五十五条の十の規定に基づく「子どもの進路選択支援事業」を実施するなどの支援を行っているところであり、御指摘のように「憲法第二十六條第一項において保障される「教育を受ける権利」と、現在の生活保護制度運用が矛盾している」とは考えていない。

六について  
御指摘の「生活保護の運用上、大学進学が原則として認められていない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、四で御指摘の「生活保護世帯で暮らす高校生」については、一及び二についてお答えしたとおり、一定の場合には、引き続き当該世帯との同居を続けながら大学等へ進学できるようにしているところであり、当該者に対しては、生活保護制度においては三から五までについて述べたような支援を行うとともに、御指摘の「こども家庭庁による支援施策や文部科学省による高等教育修学支援制度」の施策においても

当該者を含め対象としており、両者は「整合的」であると考えている。

七について  
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、生活保護受給世帯の子どもが生活保護を受けながら大学等へ進学できるようにする考えはあるかとの趣旨のお尋ねであれば、令和六年四月九日の参議院厚生労働委員会において、武見厚生労働大臣(当時)が「生活保護費を受給しながら大学等に修学することについては、一般世帯においても、高等学校卒業後、大学等に進学せず就職する方や、それから奨学金、アルバイト収入などで学費や生活費を賄いながら大学などに修学する方などがおり、このような方々とのバランスを考慮する必要がある」と述べているとおりであり、慎重に検討すべきものと考えている。

令和七年十月二十一日提出  
質問 第一四号  
自由民主党・日本維新の会の連立政権に関する質問主意書  
提出者 中谷 一馬

二 連立政権合意書一、経済財政関連施策に関連して、以下質問する。

1 「飲食料品については、二年間に限り消費税の対象としないことも視野に、法制化につき検討を行う。」との記載があるが、自由民主党・日本維新の会の連立政権は飲食料品については、二年間に限り消費税の対象としないことを目指すのか否か明確に示されたい。また法制化についてはいつ頃から検討を始めて、いつ実施されるのか、見解を伺いたい。さらに、令和七年臨時国会中において議論は行われるのか。行われないとすればその理由は何か、併せて伺いたい。

2 「子供や住民税非課税世帯の大人の方々に一人四万円、その他の方々には一人二万円を給付するという政策は行わないものとする。」とのことであるが、物価高で国民が苦しんでいる時に自由民主党が第二十七回参議院議員通常選挙の公約に掲げた国民との約束を反故にすることについて高市早苗内閣の見解を伺いたい。

三 連立政権合意書九、人口政策及び外国人政策に関連して、以下質問する。

1 「ルールや法律を守れない外国人に対しては厳しく対応することが、日本社会になじみ貢献している外国人にとっても重要という考え」はどのような理由・エビデンスによりこの考えに至ったと考えるか、高市早苗内閣の見解を伺いたい。

2 「内閣における司令塔を強化し、担当大臣を置く。」とのことであるが、何をどのように所管する想定であるのか、見解を伺いたい。

3 「外国人比率が高くなった場合の社会との摩擦の観点からの在留外国人に関する量的マネジメントを含め、外国人の受入れに関する数値目標や基本方針を明記した「人口戦略」を令和八年度中に策定する。」とのことであるが、現状ではどのようなエビデンスをもとに具体案を検討していくのか所見を伺いたい。

4 「外国人に関する違法行為への対応と制度基盤を強化する。」とのことであるが、現状をどのように認識し、改善策としてどのような具体案を検討していくのか、エビデンスを交えながら詳細についての所見を伺いたい。

5 「外国人に関する制度の誤用・濫用・悪用への対応を強化する。」とのことであるが、現状をどのように認識し、改善策としてどのような具体案を検討していくのか、エビデンスを交えながら詳細についての所見を伺いたい。

四 連立政権合意書十一、統治機構改革では「首都の危機管理機能のバックアップ体制を構築し、首都機能分散及び多極分散型経済圏を形成する観点から、令和七年臨時国会中に、両党による協議体を設置し、首都及び副首都の責務及び機能を整理した上で、早急に検討を行い、令和八年通常国会で法案を成立させる。」と記載されているが、現状想定されている首都機能分散及び多極分散型経済圏の形成に関する具体策はどのようなものであるのか、所見を伺いたい。

五 連立政権合意書十二、政治改革に関連して、以下質問する。

1 「二割を目標に衆議院議員定数を削減するため、令和七年臨時国会において議員立法案を提出し、成立を目指す。」、「時代に合った選挙制度を確立するため、両党は衆議院議院

運営委員会に設置された「衆議院選挙制度に関する協議会」等あらゆる場で議論を主導し、小選挙区比例代表並立制の廃止や中選挙区制の導入なども含め検討する。そのため、令和七年度中に、両党による協議体を設置する。」と記載されているが、選挙制度改革の協議に先んじて議員定数の削減を行うおとししている理由は何か。高市早苗内閣の見解を伺いたい。

2 「企業団体献金の取り扱いについては、自由民主党は「禁止より公開」、日本維新の会は「完全廃止」を主張してきた。特定の企業団体による多額の献金が政策の意思決定を歪めるのではないかと懸念を払拭し、国民に信頼される政治資金の在り方を追求し、そのための制度改革が必要であるとの課題意識は共有しつつも、現時点で最終結論を得るまでに至っていない。そこで、両党で、企業団体からの献金、政治団体からの献金、受け手の規制、金額上限規制、機関誌等による政党の事業収益及び公開の在り方等を含め、政党の資金調達の在り方について議論する協議体を令和七年臨時国会中に設置するとともに、第三者委員会において検討を加え、高市総裁の任期中に結論を得る。」と記載されているが、政治とカネの問題が二〇二四年衆議院選挙及び二〇二五年参議院選挙における大きな争点であったことを踏まえれば、令和七年臨時国会において、企業団体献金など政党の資金調達に在り方について結論を出し、政治不信の解消に向けた改革を進めることが必要不可欠と考えるが如何か。高市早苗内閣の見解を伺いたい。

六 高市早苗自由民主党総裁が日本の憲政史上初めて女性総理大臣に選出されたが、任期中にどのようなことを成し遂げ、後世にどのような社会を残したいと考えているのか、見解を伺いたい。  
右質問する。

内閣衆質二一九第一四号  
令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿  
衆議院議員中谷一馬君提出自由民主党・日本維新の会の連立政権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員中谷一馬君提出自由民主党・日本維新の会の連立政権に関する質問に対する答弁書

一 について  
お尋ねは、特定の政党の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

二の1について  
御指摘の「連立政権合意書」における「記載を踏まえた政府としての対応は現時点で未定であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。」

二の2について  
御指摘の「子供や住民税非課税世帯の大人の方々には一人四万円、その他の方々には一人二万円を給付するという政策」については、令和七年十月二十四日の所信表明演説において、高市内閣総理大臣が「自由民主党がこの夏の参議院議員選挙で公約として掲げた給付金については、国民の皆様の御理解が得られなかったことから、実施しません。むしろ、物価高に関する国民の皆様の御懸念一つ一つに、丁寧に対策をとってまいります。」と述べたとおりであり、物価高騰に係る対策については、同月二十一日の閣議における内閣総理大臣指示(総合経済対策の策定について)に基づき、現在、その具体的な内容を検討しているところである。

三の1について  
御指摘の「連立政権合意書」に記載の「ルールや法律を守れない外国人に対しては厳しく対応することが、日本社会になじみ貢献している外国人にとっても重要という考え」に至った根拠等については、政府としてお答えする立場にない。

三の2について  
外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣が担当している職務は、内閣総理大臣の命を受けて、関係大臣と協力して、国と地方公共団体との情報連携や関連制度の適正な利用、国土の適切な利用及び管理など、外国人との秩序ある共生社会に向けた施策を総合的に推進すること、そのために、必要な推進体制の強化を図ることである。

三の3について  
外国人の受入れの基本的な在り方については、令和七年九月十九日の記者会見において、鈴木法務大臣(当時)が「外国人受入れ、この外国人比率の上限を設定すること、ここは私どもの提言においても量的マネジメントということまで申し上げていますが、どういった方法があり得るのかといったことについては、八月二十九

日に、私どもで論点整理を公表した上で、その日に入国在留管理庁において、「外国人の受入れの基本的な在り方」の検討のためのプロジェクトチーム(PT)を設置したところであり、このPTにおいて、これから出入国及び在留管理の観点から必要な検討を可能な限りスピーディーに進めていくことなるかと考えています。」と述べているとおり、同PTにおいて、出入国及び在留管理の観点から基礎的な調査及び検討を可能な限り進めているところであり、お尋ねの「エビデンス」については、こうした調査等の結果を活用することも考えられるが、現時点ではお示しすることは困難である。

三の4及び5について  
御指摘の「外国人に関する違法行為」及び「外国人に関する制度の誤用・濫用・悪用」の現状をどのように認識しているのかについては、令和七年十月二十二日の記者会見において、木原内閣官房長官が「人口減少に伴う人手不足の状況においては、外国人材に頼らざるを得ない分野があるということは事実であり、インバウンド観光も重要であります。他方で、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じております。排外主義とは一線を画しつつ、こうした行為に政府としてき然と対応する。このため、政府の司令塔機能を強化し、既存のルールの遵守を求めるとともに、土地取得等のルールの在り方についても検討を進める必要があります。」と述べているとおりである。また、お尋ねの「改善策としてどのような具体案を検討していくのか」については、同日の記者会見において、同内閣官房長官が「新たに「外国

人との秩序ある共生社会推進担当大臣」を置き、関係大臣と協力して、国・地方自治体の情報連携や制度の適正利用、国土の適切な利用・管理など、外国人との秩序ある共生社会に向けた施策を総合的に推進すること、そのために必要な推進体制の強化を図ること、これらを指示したものと承知をしております。今後、「外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣」を中心として、総理から御指示があった取組を政府一体となつて進めてまいりたいと思つております。」と述べているとおり、政府として今後、検討を進めていくこととしている。

四について

御指摘の「首都機能分散及び多極分散型経済圏の形成に関する具体策」については、令和七年十月二十四日の所信表明演説において、高市内閣総理大臣が「首都の危機管理機能のバックアップ体制を構築し、首都機能分散及び多極分散型経済圏を形成する観点から、首都及び副首都の責務と機能に関する検討を急ぎます。」と述べたとおりである。

五の1について

お尋ねの「理由」については、特定の政党の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にないが、いずれにせよ、御指摘の「選挙制度改革」や「議員定数の削減」については、議会政治の根幹に関わる問題であることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えている。

五の2について

御指摘の「企業団体献金など政党の資金調達の在り方」を含め、政治資金制度の在り方については、政党その他の政治団体の政治活動の自

由と密接に関連する事柄であり、御指摘の「企業団体献金など政党の資金調達の在り方」について、お尋ねの「令和七年臨時国会において」、「結論を出し」、「改革を進めること」については、各党各会派において御議論いただくべき問題と考えている。

六について

高市内閣としては、「基本方針」(令和七年十月二十一日閣議決定)において、「今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作る。世界が直面する課題に向き合い、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す。日本と日本人の底力を信じてやまない者として、日本の未来を切り拓く責任を果たすべく、絶対にあきらめない決意をもつて、国家国民のため、内閣の総力を挙げ、「強い経済の実現」、「地方を伸ばし、暮らしを守る」こと及び「外交力と防衛力の強化」を押し進めることとしている。

令和七年十月二十二日提出  
質 問 第一一五号

スポーツワークにおける過去の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題に関する質問主意書  
提出者 水沼 秀幸

スポーツワークにおける過去の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題に関する質問主意書  
意書

「スポーツワーク」とは短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働く、二〇一八年から始まった新たな就労形態である。スマホアプリで完結するその手軽さに加え、企業側の深刻な人手不足や働く者の貧困の問題も背景に、そのサービ

又は急拡大し、二〇一九年十二月時点で約三百三十万人であった登録者延べ数は二〇二五年七月には約三千七百万人に達した。二〇二五年一月に発表された連合の調査によれば、スポーツワークで働く理由の一位は「生活のための収入」とされ、週に一回以上利用する者はスポーツワーカー全体の三十七・一％に上る。スポーツワークはまさに国民生活の不可欠な社会インフラとなっている。

他方、このスポーツワークにおける大きな問題が確認され始めている。過去の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題である。これまで主要なアプリ事業者は、労働契約はマッチング後であっても出勤日まで成立しないという整理をした上で、マッチング後の企業側キャンセルが広く行われてきた。しかし、本来労働契約はマッチング時点で成立しており、その後のキャンセルは無効な解約になりうることは一般論として二〇二五年七月四日に発表された厚生労働省のリーフレットでも示された通りである。また、多くの労働法学者、弁護士などの見解も一致していると認識している。

無効な解約をした場合は民法五百三十六条二項に基づき、その全額を賃金として支払う必要があると考えられ、未払額は総額で三百億円以上の指摘もある。

企業側のキャンセルの実態については、例えば、繁忙期と閑散期の差が激しく需給予測が難しい物流業界において、スポーツワークでとりあえず十人確保し、当日の作業が五人で足りれば余る五人をキャンセルするといった便利な仕組みとして機能していたとメディアで指摘する物流ジャーナリストもいる。スポーツワークがまさに雇用の調整弁として活用されていたと言わざるを得ない。

そして、この企業側キャンセルが容易という点はまさにこのスポーツワークの強みの一つとしてアプリ事業者の営業に使われてきたことも明らかになっている。実際、派遣(特に、二〇一二年に原則禁止された日雇派遣)マーケットからシフトする形でスポーツワークは成長してきたが、一部アプリ事業者において、派遣はマッチング後に解約できないものの、スポーツワークはマッチング後であっても条件によってキャンセルできるとの比較を行う営業説明資料を利用していたことが明らかになり、この件は既に各種メディアで報じられた。

この未払賃金問題は、被害を受けるのが学生や非正規、生活困窮層といった弱い立場の人々であるがゆえに、その社会的影響は深刻である。現代の社会問題として、政府も向き合つて行かなければならない課題であると認識している。

そして重要なのは、この未払賃金請求権は三年間の時効にかかるという点である。民事的な紛争については基本的に関与しないのが厚生労働省の立場と理解しているが、数年かかる可能性もある裁判の結果が出るのを待つていれば本来支払われるべきであった未払賃金の支払をスポーツワーカーが受けられなくなる。今この瞬間も、過去働きたくとも企業側のキャンセルによって働く機会を奪われたスポーツワーカーの、その賃金を取り戻すという正当な権利が時効によって消失してしまつていくことは由々しき事態である。

労働問題を所管する公的機関たる厚生労働省には右記事情も踏まえた上で、積極的かつ実効的な対策を採っていただきたいと考える。  
以上を踏まえて、以下質問する。  
一 厚生労働省が労使向けに作成した二〇二五年

七月公表のリーフレットにおいては、労働契約について、「面接等を経ることなく先着順で就労が決定する求人では、別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人にスポットワーカーが応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立するもの」と一般的には考えられる」との考え方が示されたが、この考え方については、この厚生労働省リーフレットが公表された二〇二五年七月四日より前にしても妥当するという理解で良いか見解を伺いたい。

二 厚生労働省が労使向けに作成したリーフレットにおいては、労働契約について、「面接等を経ることなく先着順で就労が決定する求人では、別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人にスポットワーカーが応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立するもの」と一般的には考えられる」との考え方が示されたが、ここでいう「特段の合意」はどのような合意であっても認められるか。どのような合意が含まれるかを具体化してもらいたい。

「労働契約の成立は出勤時点とする」との合意についてもここに含まれるか。「特段の合意」の内容を何ら具体化せずにどんな内容でも合意さえあれば労働契約の成立時点が応募した時点でなくなるとの余地がある一般論を展開するのであれば、現状でも事業者によっては「労働契約の成立は出勤時点とする」との「特段の合意」をスポットワーカーとの間で結んで、労働契約は出勤時点まで成立しないと整理し、これまでの企業側キャンセルを広く許容するサービスが生まれる可能性も十分に考えられる。何ら「特段の合意」の内容を具体化せずに、厚生労働省

が「特段の合意」があれば労働契約の成立時期が異なる場合があると明示することは労働者保護の観点から無責任なものと考えるが見解を伺いたい。

三 かねてより、直前キャンセルの問題でスポットワーカーから労基署などに多数の苦情が寄せられていることは報道もなされており、厚生労働省においても把握されていたと思われる。二〇二五年七月より一層早い段階で厚生労働省リーフレットと同様の見解を出していれば、より多くのスポットワーカーの被害が防げていたと思われるが、どうしてここまで遅くなったのか。遅くなった分、それ以前の分についても何らかの対応を積極的に行っていく予定はないのか。厚生労働省の見解を伺いたい。

四 今回の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題については厚生労働省の対応が遅ければ遅いほど、仮に裁判上労働契約の成立時期について応募完了時との判断が出されたとしても、過去にキャンセルされたスポットワーカーの賃金請求権又は休業手当請求権が時効にかかり、権利の救済が図られないケースは多くなると考えられる。時効のため権利が消滅することについて、厚生労働省の見解を伺いたい。

五 厚生労働省が使用者向けに作成したリーフレットにおいては、「労働契約成立後の解約（いわゆる「キャンセル」）について、その事由や期限をあらかじめ示した契約（解約権留付労働契約）を労使間で締結する場合との記載があり、スポットワークにおいて、その事由をあらかじめ示していない場合においては労働契約の法的性質が解約権留付とならないようにも読めるが、そのような理解で良いか、厚生労働省

の見解を伺いたい。

六 厚生労働省が使用者向けに作成したリーフレットにおいては、「労働契約成立後の解約（いわゆる「キャンセル」）について、その事由や期限をあらかじめ示した契約（解約権留付労働契約）を労使間で締結する場合との記載があるが、その事由や期限を事前に合意したか否かは解約の有効性の判断に影響するか。例えば、労使で「経営悪化により使用者はいつでも労働者を解約できる」との合意を結んでも、経営悪化のみを理由とする解雇は無効となりうるのと同様に、解約事由の合意があること自体は労使の予測可能性の観点から望ましいものではあるものの、解約事由自体の有効性には影響を与えないという理解で良いか。

七 スポットワークにおける労働契約の成立後の解約については、その契約の法的性質をどう捉えるか（解約権留付と捉えるか否か）によってその判断は変わるものの、適用条文との関係では、「やむを得ない事由（労働契約法十七条一項、民法六百二十八条）に該当するかが問われる」という理解で良いか。

八 厚生労働省が労使向けに作成したリーフレットを受けて一般社団法人スポーツワーク協会は新たな解約可能事由について整理している。そこでは一、就労の二十四時間前までであり、二、「天災等の不可抗力によらない営業中止のとき」又は「大幅な仕事量の変化に伴い募集人数の変更が必要となったとき」又は「掲載ミス（業務内容や日時の誤り）があったとき」において、企業側から労働者との労働契約を解約でき、休業補償も一切不要との整理がなされている。まず、一の二十四時間前後で解約可能かどうか

判断されることについて何らか法的な観点からの根拠はあるのか。仮に一の二十四時間か否かの時期を問わず、二で挙げられた三つの事由で休業手当の支払いなしに、有効に解約できるとすることは、過去の採用内定取消などにおける解雇の有効性に関する判断や労基法二十六条の「使用者の責めに帰すべき事由」の判断における判例・通説の立場を前提とすると認められないように思われる。二に関して何らか法的な観点からの根拠はあるのか。

一般社団法人スポーツワーク協会の解約可能事由に関する疑義に関してはメディアや学術論文でも提起されているところである。一般社団法人スポーツワーク協会の方針については、厚生労働省が協会に対し「いわゆる「スポーツワーク」における適切な労務管理等について（協力依頼）」と要請し、作成されたものと考えているが、その内容については、厚生労働省も一定の責任を負うものと考えられる。法的な疑義がある指摘されているが、厚生労働省の見解を伺いたい。

九 過去の企業側キャンセルに伴う補償については、今も労基署に苦情が多く寄せられていると認識している。スポーツワーカーが過去のキャンセルに伴う補償を適切に受けられるよう、補償を受けるまでのスポットワーカー向けの引き等を作成するなど、厚生労働省として何らかの取り組みが必要と考えるが見解を伺いたい。十 スポットワークについて、スポーツワーカーが労基署に相談をしても、厚生労働省が労使向けに作成したリーフレット発表後も担当官が十分に認識していないなど、スポーツワークの労務管理について、担当官の理解が不十分との報

道もなされているところである。厚生労働省が労使向けに作成したリーフレットの労基署への理解促進のために実施している取り組みはあるか。

また理解が不十分である現状を前提とすると、現在も労基署に苦情が寄せられている過去の企業側キャンセルについて、厚生労働省は労基法の解釈を受けた対応についても統一した指針等を労基署へ出すべきとも思われるが、見解を伺いたい。併せて過去の企業側キャンセルなどの各社への対応について、労基署が具体的なアドバイスができる十分な体制が構築できているのかをご回答いただきたい。

十一 二〇二五年七月四日より前におけるマッチング後のキャンセル履歴について、スポットワーク事業者がキャンセル情報を持っているところ、一部の利用企業にはキャンセル履歴を開示し、別の一部の利用企業には個人情報であることを理由に、その利用企業において労働者側からの訴訟が提起されない限り開示をしないと回答をするなど、企業ごとに恣意的な運用がなされる可能性を危惧している。有料職業紹介事業者であるアプリ事業者が、個人情報保護法上の問題がないという前提で、利用企業によってキャンセル履歴の情報開示の運用を変えることは職業安定法など諸規定に照らして問題とならないのか見解を伺いたい。

十二 利用企業が企業キャンセルに伴う未払賃金を率先して支払おうとしても、アプリ事業者がその当該企業に過去のキャンセル履歴を開示しなければ、円滑な支払いは進まないと考えられる。アプリ事業者がキャンセル履歴を持っているものの、一部利用企業以外は開示しないとい

う問題について、厚生労働省としては対処する予定はあるか。

十三 右記指摘した事項を踏まえ、過去の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題に関して、厚生労働省は今後、対策を強化していく考えはあるか見解を伺いたい。右質問する。

内閣衆質二一九第一五号  
令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔  
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員水沼秀幸君提出スポットワークにおける過去の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員水沼秀幸君提出スポットワーク

における過去の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのとおりである。

二について

スポットワーク（いわゆる「スポットワーク」）を利用する労働者の労働条件の確保等について（令和七年七月四日付け基発〇七〇四第三号・職発〇七〇四第二号・雇均発〇七〇四第一号厚生労働省労働基準局長、職業安定局長及び雇用環境・均等局長連名通達。以下「連名通達」という。）における「短時間・単発の就労を内容とする労働契約の下で働くいわゆる「スポットワーク」のうち、その雇用仲介を行う事業

者・・・が提供するサービス・・・を利用するもの」をいう。以下同じ。）について、「知らない」では済まされない「スポットワーク」の労務管理（連名通達別添二。以下「使用者向けリーフレット」という。）においては、「面接等を経ることなく先着順で就労が決定する求人では、別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人」にスポットワーカーが応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立するものと一般的には考えられます」としている

が、これは労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第八條において、労働契約は「労働者及び使用者が合意することによって成立する」とされていることを踏まえ、使用者向けリーフレットにおいて、「面接等を経ることなく先着順で就労が決定する」過程に即して、「先着順」の場合は「応募した時点で労使双方の合意があったもの」と一般的に考えられることや、「別途特段の合意」があった場合にはこの限りではないことを示したものである。

その上で、お尋ねの「特段の合意」はどのような合意であったとも認められるか。どのような合意が含まれるかを具体化してもらいたい。「労働契約の成立は出勤時点とする」との合意についてもここに含まれるかについては、個別の事案の内容や状況等によるものと考えられることから、一概に示すことは困難であり、御指摘のように「具体化」しないことが「労働者保護の観点から無責任」との御指摘は当たらないものと考えている。

三について  
厚生労働省では、かねてから労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働契約法等に

おける労働契約の成立の考え方、休業手当の支払義務等の内容及び趣旨について、周知に取り組んできたところであり、その上で、スポットワークを利用して働く労働者から労働基準監督署に寄せられた労働相談の傾向を分析する等の検討を経ることで、令和七年七月四日に、労働者がスポットワークを利用して働くに当たっての留意事項として、当該内容及び趣旨を改めて分かりやすく示した「ご存知ですか？」「スポットワーク」の注意点（連名通達別添一。以下「労働者向けリーフレット」という。）を作成し、周知を行っているものであり、同省の対応が遅くなった」との御指摘は当たらないものと考えており、同省としては、労働者向けリーフレットを公表する前にスポットワークを利用して働いていた方も含め、幅広く労働者向けリーフレットの内容について積極的に周知を行ってまいりたい。

四について

お尋ねが、厚生労働省の対応が遅くなった結果、御指摘の「賃金請求権又は休業手当請求権が時効にかかり、権利の救済が図られないケースは多くなる」がどう考えるかとの趣旨のお尋ねであれば、三についてでお答えしたとおり、同省の対応が遅くなったとの御指摘は当たらないものと考えており、このことを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。いずれにせよ、三についてでお答えしたとおり、同省としては、労働者向けリーフレットの内容について積極的に周知を行ってまいりたい。

五について  
使用者向けリーフレットにおいては、「労働

契約成立後の解約(いわゆる「キャンセル」)について、その事由や期限をあらかじめ示した契約(解約権留保付労働契約)を労使間で締結する場合に、当該事由が合理的であることや、労働契約法第三条第一項の労使対等の原則の趣旨を踏まえスポーツワーカーにのみ不利な内容にならないことに留意する必要があります」として

いるとおり、「その事由や期限をあらかじめ示した場合について示したものであり、御指摘の「その事由をあらかじめ示していない場合においては労働契約の法的性質が解約権留保付」となるか否かについては、個別の事案の内容や状況等によるものと考えており、一概にお答えすることは困難である。

六の前段については、一般的には、「影響を与え得るものと解されるが、最終的には、御指摘の「事由や期限」の合理性等も含め、個別の事案に応じた司法判断がされるものと考えている。

六の後段について  
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「解約事由自体の有効性」については、個別の事案の内容や状況等によるものと考えられることから、一概にお答えすることは困難であり、また、最終的には、個別の事案に応じて司法判断がされるものと考えている。なお、使用者向けリーフレットで示したとおり、「労働契約成立後の解約(いわゆる「キャンセル」)について、その事由や期限をあらかじめ示した契約(解約権留保付労働契約)を労使間で締結する場合には、当該事由が合理的であることや、労働契約法第三条第一項の労使対等の原則の趣旨を踏まえスポーツワーカーに

のみ不利な内容にならないことに留意する必要があります」と考えている。

七について  
お尋ねについては、個別の事案の内容や状況等により、御指摘の「労働契約法十七条一項、民法六百二十八条のみ」に該当するかが問われる」とは限らないが、いずれにせよ、労働契約法、民法(明治二十九年法律第八十九号)、その他の関係法令の規定も踏まえて、最終的には、個別の事案に応じて司法判断がされるものと考えている。

八について  
お尋ねについては、個別の法人が作成したリーフレットの内容に関するものであり、その一々について、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、御指摘の「一定の責任の意味するところが必ずしも明らかではないが、関係団体等に対しては、使用者向けリーフレットの周知を行うとともに、スポーツワークを利用する事業主において、適切な労務管理が図られるような取組を求めているところであり、引き続き、こうした対応を図ることとしており、また、御指摘のような「法的な疑義」については、最終的には、個別の事案に応じて司法判断がされるものと考えている。

九について  
御指摘の「補償を受けるまでのスポーツワーカー向けの手引き等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「企業側キャンセルに伴う補償」については、労働者向けリーフレットにおいて、「労働契約成立後に雇用主の都合で仕事の中止または早上がりを命じられた場合は、雇用主は、所定支払日までに休

業手当を支払うことが必要」であることなど、スポーツワークにおける留意事項を示しているところであり、引き続き、労働者向けリーフレットの内容について、あらゆる機会を通じて幅広く周知するとともに、労働基準監督署等において、適切に相談対応を行ってまいりたい。

十について  
御指摘の「統一した指針等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省においては、令和七年七月四日に連名通達により、都道府県労働局に対して、労働基準監督署等の職員に対し、使用者向けリーフレット及び労働者向けリーフレットの内容等を周知し、理解を促すこと、また、労働者等に対してこれらのリーフレットの周知を図るとともに、労働者等から相談等が寄せられた場合には、これらのリーフレットの内容を踏まえた適切な対応を図ることを指示しているところである。

また、労働基準監督署等において、連名通達に基づき、使用者向けリーフレット及び労働者向けリーフレットの内容を踏まえた適切な対応に努めているところである。

十一について  
御指摘の「職業安定法など諸規定」の具体的に指し示す範囲が明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「キャンセル履歴」を労働契約成立後の使用者の責に帰すべき事由による解約の記録と解すれば、当該記録の開示については、御指摘の「有料職業紹介事業者であるアプリ事業者」を含めた職業紹介事業者等による個人情報保護の適正な取扱いを定める職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第五条の五の規定に違反しない限り、同法上の問題は生じないと考え

ている。

十二について  
御指摘の「アプリ事業者がキャンセル履歴を持つているものの、一部利用企業以外は開示しないという問題については、その詳細を把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「アプリ事業者を職業紹介事業者と、「キャンセル履歴」を労働契約成立後の使用者の責に帰すべき事由による解約の記録と解すれば、当該記録は、一義的には、当該使用者において保存すべきものであり、職業紹介事業者に対し、当該使用者に対する当該記録の開示を求めることは考えていない。

十三について  
お尋ねについては、三について、四について、九について及び十についてでお答えしたとおり、使用者向けリーフレット及び労働者向けリーフレットの内容について積極的に周知を行うとともに、労働基準監督署等において、これらのリーフレットの内容を踏まえた適切な対応に努めているところであり、今後とも必要な対応を行ってまいりたい。

